# [C] 部門: プーブリリウス・シュルス (Publilius Syrus) の世界──「タテマエ・ホンネ」ニ元論の視点から見た場合

## 目 次

はじめに

- 第一章 「タテマエ・ホンネ」イメージの群像
  - (1) 対概念によるイメージアップ
  - (2) 対比の読み解き
  - (3) 日本の法文化に見るタテマエとホンネ
  - (4) 古代ローマに見るタテマエとホンネ
  - (5) まとめ

## 第二章 本論

- (1) タテマエ論タイプの格言命題
- (2) ホンネ論タイプの格言命題
- (3)「タテマエ・ホンネ」二元論タイプの格言命題
- (4) 対比論タイプの格言命題
- (5) 個別テーマにそくして読む格言命題
- (a) 賢人論
- (b) 婦女論
- (c) 奴隷·被解放奴隷論
- (d) 友人論
- (e) 人生論
- (f) 比喻論
- (g) 恋愛論
- (h) 二倍論

## はじめに

① プーブリリウス・シュルス(Publilius Syrus)」は、その名前からもうかがえるように、小アジアのシュリア(現在のシリアのあたり)の地から、おそらく、なんらかの理由により奴隷の身分にある者としてローマにつれてこられ(もともとは自由人市民であったのに、奴隷身分に身をおとしてしまった可能性もある)、ローマで、彼を手にいれたローマ市民である主人(所有権者)によって解放され、いわば半市民としてのステイタスを手にいれた人物ではないか、と推測される。彼が、ローマで、いわゆる「文学的茶番狂言劇」の作者およびその手の劇の役者として第一線で活躍したのは、共和政も末期の前一世紀も終わりころの、内乱期につづく激動の時代であった。これは、制度疲労のような現象をおこしてしまったローマ共和政の伝統的な国家構造そのものに鋭くメスをいれようとした野心的な政

治的実力者・カエサル(シーザー)の非業の死をきっかけにしてはじまっ たものである。その当時、都市国家・アテーナイによって代表される古典 ギリシア世界の文化伝統をうけついできた、地中海周辺にちらばるヘレニ ズム諸国は、すでに紀元前の数世紀のあいだに、新興の軍事大国であるロ ーマによって政治的にはほぼ完全に制圧され、その支配下に組みこまれて しまっていたが、しかし、これらの地域は、文化面では、かつてのギリシ ア世界の文化レヴェルの高さをなおもその身にたもちつづけていた。シュ ルスという独特の才能のある人物も、おそらく、その生まれや育ちによっ てギリシア的な素養を身につけていたおかげで、ローマ世界の中枢である ローマ本市の劇場舞台に活躍の場を見出すことができたのだろう(彼が、 劣悪な奴隷の身分から解放されて、不完全ながらもローマ市民となれたの も、自身の特別の、タレントとしての才能が買われてのことかもしれない)。 以下に紹介する格言的命題のなかには、生粋のローマ人の場合には見られ ないような、いくらかエキゾティックな独特の視点がにじみでている。い ずれにしても、彼は、現代のいわゆる「吉本喜劇」集団が部分的に示して いるような道化芝居的なジャンルにも属する無数の喜劇作品(これは現在 には伝わっていない) の書き手として、また、即興的な動きを得意とする 演じ手として、ローマの、何千人も収容するポンペイユス劇場などを舞台 とする興行の世界で大成功をおさめて、時のスターとなった。彼がその当 時までの劇場世界の伝統の一部門であった政治風刺的な作品におけるパフ オーマンスにとくに強いところを示したのかどうかはわからないが、それ でも、彼が、その場かぎりで、ただ人を笑わせ、楽しませるだけの、軽い 芸人ではなかったように、筆者個人には思われる。ひょっとすると、この 人物は、日本の狂歌・狂句・川柳などの作り手たちと似たかたちで、鋭い 批判者としての側面もかなり強くもっていたのではなかろうか。もともと、 ローマの共和政というものには、かなりルースな性格が各所にまつわりつ いていて、そのために、人の発想や動きにも自由なところがあったが、し かし、彼が生きていたのは、その自由奔放な共和政の恣態が政治的な圧力 などを通じていよいよ失われてしまう、きゅうくつな時期であった。一般 に、「ローマ的なもの」というとき、「共和政ローマ的なもの」と「帝政ロ ーマ的なもの」との二つの側面が考えられるが、筆者個人としては、とり わけ最近の日本人の注目の的である巨大世界帝国・ローマの仕組・機構・ 構造よりも、むしろ、古代ギリシアのアテーナイとならびたつ都市国家の 色あいものこす、ローマ人の都市共同体の姿の方に学問的な関心の重点を おいているので、とりわけ、共和政(かりにタテマエのうえだけのことで あるにせよ、市民が主人公のようなものとなっている政体)をある意味で 体現するシュルスのような人物が後代にのこしてくれた、人間味にあふれ

た、やわらかい文化遺産に心ひかれるのである。ところで、いったいどの ような経過をへて二〇〇〇年も前の格言命題の作品群が現代にまで伝わっ てきたのか、という点については、残念ながら、筆者には正確なところが フォローできてはいないのであるが、いずれにしても、本人もしくははる か後代の文人が、その職人芸のエッセンスである格言的な命題を、一編の コレクションにしあげるようにしてまとめてくれていたおかげで、これが、 ときには、当時や後代の初等・中等教育の現場での私的な教本として活用 されるまでの扱いをうけることになり、そのために、二〇〇〇年をへた現 在においても、私たちは、残されてきた資料を通して彼の思想世界の中枢 部にタッチできるのである。その、後代において編まれた彼の著作は、 〈Sententiae〉[金言録] と名づけられている。この「金言録」の原テキス トにまでたどりつくルートは、中世以降、さまざまに存在するように思わ れるのであるが、筆者としては、もっとも利用しやすいものにたよるしか なかった。その書物は、1937年に刊行された田中秀央・落合太郎編著の『ギ リシア・ラテン引用語辞典』である。なお、その序言の部分には、一九世 紀から二〇世紀にかけて、欧米諸国で編成されたその手の各種の辞典が、 参考著作としてかなりの数あげられている。

②以下に紹介するのは、格言、警句、人生観の吐露など、実に雑多な内 容をふくむ「金言録」中の、田中・落合両氏によって現代にまで伝えられ てきている一一〇〇点たらずの命題のうち、筆者独自の視点から見てとく に興味のある七○○点たらずのものだけである(『ギリシア・ラテン引用語 辞典』には、この「金言録」からの引用が 1 から 1117 までの範囲におよ んでいるが、この一〇〇〇点以上の命題がすべてここに収録されているわ けではない。欠番となっているものも存在しているようである)。その筆者 独自の視点というのは、「タテマエ・ホンネニ元論」的発想に由来するもの であるが、それについては、とりあえず多少とも説明が必要であろう。筆 者の考えによると、古代ローマ文化の基層ないし背景には、「タテマエ」サ イドと「ホンネ」サイドという二つの対比視角から分析すると理解が容易 になる要素や部分がかなりある。このような分析スタイルは筆者の古代研 究の手法の一つに相当するが、実は、不思議なことに、日本文化の基層な いしは背景にも、時と場所を超えるかたちで、古代ローマの文化の場合と の類似点のようなものがあるのではないか、と筆者が「現代日本」研究の 過程において長年のあいだ考えつづけてきた、という要素をここでとくに あげておかなければならない。論者のなかには、そのような、タテマエと ホンネが対立する、とうけとめられるような現象など、どの時代、どの国、 どのような局面においても大なり小なり認められるもので、しょせんは程 度問題にすぎない、とされるむきも当然あろうが、筆者としては、そのよ

うに軽くは考えずに、時代を超えるかたちで、それらのあいだに存在する相似性ないしはパラレルな流れを、もう少し重く学問的にうけとめてみたい、と考えているわけである。いずれにしても、学問的な分析視角=解析道具として「タテマエ」のイメージと「ホンネ」のイメージを定立しながら、もろもろの対象の解析にたちむかうことはひとまず許されるものと筆者は確信している。なお、筆者は、現代日本における「タテマエ・ホンネ」の関係をめぐる問題の分析については、以下の二つの仕事において試論的な成果の一端をすでに公表してきている(その作業は、三○年以上もまえからはじまり、今も継続中であり、いつ終わるかはまったくわからない)。①「法のタテマエとホンネ──日本文化の実相をさぐる」(有斐閣・1983→増補版→新増補版・1988:絶版)、②「タテマエの法・ホンネの法」(日本評論社・2002;新版・2004;新版増補・2006;第四版・2009)。「時の法令」という雑誌(月二回発行)に長期間にわたって連載されているシリーズものの作品も、その執筆の流れはうけつがれている。

③筆者が、現在(2013年)の時点で、「タテマエ」と「ホンネ」という対概念に対して具体的にどのようなイメージをいだいているか、という点については、次項(II)のところでいくらかでも明らかにしていくつもりである。

④ところで、そもそも筆者がまったく個人的(私的)に「タテマエ」と 「ホンネ」の二項対比に特別の関心を示すようになっているのは、―― 十分 な老境に入った筆者の現在の感触によると―― 第一に「生まれ」、第二に「育 ち」、第三に「素養=トレーニング」という三つの要素のせいである。筆者 という人間は、生まれつき、一筋の縄ではとてもしばりきれないような動 きをする「多動型」タイプの人間であり、その体質のせいか、一元論には 生来親しめない人間の部類に属することになっているようである。他方で、 底の知れない多元論よりは、メリハリのきいた二元論の方がとりあえずは おさまりがよく、また使い勝手のよいところもあるように個人的に感じら れて、昔から、二元的に物事を考え、行動にでる性格が筆者には強かった。 つまり、両極端にはしるところが、筆者の場合、生活のあらゆる局面でご くふつうに見られるのである。端的に言えば、筆者は、まぎれもなく (?) 「善人」であるが、その一方で、時と場合(TPO)によっては「悪人」のよ うな存在にやすやすと変身することもできないわけではないのである。と ころで、「哲学する」には、背伸びなどしないで、自身の力量・器量・持味 - つまり、個性 --- に見あうところで、自分流に、力のかぎり精進してい けばよい、というのが筆者の持論であるが、正直なところ、筆者が哲学者 としての素養を多少でももちあわせているかどうかは、今なおよくわから ない(私事であるが、かつて、教え子の京大生がしばしば筆者のことを「哲

学者である」と評してくれたことがあって、とても感激した記憶がある)。 しかし、そのような名目(タテマエ)的なことは、今となってはもはやど うでもよいことである。これからも、自身の直感・直覚に素直にしたがっ て、迷うことなく、ユニークな (?)「タテマエ・ホンネニ元論者」として 研究の道をかぎりなく歩みつづけていきたい、と念じている。もちろん、 各方面からの御批判は覚悟のうえである。このような研究行動は、結局の ところ、筆者個人にとっては、いわば「哲学する」という営みにもなって くるのであろう。さて、つぎの「育ち」についてであるが、わが京都とい う町は、さまざまな地理的・歴史的事情のせいで、おそらく日本でもっと も「タテマエ」と「ホンネ」が―― タテマエにおいても、ホンネにおいて も (つまり、名実ともに) ― そこに生きる人に意識されている独特の地 である。京生まれ、京育ちの人間は、生きかた、物事のうけとめかた、発 想のしかた、つきあいかた、言葉づかい、行動スタイル、身のこなしなど、 生活・文化・思想の全般においてタテマエとホンネの洗礼を、平安京の大 昔から、ずっと、日々うけている。この町は、土地柄のせいか、タテマエ に大きく傾斜している東京の町と、他方で、京都の場合と同じようにいわ ゆる「関西」の地にあって、タテマエのことは十分意識していながらも、 ホンネにどっぷりとつかる楽しみを知っている(知りすぎている?)大阪の 町とは、かなり風あいの異なる場所である。筆者も、この京の町とほとん ど距離をおくことなく、ずっと生きてきたので、この町の風情に大きく影 響されている。それから、三つ目の「素養=トレーニング」の話しである が、筆者は、五〇年以上にわたって法学(法律学)の研究に従事している 関係で、タテマエというもの(法のタテマエ、ないしは、タテマエの法) につねに直面している。しかし、筆者は、歴史的な法である、西洋古典古 代のローマの法を専攻する基礎法学研究者の一人なので、タテマエの権化 としての法に接するさいに、原理的・基礎的・思想的・比較的なアプロー チというものが自身の研究姿勢におおいかぶさってくる。そのアプローチ の一つのスタイルが、筆者のホンネ重視論へと成長していったのである。 そのようなわけで、「プーブリリウス・シュルスの世界」にふれようとする 筆者の試みは、実のところは、筆者の位置づけによれば、「タテマエ・ホン ネ論」研究の流れのなかで展開していくことになるのであるが、その点で は、この [C] 部門は、シュルスの世界の一部をのぞき見る程度のものにと どまり、彼の叡智の全容を検証する、というように本格的なものでは、ま ったくない。

⑤ (a) さて、本部門では以下のような分析方法を用いる。まず、「法格言」という立派な名称に値するような重厚さをそれなりに備えた命題を含む格言の例をいくつか示してみよう。どの時代、どの国においても、タテ

マエ論をとりたてて重視するような、また、それにしか興味を示さないよ うな法学者ないしは広い意味での法律家(ジェリスト)が、法格言という スタイルで、タテマエ論を中核とする法理論の一端を効果的にひろうする 関係で、この法格言というものは、どうしてもタテマエよりの硬いものと なってくる。それに、そもそも格言というものが本性上タテマエ論に流れ やすい側面ももっているので、なおさらのことである。以上が、第二章(1) にまとめてあるタテマエ系の格言命題である。シュルスが活躍していた時 代より二○○年ほど後の法学古典期の法学者たちによって編みだされた格 言的命題は[B] 部門  $(B-1\sim851$ 頁) に数多くならべておいたが、それに もひけをとらない立派な格言が、いわば劇作者としての顔をもつ文人・シ ュルスによって立派に生みだされている、といったところがいかにも「法 の国」ローマらしい現象とも言える。もっとも、この(1)に所属すると考 えられる法格言風の命題の数は、それほど多いものではない。それは、彼 が、この方面のものにそれほどの関心や執着をもたなかったからであろう。 実際のところ、その気になれば、当時のローマの法世界とは直接かかわり をもたなかった彼でも、後代の範となり、末長く語りつがれていくような 珠玉の法格言の作品をいくつも生みだすことができたにちがいない。市井 のローマ市民は、日々の生活のなかで、タテマエなるものの正体をそれな りによく心えており、また、そのようなものにうんざりしていたにちがい ないので、そのようなものを舞台でひけらかしても、彼らが興味を示すこ とは少なかったのではなかろうか。

- (b) 第二章 (2) に収められた部門は、本編の中核をなす、シュルスのお得意分野の命題を集めたものであるが、ここには、もろもろの、きれいごとだらけの世のタテマエをふきとばすような、パンチのきいたホンネというものが、典雅で、気のきいた文体のなかににじみでている。これらの命題は、——正直なところ——内容的に見て、現代の読み手の方々の心をストレートにとらえ、その人々を十分に納得させるものばかりとは言えないが、それでも、共和政末期という激動・革命の時期に生きていたローマ人(とりわけ市井のローマ市民)のホンネ(リアリティー)のようなものに後代の私たちが手っとりばやくふれるための生の素材としては、きわめて貴重なものとなっている。
- (c) 第二章 (3) のところには、筆者が想定しているような内容の、タテマエとホンネの対比・対照が――程度の差はたしかにあるが――浮きでている、と考えられる例が、いくつかそろう。このグループに属するものの数はそれほど多いとは言えない。その点については――正直言って――かなりの不満も残るが、その点はやむをえないものと考えている。もっとも、そのまえの(2) において展開される率直なホンネ論の背後にしばしばひそ

んでいるようにも見えるタテマエ論のことを考えあわせてみれば、実質的に見れば、この部類に属するものの素材の数はかなり増加することにもなるはずである。

- (d) 第二章(4)では、対比の手法がさまざまにくりひろげられている例 を多数とりあげる。実は、タテマエとホンネも、ある意味では、一つの対 比モデルなので、(2)・(3) グループとこの(4) グループのあいだには内 容上の関連も存在するわけである。ところで、「対比」という、筆者好みの 二元的な分析の手法の有効性は、出典不詳のつぎの格言が端的に示してく れている。 <Opposita juxta se posita magis elucescunt.> [相反するも の「が意味するところ」は、それらを近くにならべてみれば、むしろよく 判明する。] 実際のところ、人の世の事象の多くは、対立・対照・矛盾・不 統一をさまざまにはらむものであるが、対比の図式を駆使すれば、それが シャープでシンプルなものであればあるほど、その事象の真の姿・像やそ の正確な位置づけ・座標を見せてくれる、といったあたりのことをこの一 文は示唆しているのであろう。シュルス作の各命題がさまざまに発するイ メージを通して、今から二〇〇一年以上も昔の共和政末期ローマにおいて、 当時の人々(とりわけ、屋外で催し物を観ている各層のローマ市民)が、 きのきいた対比のプロットを見聞きして、面白がったり、感心したり、納 得したり、反発したり、ばかにしたりしていた様子を御賢察頂ければ幸い である。一般に、哲学者は、この時期のローマには、ギリシアの場合のよ うには育たず、また、法学者層もまだ十分には成熟はしていなかったので、 その当時としては、シュルスのような、ある意味では知的なパーソナリテ ィーは、世間では実に貴重な存在であった。つまり、彼はタレントとして 光りかがやいていたのである。
- (e) 一方、第二章 (5) では、(1) から (4) までのところにおいて多少とも理論的な分析をほどこしたのとはちがい、個別テーマのもとに関連素材をまとめるかたちで、シュルスの言葉をフォローしていくことにしてある。
- ⑥ところで、以下にとりあげる格言命題がすべてシュルスその人の発案によるものか、と言えば、おそらくそうではないであろう。彼の活躍した時期よりまえに、共和政ローマという時代は四○○年以上存在していたので、そこでつみかさねられてきた文化的成果がこのような格言命題となって実を結んでいる、と考えておくのが素直な見方であろう。そのほか、ギリシア=ヘレニズム系の発想も彼のもとに流れこんできているのかもしれない。いずれにしても、資料が不足しているので、シュルス個人が格言のなりたちに貢献した度合は推しはかることはできない。逆に、後代への彼の作品の影響の方は、資料が多くなってくるので、多少はあとづけること

ができる。

⑦筆者が資料として参照したのは、田中秀央・落合太郎編著『ギリシア・ラテン引用語辞典』(新増補版)だけである。このような先人の優れた御業績に心から感謝するしだいである。そこには一○○○個たらずの命題がおさめられている。なお、小林標著『ローマが残した永遠の言葉―― 名言百選』(2005年・日本放送出版協会)は、新書版であるが、手軽にローマの各種の格言にふれることを可能にしてくれる、よい素材である。

⑧これらの、第二章の(1)から(5)までの部分は、実はまったく性格 の異なる部門のたんなる集合体となっている。その(1)から(3)までは、 筆者個人が問題にする「タテマエ論」・「ホンネ論」を実例にそくして検討 してみる部門であるが、しかし、(4)は、格言命題の形式的な工夫に着目 してつくりあげられた部門であり(もっとも、「二元論」という点からすれ ば、ほとんど二元的対比(二項対比)のかたちをとる対比論は、「タテマエ・ ホンネ・二元論」とも実質的な関連をもっているが)、また、(5)は内容に そくした格言の区分けだからである。なお、「内容別区分け」という点から すると、その(5)でとりあげた「賢人論」以下の八つのポイントのほかに、 <fides>[信義・信用]とか、<fortuna>[運・運命・幸運]とか、<conscientia> [良心・良識]とかの、シュルスがとくに興味を示したポイントについても、 それぞれに項目をたてることができるが、本編では、そこまで深入りする ことはしなかった。それでも、「プーブリリウス・シュルスの世界」を筆者 なりに現代に伝える、という本部門の目的は、収録した格言命題の数が多 いこと(つまり、現代に伝わってきているものの大部分をひろった、とい うこと)と、いかにもシュルスらしい命題の選びかたや命題の立てかたを 示すような重要な命題はほとんどとりあげたことで、ほぼはたされたもの と信じている。

⑨本部門は、言うまでもなく、『法律ラテン語格言事典』といった系統の作品の系列に付属する部門である。その意味からすれば、ここには、プーブリリウス・シュルスの、法・法学関連の格言命題を中心にすえるべっさあったかもしれない。しかし、彼の世界は、広い意味におけるローマの法世界をはるかにこえたところにまでワイドに展開しているので、それを追いかけるうちに、このような編成になってしまったわけである。それで、問題の法・法学関連の格言命題についてであるが、これは、独立の項目を設けずに、本文の原語部分と邦訳のところをゴチック体にして示すことで、目立つようにしていきたい。もっとも、シュルスは、法・法学関連の格言命題を他の部門を圧倒するかたちで多数つくりだした、というわけではまったくないので、これほどのスペースをとってまで彼のことを綜合的に現代に伝える必要性があったか、と言えば、多少の疑問も実際にはのこるが、

それでも、そもそも格言という表現形式がタテマエの表明とホンネの吐露、という二つの要素からなりたっていることが少なくない点をいくらかでも明らかにすることができれば、この仕事の意味それなりにはあるのではないか、と今のところは考えている。いずれにしても、古代発の貴重なデータベース的な色彩もかねそなえる、シュルスの業績を解析することは学問的に価値がある、というのが西洋古典学研究の基本理念の一つなのであり、筆者はその流れに素直にしたがっただけのことである。

## 第一章 「タテマエとホンネ」イメージの群像

## (1) 対概念によるイメージアップ

①「タテマエ」と「ホンネ」については、国語辞典につぎのような記述 がある。『広辞苑』の「立前・建前」の項目においては、その項目の②のと ころに、「表向きの方針」とあり、そして、「建前」の項目においては、「む ねあげ。上棟式。」とある。他方で、『日本国語大辞典』の「立前・建前」 の項目においては、その項目の①のところに、「本来的なこととして決まっ ている方針、原則など。表向きの方針。」とあり、そして、「建前」の項目 においては、「家屋の建築で、柱、棟(むね)、梁(はり)などの主な骨組 を組み立てること。また、そのあとの祝い。むねあげ。上棟式。」とある。 一方で、日常会話用の表現や学問用語の場合には、ここに示された意味よ りも、もう少し、広く、深く、含みのある表現としてこれらが現われてく ることが多いように思われるのであるが、その意味するところを的確にと らえるのは、かなりむずかしい。一方、「ホンネ」については、『広辞苑』 では、「まことの音色、本心から出たことば」とある。ある別の辞典には、 「たてまえを取り除いた本当の気持」というように、対比を意識した説明が 「ホンネ」についてつけられている。なお、「タテマエ」と「ホンネ」とい うカナ表記はまだ十分に市民権をえられていない。「建前」と「本音」と表 記されるのが通例だからである。それでも、法学系の学術論文や著書など のなかに、「建前 (タテマエ)」と「本音 (ホンネ)」というようにカナも登 場するケースも、散見する。ところで、筆者は、名古屋市のある大学での 「法学」講義のなかで、法学部新入生の諸君に、「あなたにとってタテマエ とホンネとはどのようなものですか?」にかんしてミニ・レポートを提出 してもらう機会がよくあったが、東海地方出身者が圧倒的に多いこの大学 の、いまどきの新入生諸君の頭脳のなかには、このような一対の概念はほ とんど組みこまれていないことが判明する(風土のちがう京都の大学の学 生諸君の場合なら、まちがいなくこれとはちがった結果になってくるが)。 しかし、半年間の講義を通じて、彼らは、これらの用語=概念について十 分な理解を示すようになるのと同時に、それを体感して文章表現のなかで

使いこなすレヴェルにまで到達してくれる現象がよく見える(筆者は、半年のあいだに、総計一〇数枚のレポートを、出席を証明するものとして(もちろん、考えついたことをその場で文章にしあげる訓練もかねて)、学生諸君に書いてもらっていたので、そのことがよくわかるのである)。そのようなわけで、筆者としては、「タテマエ」も「ホンネ」も、日本人一般にそれなりに親しめる理論枠組なのではないか、と感じている。もっとも、地域差、個人差、TPO(時と場所と状況)データの差がかなりあって、そのことを単純に一般化することは十分につつしまなければならないが。

②それで、概念を鋭くきりとって、それを理論的・システム的に簡潔に 整序する、というような、いわば学問的な作業の方はひとまずあきらめて、 とにかく、対になっているような、日本語の言葉=概念を、タテマエ群の ものとホンネ群のものに仕分けをしながら、整理していくかたちで、今の 時点で思いつくかぎり、できるかぎり多く配置してみることにしよう。た とえば、「名実ともに」という言いまわしをする場合、名はタテマエで、実 はホンネである、というようなうけとり方をするわけである。そのさい、 その数が三○○個ほどになって、あまりにも多いので、多少の整理はして みなければならない。大別して、(A) 理論的・原理的・理念的・観念的な — つまり、いわば「タテマエ」的な—— とらえかたによって析出されて くる対比構造と、(B)筆者個人の感性・感覚を通じて―― つまり、いわば 「ホンネ」のゾーンで―― 念頭に浮かんでくる、二つの言葉の漠然とした組 合わせ、との二群に分類できる。これが、本論である。そして、前者の(A) - 少し型どおりの区分で申しわけないが —— (a)社会科学系列のも の、(b) 人文科学系列のもの(これらのうち、「ごく広い意味における「哲 学的なものの考えかた」に関連する項目」をその項目の①とし、「それ以外 のもの」を②とし、つぎの (c) の「自然科学系列のもの」にも属する項目 を③として、分類による配列をこころみた)、(c) 自然科学系列のもの、に 三分される。つぎに、後者の(B)の場合は、まったくの羅列にとどまって いる。しかも、そのなかには、二元論者である筆者好みの、少々いかがわ しい(?)代物もいくつか混入しているのではないか、と心配している。な お、二項対比が重複して別分類のところに登場するケースもいくつかある ことを御了承頂きたい。最後の、(C)の部門は、いわば余論で、さきの(A)(B) の各部門のものと重複することを前提として、私たち日本人をとりま いている「二字熟語」の奥深い世界を肌で感じて頂くために、とくにそれ らをリストアップして編成されたものである。世界の他の国々にももちろ んこの手の二項対比の熟語的表現は存在するであろうが、とりわけ漢語を 駆使した日本語表現は、その量だけでなく、含蓄の深さ・言葉の美しさの 点でも注目に値する。タテマエとホンネの二項対比と、この二字熟語のな

かにこめられた対比・対照とは、深いところで関連しあっているのではなかろうか。まずは、古代ローマ人流に、雑然とした素材をそのまま雑然と陳列することにさせて頂こう。もっとも、古代ギリシア人にも似て、タテマエ(理論)重視の傾向が強い日本の知識人には、理論性・論理性を欠くこのような筆者の枠組設定方式など、とてもうけいれてもらえないだろうが。なお、以下の表全般に関係することであるが、左がタテマエ群に属するイメージで、右がホンネ群に属するイメージである。つまり、――最初の項目について言えば――「法」がタテマエで、「政治」がホンネである、という位置づけになる。

- (A) 理論的・原理的・理念的・観念的な、いわば「タテマエ」的なとらえかたによって析出されてくる対比構造
  - (a) 社会科学系列のもの

①法の性質・性格・種別
法 ———— 政治
法 ——— 行政
法 ————————————————————————————————————
法 —— 理・条理・道理・原理・公理
法(実定的法規範) 世間のしきた
り・世間体・道徳・倫理・モラル・義・
道義・仁義・大義・道・矩
法 ——— 良心・良識
実定(成文)法規 ―――― 慣行・慣習・慣
用・習俗などの広義の法・「生ける法」・
矩
国内法 ―――― 強制力に欠けるところの
ある国際法
制定法·成文法 ————— 判例法
大陸法 ———— 英米法
実体法 ——— 手続法
一般法 ——— 特別法
刑事法 ———— 民事法
強行法規 ———— 任意法規
行為規範 ———— 裁判規範
法律 ———契約
法令 ――― ガイドライン
性善説原理 ———— 性悪説原理
原理 ———— 具体的制度

## ② 裁 判 訴訟 (裁判) — 和解 (示談) · ADR (代替的紛争解決制度=裁判外紛争処理 刑事裁判 ——— 民事裁判 法律問題 ———事実問題 ローマ法学の論点 ―――ギリシア風ロ ーマ弁論術の論点 コモンロー---エクィティー 正義 ———— 衡平 真実 ———事実 手続(プロセス) ――― 結果(リザルト) ―― それへの手段・道筋 目的・目標 ----手続的正義 ———— 実体的真実 (実体的正 論・論理・理屈 ――― 証・証拠・証明 罪 ——— 恥 裁判(裁判所)———— 捜査(警察) 裁判官 ——— 陪審員 検察官 ---証拠力(証拠能力) — 信用力(証拠 の信用性) 検察 ----警察

- 執行

判決 —

制度論・原理論 — 現実の執行 裁判による決着 ――― 司法取引による 長期的展望 -----短期的視野・短絡な行 決着 事前規制 ——— 事後救済 本案判決 ——— 仮処分 法的安定性の源 — 不確定性の元凶 被告人への無罪推定 ―――― 世間におけ 拘子定規な扱い ------ 融通をきかせた る被告人の、事実上の有罪扱い とりはからい 抽象的な整合性 ————具体的な妥当性 実刑判決 — 執行猶予つき有罪判決 無罪 ——— 無実 違法 ———— 脱法 加害者(犯人)の人権の護持 ―― 被害 脱税 ——— 節税 者およびその家族の人権の尊重・確保 総論 --- 
 一般論
 個別論・具体論・特殊論

 一般・全体
 特殊・個・個別
 加害者の論理・理屈・言分・言訳 ---被害者の思い・想い 犯罪 — 犯人 公・官・パブリック -----私・民・プラ 自力救助(自助)の禁止 ---- 正当防衛 イヴェイト 中央官庁 ---------- 地方公共団体 マチの論理 ---------- ムラの理屈 あの大岡越前守のとりしきる、表の裁判世界 ――― かつての人気テレビ番組「必 殺仕事人」(中村主水=藤田まこと) など 指導(行政指導)·助言·勧告 ----の暗躍する、闇の制裁世界 制・強要・命令・指示・指図 ③ 法 制 度 形式 ——事実 要式 ――――要式からの自由 権利能力 — 行為能力 成年擬制 ---表示,外形,指図,表示主義 -----— 直音· 本籍 ———— 現住所 趣旨・意思・意志・意思主義 法人・団体 — 個人 説明合意 (インフォームド・コンセント) 養子 ———— 実子 -----納得合意 (筆者の造語?) 文理解釈·文言解釈 — 意思解釈 物権法 — 債権法 解釈法学 —————法社会学 所有 ————占有 損害賠償 —— 日本国憲法の改正条項 ――― 改正のた ------- 慰謝料 擬制 — 推定 めの国民投票のシステム 擬制自白 —— ----通常の自白 文(シヴィリアン) -----武(ミリタリ 婚姻・法律婚 ――― 内縁・事実婚 法治 — 人治 過失 — 故意 原則・本則・プリンシプル ――― 例外・ 特別•特殊 ④ 法の諸側面 公式 ——非公式 プロトタイプ・原型・スタンダード --法の常識 ----世間の常識・経済の常 識・政治の常識・業界の常識・人の常識 ヴァリエーション・派生物 フォーマル ----- インフォーマル 制度上の仕組・構造 ――――実際上の運 正統 ——— 用・適用・実情・実態・実相 - 異端

筋 (スジ)・理論・観念 ――― 現実・実 ――――外部・周辺・在野・アウトサイ 態・実状 ゾッレン sollen (するべきである) 法的人間 (ホモー・ユーリディクス) (筆者の ーーー ウォッレン wollen (したい)・ 造語?) — 経済人 (ホモー・エコ ケンネン können (できる) ノミクス) 知・智・理・頭 (ヘッド) — 情・情 ⑤政治 司法的救済 — 政治的救済 行政的救済 — 政治的救済 念・情緒・心 (ハート) 理性 — 怨念 知・知識 ―――現実の行動・実行 権力 ——— 権威 正・合法 ―――不正・不法・違法 祭 ————政 ウソーーマコト 法的処理 ———— 人道的配慮·政治的配 ――力(ゲバルト)・実力・腕力 慮・国際的配慮 フェア ----アンフェア 法的措置 ————超法規的措置 合理 ―――非合理・不条理 体制側の論理 -------- 反体制側の理屈 多数者の論理 ――― 少数者の論理 客観・客観的考察 ----主観・主観的考 集団をとりしきる論理 ――― 個人を規 名 —— 一実 制する論理 名 ———体 富者・強者のよりどころ ――― 貧者・弱 不作為 —— 

 不作為
 作為

 想定内
 想定外

 者の支え・頼り 公式発言 ―――オフ・レコ談話 均一化 — — 多様化 トップ・ダウン ----ボトム・アップ 大義名分 — 実際の理由・動機・裏事 入口論 ———出口論 情 「海外の戦闘地域に自衛隊を派遣するのは憲法 違反行為であるが、『戦闘地域』の定義とは 心素 — ------ 体素 主——— 何か?」(国会での質問) ――「自衛 — 従 間接 直接 隊が海外派遣されているところが、まさに 本 — 末・支 全体 — 個 『非戦闘地域』である」(小泉・元首相の国 会答弁) 質--------量 ⑥ 経済 理想・理念 ――― 現実・現象 金(金貨)・銀(銀貨) ――― 紙幣・手形・ ハードウェア・ハード・硬 ----ーソフト 小切手・金券 信用取引 ――― 現金取引・物々交換 ウェア・ソフト・軟 非個性的 —————個性的 一資本主義経済 社会主義経済 — 資本の論理 ――― 社員の理屈・心情 ソト (外・外界・外面・外観・外見) 一 ウチ (内・内界・内実・実相・ 経済行動の事前規制 ――――経済行動の 実情) 事後処理 中央・中心・中核・中枢・インサイダー

(b) 人文科学系列のもの ①ごく広い意味における「哲学的 なものの考えかた」に関連する項 非個性的 ———— 個性的 順 ———— 逆 順接 ——— 逆接 平面的(二次元的) 立体的(三次 元的) • 多次元的 受動的・パッシヴ・ディフェンシヴ -----能動的・ポジティヴ・アクティブ・アグレ ッシヴ 単純・単眼 — 複雑・複眼 複雑・複眼 — 単純・単眼 絶対的 — 相対的 言----動 静 — \_ \_ 動 陰 -----陽 プラス (加) ----――マイナス(除) マイナス (除) ―――プラス (加) 公平(衡平)——不公平(不衡平) 善悪 悪 善善 正しさ — 有用さ **万** — 拙 拙一 — 15 優 ————劣 劣 ————優 グローバル — ローカル トータルーアド・ホック・これに向 理念型・理想型・モデル ――― 現実像・ リアリティー

抽象 ———— 具象

演繹 ———— 帰納
全方位的 ———— 方位限定的
方法・手段内容
知
原・源・元・本 派生・亜・末
possible (理屈のうえでありえる) ———
probable(現実の問題としてありそうな)
虚(虚像)———————————————————————————————————
常識 ———非常識
過去 ——— 現在
聖 ———俗
神 ————————————————————————————————————
男 ———女
ホモー・サピエーンス (人類) ―― 動
物
神・仏 ―――悪魔・鬼
他律 ————————————————————————————————————
他人のこと(他人事)―――自身のこと
きれいごと雑然とした現実
三人称 (主語) で語られる世界 一人称 (主語)
で語られる世界
安全 ———— 危険
安定 ———不安定
全体 ————個
彼岸 ———此岸
あちらこちら
秩序 ———— 混沌
光 ————影
面・全体 ―――― 点
見えるもの・可視世界 ――――見えないも
の・不可視世界
透明な世界・オープンな世界 ―― ブラ
ックボックスの世界
遠視的 ————近視的
±=

開	潜在 ———— 顕在	淀み 流れ
収縮・凝固       膨張・展開       青       赤         アイディアリスト       リアリスト       寒冷       暖・温・熱         理想・理想的       現実・実存・実相       晴       曇         ・現実的       すっぱい       甘い         優       動いまい・アバウト・ファジー       一         脚       柔       静       動         密       担       特(人間的・機械的)       温         財       一       上品       下品         上       下       焼曲       あからさま・直情・ストレート・露骨		
アイディアリスト       男子・実行・実相         理想・理想的       現実・実存・実相         ・現実的       すっぱい ―― 古い         ② それ以外のもの       明快 ―― あいまい・アバウト・ファジー         一       静 ―― 動         密 ―― 担       冷徹・冷酷 (非人間的・機械的) ―― 温         明 ―― 音       情 (人間的)         上品 ―― 下品       焼曲 ―― あからさま・直情・ストレート・露骨		
理想・理想的		
・現実的       すっぱい — 甘い         ② それ以外のもの       明快 — あいまい・アバウト・ファジー         硬 — 軟       一         剛 — 柔       静 — 動         密 — 租       冷徹・冷酷 (非人間的・機械的) — 温情 (人間的)         援 — 急       上品 — 下品         上 — 下       婉曲 — あからさま・直情・ストレート・露骨		
② それ以外のもの       明快 ―― あいまい・アバウト・ファジー         硬 ―― 軟       一         剛 ―― 柔       静 ―― 動         密 ―― 粗       冷徹・冷酷 (非人間的・機械的) ―― 温         明 ―― 暗       上品 ―― 下品         上 ―― 下島       婉曲 ―― あからさま・直情・ストレート・露骨		
硬       軟         剛       柔         密       粗         明       暗         機       一         上品       下品         焼曲       あからさま・直情・ストレート・露骨		1
剛		
密     粗     冷徹・冷酷 (非人間的・機械的)     温       明     暗     情 (人間的)       緩     急     上品     下品       上     下     婉曲     あからさま・直情・ストレート・露骨		<b>静</b> ———— 動
明 一 暗     情 (人間的)       緩 一 急     上品 一 下品       上 一 下     婉曲 一 あからさま・直情・ストレート・露骨		
緩	120	
上 — 下       婉曲 — あからさま・直情・ストレー         前 — 後       ト・露骨		
前 ———— 後 ト・露骨	_	
	- <del> </del>	
	**	
直 ――――斜 きちょうめん ―――― ルース		
前むき ――――後むき スマート ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
後むき — 前むき スロー・ステディー — スピーディー		1
縦 (タテ) — 横 (ヨコ) 洋 — 和		1
・		
清	* .	
高——低 天——地		
直 ————曲 山・陸 ———海		山・陸 ――――海
虚 (虚業) ————————————————————————————————————	虚(虚業)———実(実業)	
重 ———— 彰		知
厚--------------------------------------		
長 — — 短	長 ————短	頭 ———— 足
大 ――――― 現実	大	夢・空想
重厚長大 ――――軽薄短小 ルール マナー・社会的作法・礼儀・エチケッ	重厚長大 ———— 軽薄短小	ルール マナー・社会的作法・礼儀・エチケッ
<b>多</b> ―――少 ト・掟・タブー	多———少	
ドライ・乾・枯れた・無味乾燥 ———— ウ     恋 ———— 愛	ドライ・乾・枯れた・無味乾燥 ―――― ウ	
ェット・湿・潤・生きている 水 ――――油	ェット・湿・潤・生きている	水 ———油
無味 ――――― 味のある 砂 ―――― 泥	無味 ―――― 味のある	₩ — 泥
強 ———— 弱	強 ———弱	入れ物 ――――中味
深 —	深————浅	義理・仁義・大義 ―――― 人情
淡 ————————————————————————————————————	淡 ———— 濃	
整然 ―――	整然 ———— 雑然	ウソ ―― ホント・マコト

仮面 ———本心	虚 ———実
オモテ (表舞台) ——— ウラ (裏舞台)	寒
顔・カオ・面 ――――腹・ハラ	絶対的 ———相対的
面従 ————腹背	潜 ——— 顕
父・父性原理 ―――― 母・母性原理	静 ———動
オトナの論法 コドモの理屈	清 ————————————————————————————————————
会議の理論 ――――宴席の理屈	明 ———
中枢部の発想 現場の発想	晴 ————————————————————————————————————
勝者の理屈 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	直 ————曲
都会風 ————田舎風	出————入
良識・ルール・マナー・道 ―――金(カ	高 ————低
ネ)・金力	天 ——— 地
引く押す	平面的(二次元的) 立体的(三次元的) • 多次
押す	元的
守る ――― 攻める	深 ——— 浅
攻める ―――― 守る	閉 ———— 開
天皇・朝廷・公家 ――――幕府・武士	オフ ―――オン
お上 ――― 下々	単純 ————複雑
平家 ———源氏	複雑単純
徳川豊臣	右
日本近代における外来の行動様式・新・欧化	遠 ———— 近
―――― 日本近代における在来の行動	絶対的 ———相対的
様式・旧・土着・土俗	剛 ————柔
旧・伝統・保守 ――――新・革新	硬・硬化 ―――― 軟・軟化
③自然科学系列のものにも属す	密 ———粗
る項目	縦(タテ)横(ヨコ)
ドライ・乾 ――― ウェット・湿	前 ———後
陽 ———— 陰	強 ———弱
陰 ———陽	光 ———影
プラス (加) ―――マイナス (除)	見えるもの・可視世界 ―――― 見えないも
マイナス(除)――――プラス(加)	の・不可視世界・行間
-13	全体 ——— 個
ш	質 量
面 ———— 点	男 ———— 女
角 ———— 丸	父 ——— 母
直 ———斜	ホモー・サピエーンス(人類)――― 動
収縮・凝固 ―――― 膨張・展開	物

虚 (虚像) — 実 (実像・実態)

(	c)	白	麩	科	学	系	列	മ	ŧ.	$\sigma$

脳死 — 心停止 擬薬・偽薬(プラシーボ・プラセボ・ 〈placebo〉[プラケーボー])— (真 の)薬 ヴァーチャル (仮想的な) — リアル 固体 — 液体 無機・無機的 — 有機・有機的 収縮・凝固 — 膨張・展開 偶数 — 奇数 割りきれる — 割りきれない 複数 — 単数 ディジタル (デジタル) — アナログ 二進法 — 一 (進法 地動説 — 天動説 ミッション・ドライヴ方式 — 無段変 速 (AT) 方式 紫外線 — 赤外線 長調 — 短調

## (B) 筆者個人の感性・感覚を通して ── つまり、いわば「ホンネ」のゾーンで ── 念頭にうかんでくる、二つの言葉の漠然とした組合わせ

— 大乗 小乗 — 密教 — --- 顕教 文明 ———— 文化 標準語(共通語)————方言 ハレーケ カトリック ----プロテスタント ヨーロッパ ----アメリカ アテーナイ(古代ギリシア)民主政 -ローマ(古代ローマ)共和政 ローマの元首政 ―― ローマの専主政 ドイツ — 上方・大阪 江戸・東京 — 上方・大阪 = (ロ本) — 西 (日本) ドイツ -----フランス・イタリア 東京芸 ——— 一吉本芸 綾小路きみまろ ――― 明石家さんま 東京大学 ——— 京都大学 ----- 経済学部 法学部 ---理学部 — 一工学部 農業 ――― 商業・漁業 平和•和平 — 戦争 戦争 ―― テロリズム・ゲリラ戦・レジ スタンス

戦争 ———戦闘 兵士 ――― ゲリラ・レジスタンス 社民党·共産党 ————— 自民党 タカ・タカ派ー・ハト・ハト派 中国・韓国・北朝鮮 ―― 朝日新聞系メディア --読売新聞系 メディア 巨人軍 ————— 阪神 敬遠の四球 ――― いわゆる「フォアボー ルロ 道(武道) — 術(武術) 直球 (ストレート) ―――変化球 内野 ———— 外野 試合に負ける ―――勝負に勝つ 空手 ————柔道 硬式テニス ―――― 軟式テニスクラシック ――― ジャズ 能・歌舞伎・新劇 ―― ----- 新喜劇 長調 ———短調 表千家 — 裏千家 化粧 — すっぴん 秀才 —— 一天才

縄文風(たとえば、中曽根・元首相のイメージ)	たかが映画 されど映画
――――弥生風(たとえば、宮沢・元	浄土宗 ———— 浄土真宗
首相のイメージ)	儒教 ———— 道教
鬼手————仏心	キリストーーマリア
花 ――― ダンゴ	

(C) 二字熟語(他の部門に収録された項目と重複するケースがある:世間の慣用にしたがったものが圧倒的に多いが、筆者独自に構成したもの、あるいは筆者流に勝手に解釈をほどこしたものもある)

是———	-非	非	- 是
優 ———	-劣	寒———	- 暖
劣———	- 優	虚	- 実
善	悪	角	- 丸
悪	-善	<b>主</b>	
内———	-外	陰	- 陽
多	-少	陽	- 陰
知———	-情	静 ———	動
知 ———	- 覚	清	- 濁
名	- 実	明	一暗
大	-小	順	- 逆
出	-入	重	- 軽
保	- 革	冷	熱
他———	自	右	- 左
表 ———	- 裏	遠	- 近
<b>白</b> ———	-黒	岡 ————	柔
黒	- 白	硬———	
新 ———	- IB	すっぱい	
旧-	-新	密	
長	- 短	L	下
客	-主	本	末・支
勝	-敗	遠	
密 ———	-顕	狭 ———	
強 ———	- 弱弱	高	- 低
弱 ———	- 強	濃	
直———	- ш	閉	- 開
直	一間	他———	
無	-有	司。	

複 ——— 単 ПП:— — В — 俗 --- 湿 彭 ---— 肉 <del>一</del> 米 欧 ------- 逝 平 (家) — 源 (氏) ----守 14 — 理 — **-**-- **I**. — 政 — 動 -----理 公— --- 私 官 ———民

除——加 洋 — — 和 和---漢 — 一和 天-— ±#± 恋一 — 恶 4.5 <del>----</del> 一技 法----— 政 — 終 質 — - -東一 — 西 一武 文一 父一

## (2) 対比の読み解き

以上のリストは、いわば、筆者の個人的メモのコレクションのようなものであって、読者の方々に筆者独自の(?)考えかたを理解して頂くのにはあまりにも不十分なので、つぎに、ためしに、—— 失礼ながら —— いくつかの雑な言いまわしを通して、筆者の意のあるところを少しでも読みとって頂くことにしてみよう。

①「常識には、実は、法の常識と世間の常識というように、二つあるんだ。前者は、タテマエ的なものに注目しながら、机のうえで勉強には身をでも、かなりマスターできるけれども、後者は、世間というものに身をがいなかで、ホンネに十二分に目くばりしても経験を自らしかかれば、社会人としてはかいをしてもらえるだろう。かれば、社会人としては一流の扱いをしてもらえるだろう。かれば、社会人としては一流の扱いをしてもらえるだろう。なれば、社会人としては経済の常識(論理)とのあいだにマまになれば、社会人としては経済の常識(論理)とのあいだにととえばでテスカになれば、社会人としては経済の常識の方がにたとことが、ははいて、攻め手の方がに法律いるとなっとないでも自分の好きにできるのだが、なかがら、ホンネまるだしの経済には動きないたちで、タブーも平気で破りない。ときには処罰の手段をが、そのたぐいの所業に規制をかけようとしたり、ときには処罰の

とるような動きを示したりして、タエマエの次元で積極的に事態を処理する傾向が強くなったから、二つの常識のあいだの相反しがちな位置関係が 多少とも修正されるようになってきてはいるけれども…。」

- ②「お父さんは家のなかでいつもタテマエ(キレイゴト)ばかり言いたて、そして、お母さんはホンネばかり口走るので、扱いにくいよ。二人とも、もう少し視野を広めて、世の中の勉強をしてほしいな。それはそれとして、お母さんは、いつも、タテマエではお父さんにしたがうようなスタイルをとっているけれども、ホンネではお父さんをちゃんとリードしているところがすごいね。とびきりの男性天国であった古代ローマでも、そういったところが見られると言われているから、これは古今東西にまたがる真理なのかな。女性というのは、ほんとうにすごい。」
- ③「君は名をとりたまえ。僕は実の方をとる。これで、タテマエとホンネであいこ(相子)だね。『名実ともに』なんていうスタイルを求めるのは、あまりにもあつかましすぎるので、やめておこう。僕はリアリストだから、実利の方に眼がいくので、ホンネ側だ。」
- ④「『総論賛成、各論反対』になるなんて、タテマエとホンネをきたなく使いわける手で、あまり好きになれないね。各論に反対するのなら、結局は総論に反対することと同じことになるんじゃないか。各論あっての総論だろう。タテマエを用いた、うわべだけのごまかしはやめてもらいたいものだ。これは、日本の政治家がよく使う手だけれども、もう私たちはだまされないよ。」
- ⑤「中央(官庁)は、タテマエ路線でゴリゴリ押してきて、あれこれ指図するけれども、私たち地方(官庁)の者は、ホンネ(現場)のことも考えていかなければ、末端の行政をやっていけないですよ。法規のタテマエどおりにやっていくには人手もたりないし、また、タテマエというものには、昔から、実情にあわないことを平気でおしとおそう、とするところがかなりあって、私たちとしても、現場でさじかげんをする必要がどうしてもでてくるんですよ。そうでもしないと国民の不満を現場でおさえきれません。」
- ⑥「最近人気の出ている電動アシスト自転車というのは、タテマエでは自転車だけれど、ホンネでは車だよ。電気のパワーが人間のこぐ力よりも圧倒的に優位にたつタイプの、電動自転車の登場も夢ではないので、なおさらのことだ。考えてみれば、原動機つき自転車(原付)というのも、タテマエだおれの妙な命名だね。あれはどう見ても自動車の仲間だよ。大きな顔をして車道を走っているからね。」
- ⑦「『靖国神社へ内閣総理大臣が私人として参拝する』という例の、昔あった論理構成は、ホンネとタテマエをうまく使い分けるいつもの手口で、

合祀されているA級戦犯のことを問題にしている中国や韓国の当局者にはとても見過ごせない振舞いだろう。中国と韓国は、そのお国柄もあって、日本人流のタテマエとホンネの巧妙な使い分けに対して冷ややかな眼差しをなげかけているから、「公人としてならだめだけれど、ただの一私人としてならかまわないのでは」などという弁解はとても認めてくれないのだ。あの元・小泉首相は、あの手この手で靖国参拝を実績(ホンネ)をつかみかさねてきたけれども、あれはいかにも苦しそうだったし、見苦しいところもあったね。」

⑧「『このアンケートでは、あなたの考えのうち、タテマエよりもむしろホンネの部分をぜひ教えていただきたいものです。』最近では、情報機器の発達によって、世論調査をはじめとするアンケート調査がメディアでしばしば実施されているんだが、アンケートでは、人のタテマエ―― 端的には、たんなる知識―― の部分をすいあげるだけで、ホンネ (本当の気持)の部分を反映させてくれるような項目はめったにおいていないんだよ。アンケートというのはそういう性質のものなのだ、と言ってしまえば、それまでなんだけれども、たまには、ホンネにズバリと焦点をあてて、設問を用意するような、真の意識調査をやってもらいたいね。」

⑨「あの小泉・元首相は、タテマエをしっかり表に出すタイプの人だが、それを懸命に護持する、という姿勢がけっこう国民にうけていた。あの人にはホンネなんかなかったのだろうか? それでも、小泉政権のかつての長期安定化の過程で、彼の言動には、ほんの少しだけれども、ホンネよりの動きの芽のようなものが見えていたような気もするね。『タテマエにはじまりホンネでおわる』という流れは、日本人の感覚では、賢人の道なのかもしれないよ。」

⑩「中央官庁の行政指導にはほんとうに苦労させられたよ。なにしろ、官庁は、タテマエでは、助言・勧告をしているだけだ、というように涼しい顔をしているけれども、ホンネでは、指示・指令を、ちゃっかりと上から私たち下の方へおろしてくるので、いやでも私たちがそれにしたがわなければ、あとで別のところでひどい目にあう、とか言われていたからね。『ツナミ』なんかと同じように英語にもなっている『ギョーセイシドー』は、日本人の賢さ(悪知恵?)の好例だよ。最近になって、複数合格をはたた結果として、本命ではない大学への入学を辞退した人に対して、文部科学省当局が、合格時に払い込んでいた、その大学の前払授業料を返金させるよう大学全体に圧力をかけた事例があるので、この手の陰湿なテクニックはまだまだ健在らしい。古代ローマにも似たような仕組みがあるから、結局、摩擦を少なくし、コストを下げるために人間が考えつくアイディアには似たところがある、ということになってくるんだろうか。」

①「『あなたがあなた本人であること(ホンネ)はあなたが一番よく知っていらっしゃるのですが、しかし、ここではタテマエ(制度)上あなたがまちがいなくあなたであることを公けに証明してくれる物が必要です。パスポートとか免許証とか学生証とかをおもちですか? ホンネをいくら言われても、窓口としてはうけとめようがありません。』自分が他人の名をかたる偽者でないか、と窓口で疑われたことに腹をたてる人は、さすがにのかたる偽者でないか、と窓口で疑われたことに腹をたてる人は、さすがにのかたるタテマエ的な措置が、結局のところ人々を守ってくれている、ということが、世間の人々に理解されてきたせいだろう。日本国民のなかにはなポートも免許証も学生証ももっていない人は圧倒的な数になるけれども、そういう人は、写真のついていない公的書類(たとえば健康保険証、年金証書)で本人確認をしてもらうことになるんだろう。しかし、これはこわいね。他人が自分になりすますことは不可能ではないからだ。タテマエも決して完璧ではない。それでも、各種の窓口における近年の身分確認重視の動きは、たしかに一つの進歩だよ。」

②「『陪審員の皆さん、論理(タテマエ)ではなくて心(ホンネ)で私(弁護士)の最終弁論を聞いて下さい。そして、被告人に無罪の評決を与えて下さい!』これは、『評決のとき』というアメリカの第一級裁判映画のラスト・シーンの決定的な場面の話なんだけれども、娘をレイプされて、復讐のために犯人(白人)を法廷で射殺した父親(黒人)を救うために、弁護人が、弁護弁論において、とおりいっぺんのタテマエ論ではなくて、なりふりかまわないホンネ論に勝負を賭けた様子を描写している。無罪ならば検察官が上級審で判断を再度あおぐことができない、というシステムになっているアメリカの陪審制のもとでは(日本の裁判員制度ではそのようになってはいない)、こういう一発勝負のしかたもあるんだよ。精密司法になってはいない)、こういう一発勝負のしかたもあるんだよ。精密司法になってはいない)、こういう一発勝負のしかたもあるんだよ。精密司法になってはいない)、こういう一発勝負のしかたもあるんだよ。精密司法にあることを誇っている、タテマエー辺倒の日本の制度ではとても考えられないような甘さ・ルースさがここには見られるんだけれども、それが、よくも悪くも、まさにアメリカのやりかたなのだ。」

③「最近、関西のある大手私鉄では、1999年にこれまで各車輌の端に設置されていたいくつかの優先座席を全廃して、『すべての座席を優先座席とする』というおふれをだしたことがあるんだが、それは、結局、優先座席というものがなくなってしまうことと同じじゃないのかな。結局のところ、このような高尚なやりかたは、タテマエ倒れになり、誰も席をゆずってくれなくて、2007年に廃止されて、またもとにもどったんだ。関西(とくに大阪圏)ではキレイゴトのタテマエなど通用するはずもないからね。それよりも、「座る資格(さらに言うなら、権利)がある」というタテマエと「誰でも現実にちゃんと座れる」というホンネとが、しあわせにマッチ

する絶対的優先席を少数でも弱者のために確保しておいてあげる方がベターだよ。もっとも、優先席と表示してあっても、席を譲らない人はずいぶんと多いので、実際には、「優先席には特別の人しかすわれません!」といったように強く表示しておかなければならないんだが。もれ聞くところによると、横浜市の地下鉄にはこの手のものに近い掲示があるらしい。とうとうここまできたか、という感じだね。」

④「『結果オーライ』とか『終わりよければすべてよし』とかいうスローガン(標語)が日本ではけっこう力をもっているように思えるのだけれども、これはホンネ(実質・実益)重視の発想だと思う。欧米では、目的を達成するための手段やそれへの道筋がちゃんとしたものでないと、結果がどれほどよくてもあまり評価しない傾向があるように感じられるよ。これはタテマエ(枠組・手続・プロセス)を重視する発想ではないだろうか。たとえば、どれほど問題のある(ときには、ひどい)評決を陪審員団が出しても、陪審員制度という仕組に絶対的信頼がおかれているところでは(アメリカではそうらしい)、タテマエ(制度)がきちんと法律にのっとって助いた結果として生じた評決は、どのようなものであっても是認されることのなっているんだ。つまり、誰もホンネの部分──素人陪審員の評決の正当性・妥当性・適切さ──については問題にしない。『手続こそ命』というアメリカ的センスは、アメリカという国のなりたちや国情にしっかりと根ざしているんだ。」

⑤「警察によって逮捕され、検察によって起訴された人でも、判決が、 たとえば最高裁で確定するまでは、無罪と推定されるのが堂々たる法治国 家日本のタテマエなんだけれども、しかし、ホンネ(実態)では、早い段 階から、むしろ逆に、『有罪の推定』のような力が強くはたらいていること を君は知っているだろう。日本では、自首する犯人もそれなりにいるうえ に、それぞれの段階で自白にいたる被疑者・被告人もかなりの高率で存在 するんだが、そのこともあり、また、日本の裁判官はとても優秀で手がた い判決をするから、有罪率は九九パーセント以上になっている。このよう な『高打率』を誇る国は世界にはないんだよ。それで、司法当局にマーク された時点ですでに、マス・メディアにも、世間の意識にも、被疑者・被 告人を犯人扱いしてしまう傾向がとても強い。つまり、ホンネのレヴェル で犯人と見てしまうのがあたりまえのようになっているんだ。少し前まで は、たとえば、テロの黒幕(?)として名高い人物を『ビン・ラディン』と よびすてにしていたけれども、このごろでは、『ビン・ラディン氏』という ようにふつうの表記にかわっていたのは、『無罪推定』のタテマエのことが 世間でようやく少しは意識された結果なのではないだろうか?実のとこ ろ、誤認逮捕されたりして冤罪にまきこまれた人は、ほんとうに大変だね。 ホンネのどろどろした世界でもみくちゃにされ、そこから脱出してこの世に無傷で生還するのは容易なことではないからだ。再審段階における検察の無罪の論告(ふつうは、もちろん、有罪の論告)により、タテマエ的には当局のミスはきれいにぬぐいさられたりすることもあるが(東電 OL 殺人事件の再審開始前に、東京高検が、異例にも、有罪主張を撤回し、無罪の論告をした事件が目立っている)、それでも、有罪扱いされて痛めつけられたホンネの部分は大きなダメージ(トラウマ)としてその被害者にのこるからだ。ひどい話だろう。」

⑯「あなたは『ルール』という言葉・概念と『マナー』という言葉・概 念というものがどういう間柄になるとお考えですか? 端的におたずねし ますと、『あなたはルール派ですか、それともマナー派ですか?』正直なと ころ、誰かに、『社会のルールをマナーとよぶ』と言いきってしまわれると、 筆者としてはお手あげなのですが、我田引水をとくにお許し頂くことにし て、ルールをタテマエと、そして、マナーをホンネとかりに見たててみま しょう。ルールのなかでもっとも硬度の高いものは法律です(強行法規と 総称されるものがその代表です)。その下のゾーンには軟らかいルールがか ぎりなく展開しています。あのおそろしい税務署でさえも、実際のところ は、下位の法規範である通達によって動いています(これは外部にはかく されていて、私たち納税者には見えない仕組になっているのではないでし ょうか)。一方、マナーは、社会的な行儀作法・身のこなし(頭のこなし?) のことで、はっきりとした形をとっているわけではありません。人の器量 やおかれている状況にあわせて伸縮したりしますから、マナーは人それぞ れにちがったものとなってくることも多いのです。『君のやっていること は、ルール違反というわけではないけれでも、マナー違反なんじゃないか』 と評されると、それを言われた人は、反省しなければ、そのさき社会人と してはちゃんとやっていけないでしょう(もっとも、きびしい経済社会で 生きる人のなかには、『ルール違反でなければ、マナー違反など気にするこ とはない』と豪語するむきもたしかにありますが)。ルールというものは定 型的で可視的な規範で、どちらかと言えば外むきの枠組であり、違反には 制裁がともなうことが多く、他方で、マナーというものは、不定型で、は っきりと眼には見えない約束事で、どちらかと言えば内むきの姿をしてい て、マナー違反は冷ややかに見られるが、ストレートに不利益がふりかか ってくるようなことはあまりない、というように対比してみることも許し て頂けるのではないでしょうか。そのようなわけで、ルールを『タテマエ の規範』、マナーを『ホンネの規範』ということにさせて頂きます。法治国 家である現代の日本がルール優位の体制になっていることは認めなければ なりませんが、さまざまなニュアンスにおけるマナーが今もなお健在です。

それが保持している底力を軽く見たりすると、ひどいしっぺがえしをうけますよ。野球で、ピッチャーが、危険球とまでは言えないけれども、バッターに恐怖やダメージを与えるようなボールを意識的に投げたりすると、バッター(とくに外人選手)はピッチャーに襲いかかり、ティーム同士の大乱闘にまでなるシーンのことを思いうかべてみて下さい。乱闘行為は、野球界のルール(法)にしたがって、罰金何十万円というかたちで処罰されますが、それでも、マナーの悪いピッチャーにすぐさま実力で報復する行動にでても、いっこうにかまわないのではないか、というホンネの方が今のところ優勢です。これでけっこううまくバランスがとれているんですよ。」

①「日本の道路交通法などは、それ自体よくできていて、立派なタテマ エ(システム・装置)なんだけれども、現実には(ホンネでは)、ドライバ ーや自転車にのる人や歩行者などによってちゃんと守られている、とはと ても言えないね。違反を摘発しておきゅうをすえる警察も、違反件数があ まりに多くて、とても手がまわらないうえに、取締りをあまり強化すると 国民の経済生活に影響が出ること(たとえば、駐停車違反の車をすべて検 挙したりすると、交通反則金の額は全国では何百億円規模になる)、などを 考えあわせて、交通安全週間とか特別の日(それも新聞に取締りの場所・ 対象が公示されるほど、当局は親切なのだ)だけ、タテマエ(法規)どお りの取締りをするけれども、あとは見て見ぬふりをするんだ。タテマエと ホンネのギャップは交通法規のケースでもっともひどいのではないだろう か。ところで、日本の自衛隊は、軍隊のようなものがまったく存在しない、 かつての状況(つまり、憲法第九条がもともと想定していたかたち―― タ テマエー ) から、少しずつ、ホンネ (実績) をバウムクーヒェンをつく る場合のようにぬりたくって、今やどう見ても堂々たる軍隊へと成長をと げているんだけれども(最高度の重武装をしていないことと、国外で正規 の戦闘活動はしないことが、正規の軍隊の場合とちがうのだ)、この現象を 歴史的にながめてみると、やはり、タテマエとホンネが不幸にも大きくく いちがってきている、と総括しておいた方がいいと思うよ。憲法改正論が このところにわかに活性化してきたのは、自衛隊をめぐるタテマエ(法規 定上の位置づけ)とホンネ(強力な軍隊としての実質)のギャップを少し でもうめようとする自然の動きがあらわれだろう。少し先ばしるけれども、 第九条をめぐる憲法改正が具体的な手続に入ったとき、日本の国民は、タ テマエ上では憲法改正に賛同するようでも、いざ現実に国民投票となると、 ホンネよりに否の投票をする、といった二重構造の動きにでたりするんじ ゃないだろうか?」

18「日本では、『無罪』と言うと、すぐ無実(潔白なこと)とうけとられ

がちだけれども、言ってみれば、「無罪」という答えはタテマエ(形式)の 世界での話であって、これは、消極的な方向で、『有罪とは認められない』 ことを意味しているだけの、いわば軽いものなんだ。ホンネ(実体)にお いては、そこには真白な無罪の人もいれば、有罪と断定されるには少し疑 いが残る、といったたぐいのあやしい人物もいるよ。最近では、マスコミ 報道でも、無罪の判決にいたる裁判官の判断の流れ(つまり、裁判官の迷 い)をきちんと紙面などでフォローしてくれるようになったので、『無罪イ コール無実』というように速断する人が少なくなったことも事実だけれど も、裁判上の判断と実体的な判断との落差をしっかりと認識しておくこと も必要だと思うよ。ついでに『無罪』問題についてもう一つ話題を提供し ておこう。2011年11月に、時の法務大臣は、「『冤罪』というのは、有罪 判決をうけた人にだけあてはまる概念で、無罪判決を確定的に獲得した人 には関係がない」と発言したようだ。これは、タテマエ(理屈)としては たしかにそうなのだが、しかし、無罪判決にいたるまでのかなりの期間、 痛めつけられ、苦しんだ被疑者・被告人の悲しみを考えると、ホンネ(実 質)的には、その人も冤罪被害者と扱ってあげるのが、道理・条理・人の 道にかなった行ないなのではないだろうか。」

⑩「少しむずかしい話になるのですが、「証拠力(証拠能力)」と「信用 力(証拠の信用性)」のあいだにも、前者が「タテマエ」であり、後者が「ホ ンネ」である、という対比ができることを説明しておきましょう。前者は、 刑事裁判の公判廷で正式の証拠として裁判官に認定されるだけの力であ り、後者は、正式に証拠として採用された証拠の中味・内容を裁判官に信 用させる力です。聞くところによりますと、これまで、一般に、裁判官は、 精神的拷問や脅迫や利益誘導などを悪用して被疑者・被告人に圧力をかけ るかたちで捜査当局が作成した供述調書にいろいろと問題があることはそ れなりに承知のうえで、その調書をいちおう法廷にうけいれておき(つま り、タテマエとしては〈YES〉としておき)、そしてその証拠に示されている 中身の方は信用できない(つまり、ホンネとして〈NO〉と言う)、とするソフ トな対応をしていたようです。その方が波風がたたないからでしょう。し かし、最近になって、おそらく裁判員制度の導入をきっかけとしてでしょ うが(これは、筆者のたんなる推測です)、タテマエのラインであやしい証 拠をくいとめ、法廷にあげさせないスタイルを堂々と貫く裁判官がでてき たように思います。これは、ホンネ(取扱い面)のゾーンでごまかさない で、タテマエ(法ルール)の命ずるところに素直にしたがう扱いかたです。 ここには、「密室でしぼりとられた被疑者・被告人の発言が、真実を示すわ けがない! という世間の常識にかなったプロの動きも見えてきますね。|

## (3) 日本の法文化に見るタテマエとホンネ

(a) ところで、さきの表で示したように、かなりあやしいものを含めると三○○個も意味を見つけるとができる、といったたぐいの、「タテマエ」と「ホンネ」という一対の用語は、むしろ「お化け語」である。学問的にこれを利用することがはばかられるたぐいのものかもしれないが、それでも、筆者としては、概念(一種のタテマエ)にあまりこだわりを見せなかった偉大な古代ローマ人のひそみにならって、とにかくこの「タテマエ」と「ホンネ」という一対の言葉を用いて学問的分析──端的に示すならば、「日本とはどういう国か?」── に挑戦してみたいと考えている。さて、つぎに、法の分野にかぎって見てみた場合、これらの言葉や概念でどのようなものが把握できるか、という点について、ためしに少しだけ考察を試みてみよう。

①六法全書において具体的に見えるような、見事に編みあげられた欧米 風の巨大な制定法規群がタテマエならば、それらが日本社会で現実に運用 されている実態の総体はホンネであり(堕胎罪はちゃんと刑法に明記され ているのに、これは、検察が堕胎にかんして起訴にふみきらないのがふつ うなので、実際にはほとんど適用がない―― もっともらしい理屈によって 合法的なスタイルの装いをもったあやしい妊娠中絶は、年間数万件もある が)、②法規範がタテマエならば、習慣・慣行・習俗・しきたり、掟、矩、 道徳 (モラル)・倫理・宗教、義理・人情・仁義、マナー、世間体はホンネ である(飲み屋のつけは、法のルールでは、状況によっては一年の時効に かかり、払わなくてよいのであるが、しかし、なじみの店でそんなことを 大っぴらにやれば、それは社会的には破廉恥行為とみなされる―― ホンネ 風に、「いまは払えないので、支払をまって下さい」と言いつづけて、債権 者をあきらめさせる、という手ならまだ許されるだろうが)、③欧米から継 受された、裁判所をはじめとする国家機関の支配圏内で絶大な勢力を誇る 法システムがタテマエならば、国家の力がおよばないところでいまもなお したたかにはびこっている土着・土俗・固有の法的な物の考えかたはホン ネである(家庭裁判所における家事調停などは、タテマエとホンネがドッ キングする場であるが、これは別として、一般的に見ると、私たち日本人 は、法的に有効とならない行為 — たとえば、相続開始前の相続放棄、貸 主側の都合だけを考えた、「いつでも出てもらう」式の借家契約の条項― にかんしても、裁判所の門の外では堂々とその有効性を主張するが、しか し、事がいったんお上の裁判所が舞台になると、とたんに法的人間=ホモ ー・ユーリディクスに変身して、それなりに法的に物事を考えるようにな れる、という特殊な変身の才能をもっている)、④法的な決着のつけかたが タテマエならば、政治的な決着のつけかたはホンネであり(もともとの構 造からすると、まず、政治が法を規定し―― たとえば占領軍による新憲法の制定―― 、その後、法が政治を規定する―― 憲法第九条による戦力の放棄―― というコースが想定しやすいのであるが、どうやら、日本では、政治の方が法を圧倒している気配がある)、⑤形式にのっとって外部に表のなれた公的なものをもっぱら行動の準拠とし、一般的・原則的・理論的、のともせず、きちんと筋(スジ)を通して理想にたどりつく、というスタイルがタテマエ重視型ならば、形の機微にも十分に配慮したうえで、私的で特殊で例外的な状況や人情の機微にも十分に配慮したうえで、現実路線をとり、現実に入手しうるの機微にも十分に配慮したうえで、というスタイルがホンネ重視型である(政党にあてはめてみるなら、自民党、かつての民社党、公明党などは後者型に属し、かつての社会党、共産党などは前者型に属するであろう)。

ざっとこんなところであるが、この二元的発想といったモデルは、いわ ば頭のなかだけで想定された理念型のような代物であって、生身の人間が からんでくる場合には、両者がまじりあって、複雑な様相になってくる。 いずれにしても、日本人のメンタリティーのなかには、名実、和洋、知情、 内外、南北、東西、表裏、公私、上下、硬軟、新旧、保革、聖俗、単複な どの、文化論的見地からも含みの多い組あわせの語の存在(「タテマエ・ホ ンネ」系列のものは第一章 (1)(C): p.17ff.のところに示してある) が如 実に物語っているように、とても一筋縄ではいかないなにかがあるような 気がしてならない。タテマエとホンネとをそれなりに観念的に区分けする とともに、現実の動きにそれらを反映させる術を私たちが―― ひょっとす ると、生まれつき――知っているのも、たぶんこういう風俗や文化とつな がっている深い根に由来するように思われるのである。筆者としては、こ の三〇年以上のあいだ、少なくともタテマエ・ホンネの二元性についてだ けの話であるけれども、どうしてこのようになっているのか、をつねづね 考えているのであるが、まだ明快な解答には到達できていない。それでも、 いま考えている若干の点をひとますあげてみることを許して頂こう(これ は、日常レヴェルでのタテマエ・ホンネ論ではなく、法・政治の世界にお けるそれにかぎることにするが、両者の間には内面的なつながりもかなり あるように思われる)。

(b) 歴史的に見てみると、この日本では、「法」という名称に値するものの多くが外来・異質の産物であり、しかも、それが国家権力を媒体として上から下へと圧倒的な力で押しかぶさってきていたために、うけ手としての国民は、法に対して、受動的・消極的・逃避的・敬遠的・嫌悪的な姿勢をとりがちであった。ここから、もともとホンネ(しきたり)の命ずるままに牧歌的・まあまあ主義的な、ルースでアバウトな甘い生活をおくって

きた人々は、とつぜんタテマエ(とりわけ、強行法規)の存在に気づかされ、自身のまわりにひろがる古いホンネ世界との距離や断絶を思いしらされる。もし、世界の他の個々の例で見られるように、ホンネのなかからじっくりとタテマエが純粋培養されたり、精製されたり、抽出されたりしていれば、かならずしもそういう風にはなってこないはずなのであるが。

第一の波は大化改新(七世紀)以降にやってきた。当時、世界レヴェル で見てもすばらしい先進的文化を誇っていた、隋唐時代の中国から、「律令 格式」がわが国に導入される。「律」と「令」は、人民を導いて儒教の理想 に到達させることを主眼としており、そして、そのために人民を教令する のが「令」で、教令違反の者を罰するのが「律」である。それから、法典 である律令を改廃補充する臨時の単行法令が「格」で、法令の施行細則が 「式」である。これらは、形式のうえからは、人民を教化する任務をおびた 官吏にあてたもの、ということになっているが、実際には、その官吏のと ころをとおりこして、人民は、律令格式の重々しい権威に直面し、圧倒さ れることにもなったと思われる。律令格式が当時の日本の社会にどこまで ほんとうにくいいったのか、どれほど日本人の心情をかえたのか、という 点についてはいろいろな解釈もあるようであるが、いずれにしても、これ が、壮大なタテマエ(制度)として、古い日本の政治社会に大きなくさび をうちこんだことはたしかである。その外来の衝撃波の影響をいくらか脱 することができるまでには、何世紀もかかっている。それを実証する一つ のデータとして、日本人のホンネの集積でもある慣習法が社会規範として の重要性をとりもどしたのがようやく平安中期(一一世紀)であったこと があげられよう。

第二の波は、周知のように、明治期におしよせてくる。フランス法、ドイツ法を中心とするヨーロッパの法が順次日本にうけいれられ、法典ににおし、そして、このような国法は、近代化を至上命令とする明治政府によって強力に実施された。中央権力の強固さの度合を考えると、第一の波によの場合とは比較にならないほどのパワーをもってである。泰平の江戸期にりまるげられた日本古来の法文化のほとルンの場にメットの部分まで活力の活力にある。しかし、地面についている足や内奥にあるハーしく、本でに一〇〇年をはるかに超える一直線の長い歴史をもつ長寿の国日本、というボディー全体がそうかんたんに変えられてしまうはずもないからである。人々り、てきばるかに超える一直線の長い歴史をもつ長寿の国日本、というボディー全体がそうかんたんに変えられてしまうはずもないからである。人々り、実際のところは、身近にまではりめ、ふさいだり、超えたりとかして、さまざまな情況においてそれなりの抵抗もひそかにやっていたと思われる。

最後に、第三の波は、第二次世界大戦の敗戦ののちに、大津波のかたちで日本をのみこむ。ここでは、勝者アメリカの法思想・法制度がヨーロッパ的なそれにとってかわろうとした。憲法や刑事訴訟法においてその試みはまず成功したが、日本人にとっては、旧いヨーロッパの法も比較的新しいアメリカの法も、しょせんはアチラ風の法でしかなく、二一世紀初めの現在にいたるまでの過程をたどってみると、日本人は決して新来のアメリカの法制を消化しきってはいない。それどころか、戦後六〇年以上もたった今日では、むしろ時計の振り子のゆりもどしのような現象さえあって、いくつかの局面において、日本的なものへのひたすらな回帰の前兆さえも筆者個人には感じられるのである。

(c) 東アジアのモンスーン地帯にある、比較的温暖で、食料も安定して 獲得できる風土のせいであろうか、この日本におけるタテマエ(掟)は厳 しさや迫力に欠ける。それには、人々をなにがなんでもひきよせてしまう ほどの魔力や磁力はないのである。このことは、ユダヤ教やイスラム教が、 タテマエにしたがわなければとても生きていけない厳しい自然環境のなか で生まれてきたのと、ある点では対照的であろう。仏教は、どことなくや さしく、また、神道は、やや近よりがたいところももってはいるが、人々 を束縛するほどねばっこくなく、それから、儒教的な考えかたも、中国・ 韓国の場合ほど日本人の心をしっかりととらえることはできなかった。あ れだけ世界にしみわたっていけたキリスト教も、日本布教に成功したとは 思えない。宗教とつかず離れず、また、宗教心がないわけでもなく、無神 論者でなくて無神論者でもある平均的日本人像は、宗教の面からすると、 とてもとらえにくい対象である。私たちは絶対者・絶対的なものへの帰依 というものをそれほど高く評価していないのではなかろうか。これと関連 するかもしれないが、私たちの心のなかには、一定の距離をおいて、少し 冷淡に存在するものを眺める姿勢、また、原則的・理論的・正統的・当為 的・合理的・抽象的・理想的などなどのもろもろの属性を備えたものを尊 重する構えはいちおうのところは示すが、例外的・異端的・非合理的・具 体的・現実的・心情的・情緒的なものをそうかんたんにはすてきれない優 柔不断なところもあって、これが、タテマエ・ホンネニ元化現象のベース になっているようにも思われるのである。

さきの (b) で指摘した点は、いわば人為的な法ひきこみ作業の結果生じた現象であるから、時がたつにつれて、外来のものも、やはり、土着のものに吸収されたり、両者の融合体が育っていったりして、いずれは両者の境目もぼやけてくるし、今後、第四の波など、もはや訪れそうにもないから、あまり気にすることもないだろうが、この (c) でとりあげたファクターは、日本人の深いところの問題にもかかわり、容易なことで変化すると

は思えないので、かなりやっかいである。日本が、近代化一〇〇年の歴史のなかで、科学技術の発達、国際化、生活の向上などの点ですでに相とな水準に達し、その結果として日本の成長航路が急上昇から水平飛行はこれりかえられた今日、私たちのもとで変わることのでまでもまだ変わっているはずであり、いまでもまだ変わっないい。これがはこれから変わっているはずであり、いまでこれながだろうか?一つの文明・文化が何世紀にもわたっても、日本の場合とは比較にならない。しかもピードでこれながだろうか?のは、世界歴史上もそうあるものはない。しかもピードでこれなけるのは、世界歴史上もそうあるものはない。しかはずである。そのようなけるのは、世界歴史上もそうあるものはない。とかはずでこれますなけたがってきたから、その反動もずしりと重いはずである。そのようは大きないほとはにおいて、やはり、タテマエとホンネをそれぞれ縦・横の糸として、において、やはり、タテマエとホンネをそれぞれ縦・横の糸として、りまり・手ざわりのよい織物(つまり、文化・文明)をこれまでどおり生み出していくことになるだろうと、いまのところは推測している。

(d) ところで、日本人がタテマエ的なものを護持しやすい民族的体質を もっているのではないか、という筆者の憶測にいくらか参考になる、と思 われるデータがある。それは天皇制の構造である。筆者の用語で説明させ てもらうと、天皇制というものは、タテマエ(象徴)であり、そして、そ のようにタテマエであるからこそ、今日まで絶えることなく万世一系を謳 歌できたのである。もしこの天皇制がホンネ(実存)の世界に足をふみい れ、天皇というものが、真の意味での実力・権力・武力を身に帯びた存在 となっていたなら、とうの昔に、これは、各種の勢力により、邪魔者・危 険勢力と目され、どこかの時点で、誰かによって抹殺されていたはずであ る。大体において、天皇は、その時々の実力者・権力者にかつがれ、利用 され、ひきまわされ、冷遇されはした―― もちろん、例外はいくつかある 一 けれども、権威の根元=巨大な家元としての地位はちゃんとたもちつ づけた。第二次大戦における決定的敗戦、という史上初の体験さえも、天 皇在位六〇年のうちのほんのひとこまに押しこめる、この天皇家の歴史感 覚のすごさに筆者個人は驚嘆してしまう。あの占領軍が、天皇を戦争責任 者として処分したり、退位させたり、さらに、天皇制それ自体を廃止した りしなかったのは、たしかに賢明であったと思う。歴史上、絶対的支配者 をもつことがなかった若い国アメリカの当局者にどうしてそういうトータ ルな歴史的省察が働いたのだろうか、思えば不思議なことである。要する に、象徴天皇制は日本を象徴するシステムの一つなのである。中国の天子 は、天の命によって(正確には、そう称して)誰かにその位を奪われる宿 命にたえなければならないが、日本の天皇制は、そういった「君主放伐」 の革命思想をおそらく意識的にカットしたかたちにおいて、万世一系の世

襲制を守りつづけてきた。天皇制が不変不動の制度・体系である以上、天皇制にはタテマエ(形式・観念)の枠内に自制して踏みとどまってもらわなければ、ここでは、バランスがとれないことになる。「出る杭は打たれる」が、出ない杭は打たれることはなく、あえて杭を探ってそれを打つほどの必要もない。私たちは、きっとこれからも、天皇制をかかえて進んでいき、国の根本=国体が大きな変革をこうむるようなことはないだろうが、こういった国家のありかたに、古いタイプの日本人はもちろんのこと、新型の日本人もそれほどの違和感をいだかないところに、タテマエ・ホンネの二元性が温存される地盤があるように思えるのである。

## (4) 古代ローマに見るタテマエとホンネ

- (a) タテマエ (制度上の仕組) とホンネ (現実の運用実態) のギャップ・くいちがい・ズレなどというものは、つねに、どこでも、生じてくるものであるが、ローマ法には、そのギャップがきわだったかたちで現われてくるケースがある。とりあえず、私法の「人の法」の分野についてそのいくつかを見てみることにしたい。ローマ法の全領域についての「タテマエ・ホンネ」論の試論的分析は、[K] 部門のところにある。
- (b) 生物学的には、人(ヒト) は、ホモー・サピエーンスであり、すべ て同じものであるが、しかし、法的な見地からすると、この「人」という ものは、自由人と非自由人(奴隷など)、ローマ市民としての人と外人(非 ローマ市民である自由人=他共同体の市民)、男と女、大人と子供、家長= ファミリーのボスとしての人とその家長の権力化に服属している市民とし ての人、などの種別がある(一方、社会的な見地からの人の種別は、とく にホンネの視点からさまざまに行なうことが可能である)。それで、ローマ 法上、最強・最大・最良・最上・最高の人―― つまり、いわば理念型とし てのローマ市民― 一とは、成年に達した状態の、完全市民権を保有する家 長(男)、ということになる。この者以外の圧倒的多数のローマ人は、タテ マエ(ローマ法の構造)からすると、ある意味では劣格のステイタスしか もたない者として、ローマ法社会においては冷遇されている。しかし、ホ ンネ(現実の姿)をよく観察してみると、この者たちは、たくましくダイ ナミックにローマ社会に広く展開し、そこにそれなりに定位置を確保して いるので、彼らが法的弱者と位置づけられることになっても、かならずし も社会的弱者になるとはかぎらない。以下に、外人(非市民)、奴隷、家子、 婦女の四者について、それぞれの状況を個別的に少し見てみよう。
- (c)ローマ法は、— 古い時代にはよく見られる現象なのであるが 属人主義のシステムをとっているので、このローマ法は、ローマ市民法であって、ローマ市民権保持者にしか適用されない。これがタテマエである(こ

のタテマエには早くからほころびも見られ、ローマ法上有効な取引の相手 方となることを可能にする通商権、有効な婚姻の相手方となることを可能 にする通婚権をとくに付与されている、近隣の他共同体の市民が、ある時 期には存在した)。したがって、タテマエ論からすると、ローマ市民は、広 いローマ国家のどこにいても、ローマ法(公法・私法)の適用をうける権 利をもっている(あの使徒パウロは、ユダヤ属州(現:イスラエル)でキ リスト教の布教活動をしている過程で、ローマの出先官憲によって違法行 為を追及され、外人なみに厳しく処断されかけたが、「私はれっきとした口 ーマ市民である!」と当局にプロテストした結果、彼は、市民を裁く、首 都ローマの刑事法廷へと送られた)。しかし、実情においては、遠い属州(植 民地のようなもの) に身をおいていたローマ市民すべてをローマ法がしっ かりと保護し、コントロールできた、とは考えにくい。とくに、民事法と してのローマ法の力は、そういった属州の地域では相対的に弱かったと思 われる。ところで、ローマ市民権を保有していない外人(自由人で、他共 同体の市民)は、ローマ法の適用をうけることはできなかったとしても、 ホンネでは(実際上は)、彼らがローマのテリトリー内で法の保護の外にお かれてひどい扱いをうける、などといったことはなく、ローマ法のルール にある程度は準ずるかたちのルールによって守られ、広い意味におけるロ ーマ法社会のなかにしっかりとくみこまれていた。それがさらに進んで、 ローマ市民も外人も、いわば市民と対等の立場で用いるルール(とりわけ、 商取引関係のもの)ができあがるようにもなる。これは、のちの時代にな ると、万民法(ユース・ゲンティウム)と総称される規範となった。この ようにして、ローマ法は、外人との交渉、外国の法・法文化との接触を通 じて、世界法・普遍法へと成長していくのである。そのような意味で、ロ ーマ法のタテマエから疎外されたかっこうになっている外人の存在は、ロ ーマ法の発展のうえで特別の意味をもつ(このような外人のローマへの間 接的な貢献は、日本の古代において、渡来人・帰化人が日本文化に与えた 影響の大きさにも匹敵する)。なお、市民権問題は、紀元後二一二年に市民 権がローマ領内の住民のほとんどすべてに付与されることによって、解消 した。これで、タテマエがすっきりしたものになったわけである。

(d)「奴隷は物 — 有体物 — である」というのがローマ法のタテマエである(ローマにも存在していた、自然法の考えかたでは、そのようにはならなかったが)。しかし、彼らはまぎれもなく立派な人間なので、そのことはホンネ(実態)にさまざまに反映してくる。学問上「古代奴隷制社会」と言われているような時代の局面では、典型的な奴隷の姿が明快に描きだされるのがつねであるが、ローマの長い歴史のなかで、その基準にあてはまるのは、紀元前後の数百年間にかぎられるように思われる。そこではた

しかに奴隷の「物」性が眼に見えるかたちで貫かれていた。しかし、奴隷 制の歴史全般を通観すれば、以下の諸点がとりわけ重要な側面として現わ れてくる。①ごく古い時代には、同系の種族出身の奴隷が家族の一員とい う待遇をうけることもあり、また、債務を返済できなかった立派な市民が 奴隷の身分におちてしまうことも珍しくなかった関係で、自由人と奴隷の あいだには極端な断絶はなかった。②比較的のちの時代には、「ローマの平 和」の確立によってほとんど戦争がなくなり、その結果、戦争奴隷という 最大の供給ルートが弱まったために、奴隷は貴重な存在(資源)として大 切に扱われるようになっていた。③ローマが興隆していく時代には、東方 (とくにギリシア世界)から敗戦により戦勝国ローマへ捕虜などとしてつれ てこられた奴隷(もとは立派な市民)はローマ人よりも文化的素養が高く、 彼らをローマで優遇する傾向もあった。④奴隷は商業や工業の現場で欠か せない人材であったから、有能な奴隷は、皮肉なことに、都市遊民や、後 代の農奴のような者となった超下層のローマ市民よりもむしろそれなりに 安定した日常生活をおくっていた、とも言える。⑤奴隷は、一生努力して 小金を貯めれば、それで自由というステイタスを主人から自力で買いとり、 半自由人としてのローマ市民に昇格することができた(古代ギリシアのア テーナイ (アテネ) では、解放されても、市民にはなれず、外人どまりと なる)から、社会的には(ホンネに着目すれば)、彼らを自由人市民予備軍 と位置づけることも、それなりにできるわけである。

ここで、ローマ独特のものとも思われる特有財産(ペクーリウム)とい う制度について解説することにしよう。権利能力も行為能力ももたない奴 隷でも、たとえば、その主人からとくに与えられた家畜の世話を熱心にや って、その数をうまくふやしたとき、その増加分=成果を主人にいつでも 気がむいたときにめしあげられてしまう(これがタテマエである)のでは なくて、自身の固有財産のようにして事実(ホンネ)上それを運用・管理 させてもらえるのである。この、いわば「ヘソクリ」のようなものを元手 にして、さらに商売にのりだしてもうけた金も、少なくとも一部は、同じ ように奴隷の手元に残ったことであろう。主人が、奴隷の保有している特 有財産の価値の限度額で、その奴隷の法律行為のような行為に対して対外 的に責任を負ってくれるようなシステムもやがてあみだされるようになっ たので、奴隷のビジネスの相手方となった者(市民である債権者)は、安 心して奴隷との取引関係を継続することができたから、奴隷にも立派に商 売がやっていけたのである。このように、奴隷の、権利主体のような事実 上の地位(ホンネ)は、社会・経済の面での役割とのからみでローマ法上 それなりに評価され、同時に、法のタテマエ(制度)のうえでも、一定の 限度においてであるが、評価をうけることになった。奴隷には、ホンネの 世界(社会的実態)においては、かなり自由に動きまわるだけでなく、とりわけ日常的なビジネスの分野で、働き手の中心となっている人物、また、かぎられた枠のなかにおいてではあるが、それなりに安定した生活をいとなんでいる人物、という側面が認められる以上、彼らが、人間としてこと境におかれていながらも、それなりに立派にたくましく生きていたことを私たちは認めなければならない。硬直したタテマエをかりかざすだけであるにま見えてこないわけである。こういった状況は、―― 筆者流に表現すれば―― ホンネのパワーがタテマエを少しほりくずした事例に属する。さまざまな生活の場で努力し能力を発揮し上昇することに成りた奴隷の数はそれほど多くなかったかもしれないが、彼らの存在は、ローマが、ホンネの次元だけではなく、タテマエの次元においても「開かれた社会」の側面を示す国となっていたことを物語ってくれる。

(e) ところで、これら外人と奴隷は、ローマ法が本来とりしきっている テリトリーの構造の面から考察してみると、ともに、一種のアウトサイダ ーと位置づけられるのであるが、一方、以下に扱う家子とつぎに扱う婦女 とは、ゆるやかな意味において家長の人格にからんだかたちで存在する者 として、明らかにインサイダーである。アウトサイダーが不利な扱いをう けるのはやむをえないことであるが、インサイダーさえも低いレヴェルに おしこめられているところに、ローマの特徴と問題性が存在するわけであ る。さて、家子(家長権に服する者)は、終身、家長の絶対的な権力に服 し、もちろんそれなりの理由があってのことであろうが、家長の手で殺害 されてしまうことまでも含めて、あらゆる不利益処分を家長からうける危 険につねにさらされているだけでなく、行為能力(とくに財産を動かす能 力)に欠けるところがある(権利能力の方は保有する)。これが家子のタテ マエ上の地位である。このタテマエがもっともうっとうしい、と考えられ るのは、成年(一四歳ぐらい)に達した男子が、家長の死亡がないかぎり、 ときには何十年ものあいだ (ローマ人の平均寿命は短かったので、このよ うなことはごく例外的なケースに属するが)、ずっと、家長の権力の傘の下 にかこいこまれたままになる、というケースである。男子がそのタテマエ の呪縛からのがれる有力な方法は、家長が死亡するとき以外では、家長か ら特別に家長権免除の措置をとってもらうことである。一方、ホンネでは、 男の家子は、多くの場合、高令となってしまった家長になりかわって、タ テマエ (法理) 上では家長の「のびた手」としての役割をはたしながら一 家をきりもりする一方で、立派な成人として、奴隷の場合と同じようなか たちで、家長からとくに与えられた相当な額の特有財産を保有し、その範 囲において、家長から独立しながら、一人前に経済活動も展開していた。 実際のところ、外見では、自ら家長となっている者と、家子の資格しかも

たない者とで、それほどのちがいはないようなケースもあったと思われる。 いずれも立派な家男は取引人なのであった。なお、家長権の制約をうける のは、私法上のことであって、公法上は、家子であっても、成人であれば、 国家の政務官として政治=行政の重要ポストにつくことができる。

- (f) 婦女は、一二歳で成人し、しかも、家長の死亡により、男女均分制 をとる法定相続、あるいは、自由な内容を盛りこめる家長の遺言のおかげ で、それなりの相続財産を取得し、その結果、堂々たる自権者として一家 をかまえるようになっても(家長にはなれない)、行為能力は認められてい ない(権利能力の方は保有する)。この状態は終身つづき、彼女は、自身の 財産を処分したりするさいには、後見人のお世話にならなければならない。 これがタテマエである。しかし、ホンネでは、同じように婦女がタエマエ 上冷遇されていた古代ギリシアの場合とはまったく異なって、ローマの家 長の妻の方は、家では、家政をとりしきる家母として、社交の舞台にもた ちあらわれる。他方で、家から出て他家に嫁いだ婦女は、その父方からう けついだ相当な額の嫁資(持参財産)を婚姻存続中に夫の家にあずけるか たちをとっている関係で、婚家に対して事実上の発言力をもちつづけ、ま た、ローマの婚姻が形式婚(タテマエ婚)ではなくて、事実婚(ホンネ婚) であって、妻の側から離婚することもかんたんにできたので、タテマエ(法 制)上はともかくとして、ホンネ(社会的実態)においては、妻の座にあ る女性は相当に強い存在であった。ちなみに、あのサヴィニーは、「古代諸 民族のもとで、ローマの場合ほど婦女が尊敬されたことはない」と、そし て、あのイェーリングは、「現代文明世界においても、古代ローマの場合ほ ど婦女が尊敬と信望をうけた場合がほかにあることを疑う」と述べている が、これらは、いずれも、主として婦女のホンネ上の地位に着目して発言 されたものである。
- (g) もちろん、タテマエとホンネという対概念を用いた二元的説明がなければローマ法が理解できない、というようなことはなく、こういった対比の枠組は、あくまでも、ローマ法を解析するためのアプローチの一つにすぎない。このほか、私法のあらゆる分野において、タテマエとホンネの二元論 つまり、二つのプリズム を用いながら事象を解析していけば(たとえば、「行為・行動におけるタテマエとホンネ」や「訴訟におけるタテマエとホンネ」などをさぐってみれば)、ローマ私法の本質についていっそう鮮明な像がえられるのではないか、と思われるところもある。
- (h) 他方で、公法・政治の分野にも、タテマエとホンネで説明するとわかりやすいように思われる事象が、いくつかある。ここでは、そのうち、二つだけを例としてあげることにしたい。まず、「市民は政治的に平等な扱いをうける」というタテマエがある(もっとも、ローマの場合、古代ギリ

シアのアテーナイ(アテネ)民主政下の市民平等とはかなりちがった展開 になっており、「ローマにはそのような平等のタテマエなどもともと存在し ない」と断定するような立場も、十分ありうるが)。しかし、ホンネ(現実) の部分で、政治的な立身出世の可能性や個人が行なう投票の実質的な意味 や価値などをとりあげて見てみると、とても市民間に平等性原理がゆきわ たっているように思えない。つまり、こういうことである。ローマの政務 官のポストには、執政官(コーンスル)をトップとして、一年任期で四つ くらいの段階が設けられているが、それを一つずつかけあがっていくには、 いくつかの選挙で当選をはたさなければならない。選挙には資金や地盤が 不可欠であり、しかも、政務官職は、報酬が直接的なかたちでは与えられ ない、いわゆる名誉職なので、その職責をはたすことができるのは、土地 などの資産を保有する上流市民だけである。もっとも、貴族と平民という、 生まれながらの身分によって市民が類別・差別されてしまう、というよう なことは共和政の過程で克服され、そして、有能な者には、たとえ彼が少 しくらい低い層の出身であっても、出世の道が開かれていたから、その点 で、ローマはなかなかモダンなところをもっていた。ところで、さきの選 挙のさいの投票方式についてであるが、重要な政務官の選挙では、有産層 に圧倒的に有利なシステムがとられており、市民全員(もちろん、これは タテマエであって、実際には市民の一部が参加するだけである)が投票に 参加する、といっても、各自の投票が平等にカウントされる、というわけ ではない。こういった社会的不平等の実態を把握することこそが、初期の ローマ政治社会を読み解く鍵の一つとなる。なお、以上の話は、前六世紀 に王政が打倒されて共和政に移行してから、前一世紀末に共和政が終わり をつげるまでの約五〇〇年のあいだの時期に関係する。元首政も専主政も、 ともに、実力者である元首・皇帝が、ただ一人、市民=国民を支配する体 制であるので、そこでは、平等性の伝統はもちろん失なわれてしまう。

つぎに、あの有名なカエサル(シーザー)の死後にその後継者となったアウグストゥスがつくりだした、前一世紀末からの元首政(プリーンキパートゥス)という帝政初期の政体の本質について見てみよう。これを、「タテマエのうえでは、共和政が堅持されているように見えても、ホンネにおいては、個人支配が巧みに貫徹されている政治システム」と規定しておくのが適切ではないか、と筆者個人は考えている。どうしてこのような区別に意味があるのか、と言えば、それは、以下のように説明することができる。カエサルは、ローマ共和政のシステム(タテマエ)が数百年のロマ拡大の歴史の流れのなかで制度疲労のようなものをおこすなどして、形骸化してしまったことを鋭く見ぬき(彼は計一〇年近くもヨーロッパ各地を転戦していたために、外から客観的にローマという国をながめることもで

きたせいであろう)、ホンネ(軍事的実力=ゲバルト)をストレートにおし だして自身の地位を確立し、あわせて、時代のホンネ(実情)にマッチし た新しいタテマエ(たとえばかつての王政に近い個人支配の体制のような もの)をうちたてようとする動きに出た。その結果、共和政というタテマ エを護持する元老院の保守派という抵抗勢力によって暗殺されたのである が、この事件は、ローマ人の上層部が、依然として、共和政をローマ国家 の本質的な国体である、と考えていることを示すものとなった。カエサル の身内のアウグストゥスは、カエサルの挫折を貴重な教訓として、自らを 「市民のうちの第一人者 (プリーンケプス)」にすぎない、と位置づけ、し かも、権力・権能・権勢・実力によってローマを統治するのではなく、権 威(アウクトーリタース=オーソリティー)によって事実上人の上にたっ ているにすぎない、という巧妙な論理を駆使して、その地位のタテマエ面 を強調した、元首政のシステムを編みだしたのである。このように考えて いくと、ホンネを見事におおいかくした元首政のあとをうけて二八四年か らはじまった、帝政後期の専主政(ドミナートゥス)が、「タテマエの次元 においても共和政をきっぱりとすてさった政治システム」と規定できるこ とになり、ローマ帝政それ自体の変遷にかんするイメージがいっそう明瞭 なものとなってくる。

- (i) 以上のスケッチだけからは、かならずしも「ローマ人がタテマエとホンネを使い分けた」という結論はひきだせないかもしれないが、目下のところ、この視点を一つの重要な仮説として立て、その有効性をこれからも検証していくつもりである。筆者の歩みは、いま、ようやく、その道程のなかばまでたどりついたというところだろうか。
- (j) 以上の記述は、[K] 部門で展開されることになっているものの一部である。この問題全般については、その個所についての記述を御参照して頂きたい。

### (5) まとめ

さて、古代のローマ人と日本人との間柄についてであるが、なぜ、両者が、ともに、タテマエとホンネをうまく使い分ける術を心えているのかについて、筆者は明快な答えをひきだせる状況にはない。筆者の、日本の法文化についての研究が進み、そして、ローマ法をタテマエとホンネの二刀で腑分けする作業がもう少し進捗すれば、時代的にも距離的にもまったく遠く離れ、一見したところなんの関係もないように思われる二つの国の文化のあいだに、たんに「人間の文化には共通点がある」という程度のことではなく、もう少し深いつながりが見出せることになるかもしれない。実際のところ、なぜかよくわからないが、私たち日本人はローマ人のことがとても好きなようなので、この点には希望がもてる。筆者としては、これ

からも、すでに二五年以上も前からはじめている、雑誌上の連載をうけつ ぐかたちで、この流れに位置する研究の道を、地面をはうようにして前進 していきたいと考えている。

#### 第二章 本論

## (1) タテマエ論タイプの格言命題

これには二種類あるように思われる。一つ目は、シュルスが、ホンネ論 のしがらみをあえてふりきって、自覚的に、また、意識的に、堂々とタテ マエ論をうちだしている、と見られる場合のもので、ここでは、タテマエ 論は理想論ないしは理念の位置にあり、ホンネとのギャップは、多くの場 合、無視できないほど大きなものとなる。二つ目は、タテマエ論がホンネ 論と密着している状況になっている場合のもので、ここではホンネ論を設 定して別途に考えてみる必要までは、ない。いわば、前者は重いタテマエ 論で、後者は軽いタテマエ論である。そのラインで考えてみると、後者の グループについては、そもそもタテマエ論という概念をもちだす実益はそ れほどない、と言えるかもしれない。しかし、総合的な分析の観点から、 後者のグループも、ここで扱うことにする。正直なところ、シュルスのた てた、タテマエ論系列の格言命題には、インパクトはそれほどない。あた りまえのことをあたりまえに言いたてるのもタテマエ論の役割の仕事の一 つだからである。同時に、シュルスのタテマエ論がとても個性的である、 というほどのこともない。なお、以下の格言命題がゴチック仕様になって いるのは、それがごく広い意味での法的なテーマにかかわりのある命題に 属することを示すものとする。なお、邦訳中の[]記号は補足を、そし て()記号は説明を、それぞれ示すものとする。

- 〈1〉 Absentem laedit, cum ebrio qui litigat. (4) [酩酊した [人] と言い 争う [人は]、不在の [人] を侮辱する [のと同じである]。]
- 〈2〉Alterius damnum, gaudium haud facias tuum. (18) [君は他の「人」の損害を君自身の喜びとするな。]
- 〈3〉Amicum perdere est damnorum maximum. (37) [友人を失なうことは、損害のうちで最大の [もの] である。]
- <4> Amissum quod nescitur non amittitur. (38) [[失なわれたことが] 知られていない状況で失なわれた [もの] は、失なわれることにはならない。]
- <5> Aspicere oportet, quicquid nolis perdere. (61) [君が失なうことを望まないものは、すべて、[君が] [ちゃんと] 注視しておくことが必要である。]
  - <6> Avarus ipse miseriae causa est suae. (74) [貧欲な [人] は、彼

- 自身が自身の不幸の原因である。]
- <7> Bona est, bonos quae jungit, navigatio. (106) [よい [人々] をむすぶ航海は、よい。]
- <8> Boni est viri etiam in morte nullum fallere. (115) [死において さえも誰も欺かないことは、よい人の特質である。]
- <9> Bona, imperante animo, fiet pecunia. (109) [精神が命ずるときには、金銭 [も] よい [もの] となるであろう。]
- <10> Boni justitiae proxima est severitas. (118) [よい [人] の厳格さは正義にきわめて近い。]
- 〈11〉Bonorum crimen est officiosus miser. (119) [親切であり [ながら] 不幸である [人] [が存在すること] は、よい [人々] の責任である。]
- <12> Bonorum ultro ad convivia accedunt boni. (120) [よい [人々] の会食には、よい [人々] が自発的に参加する。]
- <13> Bonum ad virum cito moritur iracundia. (121) [ 怒りは、よい人にあっては、すみやかに消えさる。]
- <14> Bonum est etiam bona verba inimicis reddere. (123) [敵対者 たちに対してさえもよい言葉を返すのは、よい。]
- <15> Crudelis est, non fortis, qui infantem necat. (166) [幼児を殺害する [人は]、残酷なのであって、勇敢なのではない。]
- <16> Decipi ille non censetur, qui scit sese decipi. (1029) [自身が欺かれていることを知っているあの [人] は、欺かれているものとは考えられない。]
- <17> Deliberando discitur sapientia. (188) [叡智は熟考することによって学ばれる。]
- 〈18〉 Domum qui aedificat, impolitam ne sinat. (209) [家を建築する[人は]、それを未完成のままにするな。]
- <19> Dona ingenii et fortunae proposita omnibus. (210) [才能および運命の贈物は、すべての [人々] に提示されて [いる]。]
- <20> Etiam hosti est aequus, qui habet in consilio fidem. (234) [信義を [自身の] 思慮のなかにもっている [人は]、敵に対してさえも衡平である。]
- 〈21〉 Etiam in peccato recte praestatur fides. (235) [悪い [こと] においてさえも信義が示されるのは、正しい。]
- 〈22〉 Exigua vitae pars est, quam nos vivimus. (249) [この私たちが生きているのは、生命の小さな部分である。]
- <23> Falsum maledictum malevolum mendacium est. (257) [偽りの悪口は悪意ある虚言である。]

- 〈24〉 Haud advocatus ne ad consilium accesseris. (314) [君は、自身が招かれたのではないかぎりは、会議に参加しないよう。]
- 〈25〉 Homo extra est corpus suum, quum irascitur. (324) [人は、怒っているときには、自身の身体の外にある。]
- 〈26〉 Ibi potest valere populus, ubi leges valent. (341) [法律(法)がカをもっているそのところで、国民はカをもつことができる。]
- 〈27〉Imprudens peccat, quem post facti poenitet. (353) [事後に[自身の] 行為を後悔する [人は]、不注意のまま悪事を犯す。]
- 〈28〉 In vindicando (judicando) criminosa est celeritas. (369) [報復すること (裁くこと) においては、迅速さは犯罪的である。]
- 〈29〉 Jus omne supra omnem positum est injuriam. (416) [正しいことは、すべて、すべての不法のうえにおかれた。]
- <30> Justa atque injusta audire magistratum decet. (417) [正しい [こと]と不正な [こと]を聴き [わける]ことは、政務官(公職者)にふさわしい。]
- 〈31〉 Legem solet oblivisci iracundia. (428) [怒りが法律(法)[の存在]を忘れるのが、ならわしである。]
- 〈32〉 Lex universi est, quae jubet nasci et mori. (433) [生まれることおよび死ぬことを命ずるのは、宇宙の法則である。]
- <33> Malo etiam parcas, si una est periturus bonus. (485) [君は、もしよい [人] [と悪い人と] が一体となって滅びることになってしまう場合には、悪い [人] さえも許せ。]
- <34> Malus quicunque in poena est, praesdium est bonis. (497) [誰であれ悪い[人] が罰の対象となることは、よい[人々] のための防護である。]
- 〈35〉 Manifesta causa secum habet sententiam. (498) [明白な事案はそれ自体の方で判断をもつ。]
- 〈36〉 Nemo esse judex in sua causa potest. (566) [誰も、自身の事案においては審判人(裁判者)であることはできない。]
- <37> Nescit is nocere, qui nocere velle perdidit. (1071) [[他の人を] 害することを望むことを放棄した人は、害することを知らない。]
- 〈38〉 Nil rationis est, ubi res semel in affectum venit. (1074) [事柄がいったん感情におよぶところでは、いかなることも理性をもたない。]
- <39> Non ad rogata respondendum semper est. (602) [たずねられた [こと] に対して答える必要は、つねにはない。]
- <40> Non est honestarum ulla rerum satietas. (608) [立派な事柄の 飽和状態は、なんら存在しない。]

- 〈41〉 Non facile de innocente crimen fingitur. (612) [無実の[人]から犯罪がつくりだされるのは、容易ではない。]
- <42> Non in solitudine aliter vives, aliter in foro. (1076) [君は、単独 [生活](私的生活)においてと公共広場(公的生活)においてとで、[それぞれ] 異なった生きかたはしないだろう。]
- <43> Nullum sine auctoramento est magnum malus. (630) [いかなる巨悪も、報いなしにはすまない。]
- <44> Officium damno esse haud decet praestantibus. (653) [義務をはたす [人々] に [その] 義務が損害をあたえるものとなるのは、まったく適切ではない。]
- 〈45〉 Patris delictum nocere nunquam debet filio. (1086) [父の不法行為は、決して [その] 息子を害するべきではない。]
- <46> Poenam moratur improbus, non praeterit. (709) [悪い [人] は、 [加] 罰をおくらせる [が、しかし、] それをまぬがれることはない。]
- <47> Principium est discordiae ex communi facere proprium. (1089) [共通の [もの] から固有の [もの] をつくるのは、不和のはじまりである。]
- <48> Proximum tenet locum confessio innocentiae. (1090) [自白は潔白さにもっとも近い位置をしめる。]
- 〈49〉 Qui pro innocenti dicit, satis est eloquens. (792) [無実の [人] のために語る [人は]、[それだけで] 十分に雄弁である。]
- 〈50〉 Quod nescias damnare, summa est temeritas. (826) [君 [自身] が知ってはいないような [ことを] よくないものとするのは、最大の軽率さである。]
- <51> Reddit, non perdit, qui suum quoique tribuit. (854) [各 [人] に 彼自身の [もの] を付与する [人は]、それを返還するのであって、それを 失なうのではない。]
- 〈52〉Rei nulli prodest mora nisi iracundiae. (859) [遅延は、怒り以外のいかなる事柄にも役立たない。]
- 〈53〉 Remedium est frustra contra fulmen quaerere. (861) [雷撃に対して治療を求めても、役立たない。]
- <54> Res bona est, non extirpare sceleratos, sed scelera. (1097) [悪事を犯した [人々] を根絶するのではなくて、悪事 [それ自体] を根絶するのは、よいことである。]
- 〈55〉 Saepe oculi et aures vulgi sunt testes mali. (878) [大衆の眼と耳は、しばしば悪い [こと] の証人である。]
- 〈56〉 Salutis causa bene fit homini injuria. (880) [[人の] 安全のためなら、[その] 人に不法侵害がなされてもよい。]

- 〈57〉 Sibi ipsa improbitas cogit fieri injuriam. (915) [不正は、それ自体、自身に不法侵害がなされることを強いる。]
- 〈58〉 Sibi primum auxilium eripere est leges tollere. (917) [[自身から] 法律(法)をとりさることは、自身から最初の援助を奪いさることである。]
- 〈59〉 Suspicax animus omnium damnat fidem. (952) [疑いぶかい心は、すべての [人々] の信義をよくないものとする。]
- <60> Tacendo non incurritur periculum. (956) [沈黙することによって [人に] 危険がふりかかることは、ない。]
- 〈61〉 Tamdiu discendum est homini, quamdiu nesciat. (960) [人は、 知らないあいだは、そのあいだは学ぶべきである。]
- 〈62〉 Tuti sunt omnes, ubi unus defenditur. (967) [ただー人の [人] [でも] 守られるときには、すべての [人々] が安全である。]
- <63> Ubi judicat, qui accusat, vis, non lex, valet. (973) [告発する [人] [自身が] 裁くところでは、法律(法)ではなくて、暴力が、力をもつ。]
- 〈64〉 Utrumque casum aspicere decet qui imperat. (986) [支配する [人が] 双方の事案を吟味することが、適切である。]
- <65> Velox consilium sequitur poenitentia. (989) [性急な判断には後悔がともなう。]
- 〈66〉 Viri boni est nescire facere injuriam. (998) [不法侵害をなすことを知らないことは、よい人の印である。]

#### (2) ホンネ論タイプの格言命題

シュルスは、簡潔で力強い格言的命題をつくりだすことを通じて、もろ もろのホンネのイメージを形にして表現するのが得意な人物であった。以 下に紹介する命題は、実にさまざまな内容のものであるが、これらはおり の筋書き中のプロット設定や、舞台でのセリフのやりとりを、脚本どおり に、あるいは即興的に重ねるなかで、ホンネをずばりと提示したりまる ネをオブラートにつつんでソフトにさしたりすることで、聴きるるまた をつかむ術を身につけた「現場の人」シュルスならではの成果であるば見え かくれしている。また、ホンネを吐露するさい、タテマエなど言わずはないことに属するケースも少なくなかったであろう。そのような意味においてホンネ論をゆるやかにとらえていけば、これが「タテマエ・ホンネ」 二元論にもつながってくるところもでてくるのではなかろうか。

- 〈1〉Adulter est uxoris amator acrior. (10) [[自身の] 妻を過度に愛する人は、[妻を] 姦淫する者である。]
  - <2> Aegre reprehendas, quod sinas consuescere. (11) [君がなれ親

- しむのを [自身に] 許している [ことを] 君が修正したりするのは、むずかしい。]
- <3> Aetas cinaedum celat, aetas indicat.(13)[年令は恥しらずの[人]をかくし、[また、] 年令は [そのような人であることを]示す。]
- <4> Alienum est omne, quicquid optando evenit. (15) [[他の人が] 求めることによって生じたものは、すべて、他の[人]の[もの]である。]
- 〈5〉 Amantis jusjurandum poenam non habet. (23) [愛する [人] の宣誓は罰をもたない。]
- 〈6〉 Animus aeger turbae praebet spectaculum. (52) [ 悩む心情は大衆に見世物を提供する。]
- 〈7〉 Animus hominis, quicquid sibi imperat, obtinet. (53) [人の心は、それが自身に命ずるものは、すべて、獲得する。]
- 〈8〉 Aperte mala cum est mulier, tum demum est bona. (57) [婦女が公然と悪いとき、そのとき、彼女はまさによい [人] である。]
- 〈9〉Ars non ea est, quae casu ad effectum venit. (60) [偶然に結果にいたったものは、技巧でない。]
- <10> Auro suadente, nil potest oratio. (66) [黄金が説得するとき、 弁舌はなんらの [力ももつことが] できない。]
- <11> Bene dormit, qui non sentit quam male dormiat. (79) [自身がどれほど眠れないかを感じない [人は]、よく眠る。]
- <12> Beneficiorum calcar animus gratus est. (88) [感謝する心は恩恵の拍車である。]
- 〈13〉Beneficium accipere libertatem est vendere. (89) [恩恵をうけいれることは [自身の] 自由を売ること [である]。]
- <14> Beneficium egenti bis dat, qui dat celeriter. (93) [すみやかに 恩恵を与える [人は]、恩恵を求める [人] に恩恵を二度 (二倍) 与える。]
- <15> Benevoli conjunctio animi maxima est cognatio. (1022) [親切な心の結びつきは、もっとも大きな血縁である。]
- <16> Benevolus animus maxima est cognatio. (96) [親切な心はもっとも大きな血縁である。]
- 〈17〉Benignus etiam dandi causam cogitat. (97) [親切な [人] でさえも、[他人に恩恵を] 与えることの理由を考える。]
- <18> Bis dat qui dat celeriter. (?) [すみやかに [あるものを] 与える [人は]、二度 (二倍) 与える。]
- <19> Bona homini mors est, vitae quae extinguit mala. (108) [[人の] 生涯の悪い [こと] を消しさる死は、人にとってよい [もの] である。]
  - <20> Bona quae veniunt, nisi sustineantur, opprimunt. (112) [や

- ってくる財産は、支えられないかぎりは、[人々を]圧迫する。]
- 〈21〉Bona turpitudo est, quae periculum vindicat. (113) [危険 [から人]を守る恥辱は、よい。]
- <22> Bonitatis verba imitari major malitia est. (117) [「よいこと」 という言葉をまねることは、いっそう大きな悪意である。]
- 〈23〉Bonus animus laesus gravius multo irascitur. (126) [よい心情は、害されると、おおいにはげしく怒る。]
- <24> Bonus animus nunquam erranti obsequium accommodat.(127) [よい心情は、誤まっている [人] に決して承諾を与えない。]
- 〈25〉 Calamitatum habere socios miseris est solatio. (1023) [禍 [におそわれた人] の仲間たちをもつことは、不幸な [人々] にとっては慰めである。]
- <26> Caret periculo, qui etiam tutus cavet. (132) [[自身が] 安全であるときでさえも用心する [人は]、危険をまぬかれる。]
- 〈27〉 Cito ad naturam ficta reciderint suam. (140) [捏造された [もの] は、すみやかにその [本来の] 性質へふたたびおちいるはずである。]
- <28> Cito culpam effugies, si incurrisse poenitet. (140) [もし君が [過失に] おちいったことを後悔するならば、君はすみやかに過失をさける だろう。]
- <29> Cito ignominia fit superbi gloria. (142) [傲慢な [人] の栄光はすみやかに不名誉となる。]
- <30> Cito improborum laeta ad perniciem cadunt. (143) [悪い[人々]の喜びとする [こと] は、すみやかに破滅におちいる。]
- $\langle 31 \rangle$  Civilis belli oblivio defensio est. (144) [忘却は内乱の防御である。]
- <32> Commune naufragium omnibus est consolatio. (148) [共同の 難船はすべての [人々] にとって慰めである。]
- <33> Conjunctio animi maxima est cognatio. (149) [心情の結びつきはもっとも大きな血縁である。]
- <34> Conscientia animi nullas invenit linguae preces. (1024) [良心は舌のなんらの嘆願も見出さない。]
- 〈35〉 Consultor homini tempus utilissimus. (155) [時は人にとってもっとも有用な助言者 [である]。]
- 〈36〉 Contra felicem vix deus vires habet. (159) [幸福な [人] に対しては、神 [さえ] もほとんど力をもたない。]
- <37> Contra hostem aut fortem oportet esse aut simplicem. (160) [敵に対しては、あるいは勇敢であるか、あるいは単純であるかが、必要で

ある。]

- <38> Contra impudentem stulta est nimia ingenuitas. (161) [厚かましい[人]に対しては、極度の率直さは愚かである。]
- <39> Crimen relinquit vitae, mortem qui appetit. (163) [死を求める [人は]、[自身の] 生涯に非難をのこす。]
- <40> Crudelem medicum intemperans aeger facit. (164) [節度のない病 [人] は医師を残忍な [人] とする。]
- 〈41〉 Crudelis est in re adversa objurgatio. (165) [ 譴責は逆境においては残酷である。]
- 〈42〉 Cui plus licet quam par est, plus vult quam licet. (171) [適度である[こと]以上の[ことを]許されている[人は]、許されている[こと] 以上の[ことを]望む。]
- 〈43〉 Cui semper dederis, ubi negas, rapere imperas. (172) [君は、 [自身が] つねに [物を] 与えていたような [相手方に] [与えることを] 拒むときには、[その人が] [それを] 奪うことを命ずる。]
- <44> Culpa vacare maximum est solatium. (177) [非難がないことは最大の慰めである。]
- 〈45〉 Cum inimico nemo in gratiam tuto redit. (178) [誰も、[自身の] 敵対者と和解にいたるときは、安全ではない。]
- 〈46〉 Cum vitia prosunt, peccat qui recte facit. (?) [悪業が役にたつときには、正しく行動する[人][さえ] も、悪業にはしる。]
- <47> Cupido atque ira consultores pessimi. (179) [欲情と怒りは最悪の相談相手 [である]。]
- <48> Damnare est objurgare, quum auxilio est opus. (180) [[ある人が]援助を必要としているときに、[その人を] 非難することは、[その人を] 断罪することである。]
- 〈49〉 Damnati lingua vocem habet, vim non habet. (181) [有罪判決をうけた [人] の舌は、声をもつ [が、しかし、] 力はもたない。]
- 〈50〉 Damnum appellandum est cum mala fama lucrum. (182) [悪い評判をともなう利得は、損害とよばれるべきである。]
- <51> Damnum, nisi ab abundantia, raro venit. (183) [飽和から以外では、損害がやってくるのは、まれである。]
- 〈52〉 Deformis simiarum erit pulcherrima. (187) [醜い [婦女] [で] も、猿たちのなかでは、もっとも美しいものとなるであろう。]
- 〈53〉 Deliberare utilia mora est tutissima. (191) [有用である [こと] を熟考することは、もっとも安全な遅延である。]
  - 〈54〉 Demens est, quisquis praestat errori fidem. (192) [過誤に信

- 頼を与える人は、誰でも、精神錯乱状態にある。]
- 〈55〉 Despicere oportet, quicquid possis perdere. (195) [ 君が消滅させることができるものは、すべて、軽蔑するべきである。]
- 〈56〉 Didicere flere feminae in mendacium. (196) [婦女たちは、[人を] 欺くために、泣くことを学んだ。]
- 〈57〉 Difficile est custodire quod multis placet.(199)[多くの[人々] に気にいられている [ことを] 守っていくのは、困難である。]
- 〈58〉 Dissolvit legem judex misericordia. (?) [ 慈 悲 は 、 裁 き 手 と し て 、 法 律 (法 ) を 分 解 す る 。]
- 〈59〉 Dissolvitur lex, cum fit judex misercors. (?) [ 裁き手が慈悲ぶかくなるときには、法律(法)は分解される。]
- <60> Dixeris maledicta cuncta, cum hominem ingratum dixeris. (1030) [君は、自身が [ある] 人が忘恩 [である] と言ったときには、悪口をすべて言ったことになる。]
- 〈61〉 Dolor animi gravior est quam corporis. (206) [心の苦痛は、肉体の苦痛よりも、いっそう重い。]
- 〈62〉 Durum est negare superior cum supplicat. (?)[いっそう上位の[人]が懇願するときには、[その懇願を] 拒むことは、むずかしい。]
- <63> Eripere telum, non dare irato, decet. (221) [[怒っている [人] から] 投槍を奪いとることは、適切であるが、怒っている [人に] それを与えることは、適切ではない。]
- <64> Est homini semper diligenti aliquid super. (223) [注意ぶかい人には、つねに、なんらかのことが [なすべきものとして] 残っている。]
- <65> Est honesta turpitudo pro bona causa mori. (1034) [よい事情のために死ぬことは、立派な恥辱である。]
- <66> Est regium male audire et benefacere. (224) [悪い評判をたてられて、しかも [人に] 親切な行ないをするのは、王にふさわしいことである。]
- 〈67〉Est turba semper argumentum pessimi. (227) [大衆 [の意見] は、つねに最悪の [人々] の論抛である。]
- <68> Et deest et superat miseris cogitatio. (229) [不幸な [人々]には、思慮は、不足したりもあまったりもする。]
- 〈69〉 Etiam celeritas in desiderio mora est. (233) [願望においては、迅速ささえも、遅滞である。]
- 〈70〉Etiam innocentes cogit mentiri dolor. (236) [苦痛は、潔白な[人々] にさえも、嘘をつくよう強いる。]
  - 〈71〉 Etiam oblivisci qui sis interdum expedit. (237) [ 君が自身が誰

- であるかを忘れることさえも、ときには役にたつ。]
- <72> Etiam oblivisci quod scis interdum expedit. (238) [ 君が自身が知っている [ことを] 忘れることさえも、ときには役にたつ。]
- 〈73〉 Etiam qui faciunt, oderint injuriam. (239) [[自ら] 不法侵害をなすような [人] でさえも、不法侵害を憎むはずである。]
- 〈74〉Etiam tyrannus vix precario imperat. (242) [専制君主さえも、懇願によってかろうじて支配する [だけである]。]
- <75> Ex praemi spe laboris fit solatium. (245) [報賞の希望から労苦の慰めが生まれる。]
- 〈76〉Ex saeva animadversione nulla regi gloria est. (1035) [厳しい加罰からは、王にはなんらの栄光もない。]
- 〈77〉 Exeritur opere nequitia, non incipit. (248) [悪行は、仕事によってとりのぞかれはする[が、しかし][それによって]はじまりはしない。]
- 〈78〉Extrema semper de antefactis judicant. (252) [最終の [こと] が、さきになされた [もろもろのこと] にかんして、つねに判断を下す。]
- 〈79〉 Exul, cui nusquam domus est, sine sepulchro est mortuus. (1037) [どこにも家がない亡命者は、墓のない死人である。]
- 〈80〉 Facilitas animi ad partem stultitiae rapit. (253) [心の安易さは、[人々を] 愚かさの側へひっぱっていく。]
- 〈81〉 Factum tacendo, crimen facias acrius. (256) [君は、行為について沈黙することによって、[自身の] 罪をいっそう重いものとする。]
- <82> Fatetur facinus, qui judicium fugit. (260) [裁判から逃げる[人は]、 悪事を自白する。]
- 〈83〉 Feras, non culpes, quod mutari non potest. (264) [君は、変更されることができない [ことは] たえしのび、[そして] 非難するな。]
- <84> Festinationis error comes et poenitentia. (1040) [過失と後悔は 拙速の仲間である。]
- <85> Fidem qui perdit, perdere ultra nil potest. (268) [信用を失なう [人は]、そのうえにはなにも失なうことができない。]
- <86> Fidem qui perdit, quo se servet in reliquum? (269) [信用を失なう[人は]、将来においてなにによって自身を保持することになるのか?] <87> Formosa facies muta commendatio est. (271) [美しい顔は無言の推せんである。]
- 〈88〉 Fortuna jus in hominis mores non habet. (272) [運命は人の行状に対しては権利をもたない。]
- <89> Fortuna magna magna domino est servitus. (273) [大きな幸運は、[その] 持主にとって大きな役務である。]

- <90> Fortuna, nimium quem fovet, stultum facit. (275) [運命は、 それが過度に愛する [人を] 愚かな [人] とする。]
- <91> Fortuna nos vincit, nisi tota vincitur. (276) [運命は、それが全面的に征服されないかぎり、私たちを征服する。]
- 〈92〉 Fortuna nulli plus quam consilium valet. (277) [運命は、誰にも、思慮以上には力をもたない。]
- <93> Fortuna obesse nulli contenta est semel. (278) [運命は、誰に対しても [ただ] 一度だけ害を与えるものとなっていることでは、満足しない。]
- 〈94〉 Fortuna plus homini quam consilium valet. (279) [運命は人には思慮以上に力をもつ。]
- <95> Fortuna quo se, eodem et inclinat favor. (280) [運命が傾いていくそのところへ、[人の] 好意も傾いていく。]
- <96> Fortuna quum blanditur, captatum venit. (281) [運命が [私たちに] へつらうときには、それは [私たちを] つかまえるためにやってくる。]
- 〈97〉 Fortunam cuique mores confingunt sui. (287) [[各人] 自身の行状は、各人にその運命をつくりだす。]
- 〈98〉 Frustra rogatur, qui misereri non potest. (292) [あわれみの気持をもつことができない [人に] 懇願しても、無益である。]
- 〈99〉 Furor fit laesa saepius patientia. (293) [かなりしばしば傷つけられた忍耐は、精神錯乱となる。]
- <100> Graviora quaedam sunt remedia periculis. (305) [ある種の治療は危険よりもいっそう重大である。]
- <101> Gravissima est probi hominis iracundia. (308) [立派な人の怒りはきわめて大きい。]
- 〈102〉 Habent locum maledicti crebrae nuptiae. (312) [ひんぱんな婚姻は [他人からの] 悪口に余地を与える。]
- <103> Homo toties moritur, quoties amittit suos. (327) [人は、その[身内] を失なうたびごとに、死ぬ。]
- <104> Honesta lex est temporis necessitas. (330) [時の緊要は立派な法律(法)である。]
- 〈105〉 Honesta quaedam scelera successus facit. (331) [成功はある種の悪事を立派な [もの] とする。]
- 〈106〉 Honeste servit, qui succumbit tempori. (336) [時勢に服する [人は] 立派に奉仕する。]
  - $\langle 107 \rangle$  Humilis nec alte cadere, nec graviter potest. (340) [[ \$ & \$

- と] 低いところにいる [人] は、深くおちることも、はげしくおちること もできない。]
- <108> IIIo nocens se damnat, quo peccat die. (351) [有実の [人は]、 自身が悪事を犯すあの [日] に、自身に有罪判決を下す。]
- <109> Impune pecces in eum, qui peccat prior. (354) [いっそうさきに悪事を犯す人に対して君が悪事を犯すことになっても、君は罰せられない。]
- <110> In amore forma plus valet quam auctoritas. (355) [愛においては、勢望よりも容姿が、いっそう力をもつ。]
- 〈111〉In calamitoso risus etiam injuria est. (358) [不幸な [人] にあっては、笑うことさえも不法侵害である。]
- <112> In misero vita est etiam contumelia. (360) [あわれな [人] にあっては、生きていることさえも侮辱である。]
- <113> In rebus dubiis plurimi est audacia. (363) [疑問のある事柄においては、大胆さがもっとも価値のあるものである。]
- <114> Infelici innocentia est felicitas. (373) [不幸な [人] にとっては、潔白であることが [その] 幸福である。]
- 〈115〉Inferior rescit quicquid peccat superior. (374) [いっそう下の [人] には、いっそう上の [人] がなす悪事は、すべて、知らされている。]
- <116> Inimicus oculus esse vicini solet. (386) [ 隣人の眼が敵意にあ ふれているのが、ならわしである。]
- 〈117〉Injuriam ipse facias, ubi non vindices. (390) [ 君が不法侵害に報復しないところでは、君は自ら不法侵害を行なうことになる。]
- 〈118〉Injuriarum remedium est oblivio. (391) [ 忘却は不法侵害の治療である。]
- 〈119〉Inopi beneficium bis dat, qui celeriter dat. (392) [困窮した [人] にすみやかに恩恵を与える [人は]、困窮した [人] に恩恵を二度 (二倍) 与える。]
- 〈120〉Insanus omnis furere credit ceteros. (394) [精神錯乱状態の [人] は、すべて、そのほかの [人々] が精神錯乱状態にあると考える。]
- 〈121〉Instructa inopia est in divitiis cupiditas. (395) [富のなかでの欲求は満たされた欠乏である。]
- 〈122〉Invitat culpam qui peccatum praeterit. (402) [ 悪事を見すごす [ 人は]、罪過をまねきよせる。]
- <123> Iratus etiam facinus consilium putat. (405) [怒った [人] は助言を悪行とさえ考える。]

- 〈124〉Iratus nil non criminis loquitur loco. (406) [怒った [人] は悪口以外にはなにも言わない。]
- <125> Irritare est calamitatem, quum te felicem vocas. (1057) [ 君が、自身が幸福 [ である] と称するときには、それは不幸をひきおこすことである。]
- <126> Judex damnatur, cum nocens absolvitur. (415) [有実の [人] が無罪放免されるとき、審判人(裁判者)は有罪判決をうける。]
- 〈127〉 Laeso doloris remedium inimici est dolor. (420) [被害をこうむった [人] には、敵(加害者)の苦痛が [自身の] 苦痛の治療である。]
- <128> Legem nocens veretur, fortunam innocens. (427) [有実の[人] は法律(法)をおそれる[が、しかし、]無実の[人]は運命をおそれる。]
- 〈129〉Lex videt iratum, iratus legem non videt. (434)[法律(法) は怒った [人] を見る [が、しかし、] 怒った [人は] 法律(法)を見ない。]
- 〈130〉 Locis remotis qui latet, lex est sibi. (450) [遠くはなれた場所にかくれている [人は]、[自身が] 自身に対して法律(法)である。]
- 〈131〉 Loco ignominiae est apud indignum dignitas. (451) [位階は、 [それに] ふさわしくない [人] のもとでは、不名誉のようなものある。]
- <132> Lucrum sine damno alterius fieri non potest. (454) [利益は、他の[人]の損失なしには、生ずることができない。]
- <133> Mage valet, qui nescit calamitas quid valet. (457) [不幸がどれほど力をもっているかを知らない [人は]、いっそう力をもっている。]
- 〈134〉 Magister usus omnium est rerum optimus. (459) [ 慣用はすべての事柄の最良の師である。]
- <135> Magnanimo injuriae remedium oblivio est. (461) [宏量な[人]には、忘却は不法侵害の治療である。]
- <136> Malae naturae nunquam doctore indigent. (469) [悪い本性は決して教え手を必要としない。]
- <137> Male secum agit aeger, medicum qui haeredem facit. (474) [医師を相続人とする病 [人] は、自身に対して悪く行動する。]
- <138> Maledictum interpretando facias acrius. (478) [ 君は、悪口を説明することによって、[ それを] いっそうひどいものとすることになる。]
- 〈139〉 Malefacere qui vult, nusquam non causam invenit. (479) [ 悪行をなすことを望む [人が] [ その] 理由を見出さないことは、決してない。]
- 〈140〉 Malum est consilium quod mutari non potest. (489) [変更されることができない助言は、悪い。]
  - <141> Malus bonum ad se nunquam consilium refert. (492) [悪い

[人] は自身のために決してよい決心をいだかない。]

〈142〉 Medicina sola miseriarum oblivio est. (502) [ 忘 却 は 不 幸 な [ こと ] の た だ 一 つ の 対 薬 で あ る 。]

<143> Melius est quidquam possidere quam nihil. (504) [なんらのものも [占有し]ないよりも、なんらかのものを占有する方が、いっそうよい。]

<144> Metuendum semper ei est, quod tutum velis. (508) [君は、安泰 [であること] を君自身がを望んでいるその人のために、つねに懸念をいだくべきである。]

<145> Minus decipitur cui negatur celeriter. (512) [すみやかに拒まれる [人が] 欺かれることは、いっそう少ない。]

 $\langle 146 \rangle$  Miser dici bonus vir, esse non potest. (514) [よい人は、不幸 [である] と [他の人から] 言われることはできる [が、しかし、] 不幸であることはできない。]

<147> Miserum est tacere cogi quod cupias loqui. (522) [君が、言うことを望む [こと] について沈黙するよう [他人から] 強いられるのは、不幸である。]

<148> Mors infanti felix, juveni acerba, sera nimis seni. (1063) [死は、幼児には幸せなもの [で]、若者には苦しいもの [で]、老人にはあまりにもおそいもの [である]。]

<149> Multa ignoscens(ignoscendo) fit potens potentior. (538) [権勢をもつ[人]は、多くの[こと]を許しながら(許すことによって)、いっそう力をもつようになる。]

<150> Naturam abscondit, quum recte improbus facit. (546) [悪い [人] が正しくふるまうときには、彼は [その] 本性をかくす。]

<151> Ne plus promittas, quae praestari possiet. (548) [君は、実現されることが可能であるような [こと] 以上の [こと] を、約束するな。]

<152> Necessitas ab homine, quae vult, impetrat. (553) [緊要は自身が望む [ものを] 人間から獲得する。]

〈153〉 Necessitas dat legem, non ipsa accipit. (554) [ 緊要は法律 (法)をあたえる [が、しかし、] それ自身はそれをうけいれない。]

〈154〉 Necessitas quod poscit, nisi das, eripit. (558) [緊要は、もしそれ自身が求める [ものを] 君が与えない場合には、[それを] 奪う。]

〈155〉 Nequitia poena maxima ipsamet sui est. (571) [邪悪は、それ自身、それ自身の最大の罰である。]

<156> Nil non aut lenit, aut domat diuturnitas. (582) [時間の長さが、あるいはゆるくし、あるいは制御しないものは、なんらない。]

<157> Nil peccent oculi, si oculis animus imperet. (583) [もし精

神が眼を支配するならば、眼はなんらの悪事も犯さないはずである。]

<158> Nil posse quemquam, mortuum hoc est vivere. (584) [誰もなんらのこともなすことができないこと、これは死んだ状態で生きていることである。]

<159> Nil proprium ducas, quod mutari potest. (585) [君は、変更されることが可能であるものを、なにも、自身固有のもの[である]と考えるべきではない。]

<160> Nimia simplicitas facile deprimitur dolis. (588) [極度の単純さは悪意によって容易に支配される。]

〈161〉 Nimium altercando veritas amittitur. (589) [あまりに議論することによって、真実は失なわれる。]

<162> Nisi ignorantes ars osorem non habet. (592) [技術は、[それを] 知らない [人々] 以外には、[それを] 憎む人をもたない。]

〈163〉 Nisi vindices delicta, improbitatem adjuves. (595) [ 君が不法行為を罰しないかぎりは、君は邪悪さを助けることになる。]

<164> Nocens precatur, innocens irascitur. (596) [有実の [人] は懇願し、無実の [人] は怒る。]

〈165〉 Nocentem qui defendit sibi crimen parit. (597) [有実の [人] を擁護する [人は]、自身に犯罪を生みだす。]

<166> Nocere casus non solet constantiae. (598) [不慮の禍が確固としたものを害しないのが、ならわしである。]

〈167〉Non est movendum bene consopitum malum. (609)[ よく鎮まっている悪い [こと] は、動かされるべきではない。]

<168> Non est tuum, fortuna quod fecit tuum. (611) [運命が君の[もの] とした [ものは]、君の [もの] ではない。]

<169> Non omnia evenire, quae statuas, solent. (618) [君が [心のなかに] 定めているような [こと] すべてが生ずるのではないのが、ならわしである。]

<170> Nulla est voluptas, quin assiduae taedet. (625) [たえず [執着しても] いやにならないような快楽は、なんらない。]

<171> Nulla hominum major poena est, quam infelicitas.(626)[人々のいかなる罰も、[人々の] 不幸よりも大きくはない。]

<172> Nullum sine teste putaveris suo locum. (631) [君は、いかなる場所もその証人を欠いていないものと、考えよ。]

<173> Nullus tantus quaestus, quam quod habes parcere. (633) [君がもっている [ものを] 節約することほど大きな利得は、なんらな [い]。]

〈174〉 Nunquam periculum sine periculo vincitur. (636) [危険は、

危険[をおかすこと]なしには、決して征服されない。]

〈175〉O pessimum periculum, quod coopertum latet! (640) [おお、おおわれた状態でかくれている危険がきわめて悪いことよ!]

〈176〉Obsequium nuptae cito fit odium pellicis. (643) [妻の謙譲はただちに愛人の憎悪となる。]

〈177〉Odio oportet ut peccandi facias, non metu, bonum. (1082) [君は、悪事をなすことへの憎悪によってよい[こと]をなすべきであって、 [それへの] 恐怖によってそうするべきなのではない。]

<178> Omne vitium semper habet patrocinium suum. (654) [悪事は、 すべて、つねにその言訳けをもつ。]

<179> Paratae lacrymae insidias, non fletum indicant. (660) [用意された涙は、陰謀を示すのであって、悲嘆を示すのではない。]

<180> Parere scire, par imperio gloria est. (662) [したがうことを 知ることは、命令にひとしい栄誉である。]

〈181〉 Patria tua est, ubicunque vixeris bene. (672) [ 君 がよく生きたところは、どこでも、君の祖国である。]

<182> Peccatum extenuat qui celeriter corrigit. (678) [すみやかに [悪事を] 是正する [人は]、悪事をへらす。]

〈183〉 Pecunia est ancilla, si scis uti; si nescis, domina est. (1087) [金銭は、もし君が [それを] 用いることを知っている場合には、[君の] 奴隷(女奴隷)であるが、しかし、もし君がそのことを知らない場合には、それは [君の] 主人(女主人)である。]

〈184〉 Pecunia una regimen est rerum omnium. (679) [金銭だけがあらゆる物の支配力である。]

<185> Pecuniae oportet imperes, non servias. (681) [君は、金銭に命令するべきであって、それにつかえるべきではない。]

〈186〉Pejora querulo cogitat mutus dolor. (682) [沈黙の悲嘆は、訴える不平よりもいっそう悪い [こと] を考える。]

<187> Perfugere ad inferiorem, seipsum est tradere. (690) [いっそう劣った [人] へと逃げこむことは、自身をひきわたすことである。]

<188> Pericula qui audet, ante vincit quam accipit. (691) [危険をあえて[おかす][人は]、[それに] 遭遇するよりも前に、それを克服する。]

〈189〉Pericula timidus etiam quae non sunt videt. (692) [臆病な[人] は存在しない危険さえも見る。]

<190> Perpetuo vincit, qui utitur clementia. (693) [ 慈悲を用いる [ 人は] たえず勝利をおさめる。]

<191> Petit, qui irascitur, periculum sibi. (695) [怒る [人は] 自身

のために危険を求める。]

 $\langle 192 \rangle$  Plerique metu boni, non innocentia. (700) [きわめて多数の [人々] は、恐怖のためによい [人々] [となっているだけ] であって、潔白さによって [そうなっているのでは] ない。]

〈193〉 Plus est quam poena, injuriae succumbere. (704) [不法に屈従することは、罰以上のことである。]

<194> Poena ad malum serpens, ut proterat, venit. (707) [罰は、悪い[こと] をふみつぶすために、悪い[こと] へとひそかにしのびよる。]

〈195〉Potenti irasci, sibi periculum est quaerere. (713) [権勢を保有する [人] に対して怒ることは、自身に危険を求めることである。]

<196> Potest non esse honestum, quod non liberum est. (714) [自由でない [ことは] 立派であることはできない。]

〈197〉 Pro medicina dolor est, dolorem qui necat. (724) [苦痛を殺す苦痛は薬のようなものである。]

〈198〉 Probi tegens delicta judex deterit. (726) [審判人 (裁判者) は、よい [人] の不法行為をかくしながら、それを弱める。]

<199> Prope est libens ut damnet, qui damnat cito. (733) [急いで有罪判決を下す [人は]、好んで有罪判決するのに近い。]

〈200〉 Prope est non aeque ut damnet, qui damnat nimis. (732) [過度に有罪判決を下す [人は]、不公正に有罪判決を下すのに近い。]

〈201〉 Properare in judicando est crimen quaerere. (734) [判決することにおいて急ぐことは、罪をさがすことである。]

〈202〉 Quamvis non rectum, quod juvat, rectum putes. (769) [ 君は、たとえ役にたつ [ ことが ] 正しいものでな [ く ] ても、[ それが ] 正しいもの [ である、] と考えるべきである。]

<203> Quem bono tenere non potueris, contineas malo. (1092) [君は、自身がよい [こと] によっては保つことができなかったような [人を]、悪い [こと] によって保持せよ。]

〈204〉Quem fama semel oppressit, vix restituitur. (772) [世間の評判がいったんおしつぶしてしまった [人は]、ほとんど回復されない。]

〈205〉 Qui debet, limen creditoris non amat. (777) [債務を負う [人は]債権者の [家の] 閾を好まない。]

<206> Qui exspectat, ut rogetur, officium levat. (780) [自身が [他の人から] [あることが] 求められるようになることをまっている [人は]、親切さ [の価値] をへらす。]

<207> Qui metuit calamitatem, rarius accipit. (786) [禍をおそれる [人が] それをこうむるのは、比較的まれである。]

- 〈208〉 Qui pote celare vitium, vitium non facit. (787) [悪事をかくすことができる [人は]、悪事をなさない。]
- 〈209〉Qui semet accusat, crimine non indiget. (796) [自身を告発する[人は]、犯罪を欠かない。]
- 〈210〉 Qui venit ut noceat, semper meditatus venit. (801) [[他人を] 害するためにやってくる [人は]、つねに熟慮してやってくる。]
- 〈211〉 Quid quisque possit, nisi tentando nesciet. (812) [各人は、自身がなにをなすことができるかは、試みてみることを通じてでなければ、知らないだろう。]
- 〈212〉 Quid tibi pecunia opus est, si ea uti non potes? (813) [もし君がそれ (金銭) を用いることができない場合には、どのようにして君に金銭が必要となるのか?]
- 〈213〉 Quis pauper est? Videtur qui dives sibi. (817) [誰が貧しいか? [自身が] 富んで [いる] と自身に思える [人が]、[それである]。]
- 〈214〉Quis plurimum habet? Is qui omnium minimum cupit. (818) [誰がもっとも多くの[もの]をもっているか? すべての[人々]のうちで、もっとも少ない[もの]を望む人が[、それである]。]
- <215> Quod fugere credas, saepe solet occurrere. (824) [君が避けていると考えているような [ことに] しばしば [君が] 出会うのが、ならわしである。]
- <216> Quod nescias cui serves, stultum est parcere. (825) [誰のために君が保持するのかを知らない [ものを] 君が節約することは、愚かである。]
- 〈217〉 Quod semper est paratum, non semper juvat. (829) [つねに用意された [ものが] つねに役だつ、というわけではない。]
- 〈218〉 Quod senior loquitur, omnes consilium putant. (830) [老人が語る [ことは]、すべての [人々] が助言 [である] と考える。]
- <219> Quod vitiosum est, quo animo facias nihil interest. (832) [不 徳である [ことは]、君がどのような心情によって [それを] なすのかとは、 まったく関係がない。]
- 〈220〉 Quod vix contingit, vix voluptatem parit. (833) [[人が] ほとんどふれない [ものは]、ほとんど快楽を生みださない。]
- 〈221〉 Quod vult habet, qui velle quod satis est potest. (835) [十分である[ものを]望むことができる[人は]、自身が望む[ものを]もつ。]
- 〈222〉Quoscunque calamitas quaerit, facile invenit. (838) [禍は、 それが探す人を、すべて、容易に見いだす。]
  - <223> Quot servos, totidem habemus quisque hostes domi. (839)

[私たちは、誰でも、[私たちがもつ] 奴隷たちの数と同じだけの数の敵たちを、家内にもつ。]

- 〈224〉 Quotidie damnatur, qui semper timet. (840) [つねにおそれている[人は]、有罪判決を毎日うける。]
- 〈225〉 Quotidie est deterior posterior dies. (841) [ つぎの日は、毎日、いっそう悪い。]
- 〈226〉 Quum ames, non sapis; aut quum sapias, non ames. (842) [君が愛するときには、君は賢くない。あるいは、[逆に、] 君が賢いときには、君は愛しない。]
- 〈227〉 Quum das avaro praemium, ut noceat rogas. (843) [君は、自身が、貧欲な [人] に報賞を与えるときには、彼が害を与えるよう求める。]
- 〈228〉 Quum vitia prosunt, peccat qui recte facit. (846) [悪事が役だつときには、正しく行なう [人] [も] 悪事をはたらく。]
- 〈229〉 Res quaeque tanti est, quanti emptorem invenerit. (866) [各々の物は、それが買主を見いだせるだけの価値のものである。]
- <230> Reus innocens fortunam, non testem timet. (869) [無実の被告人は、運命をおそれる [が、しかし、] 証人をおそれることはない。]
  - 〈231〉Rivalitatem non amat victoria. (872) [勝利は対抗を好まない。]
- <232> Roganti melius quam imperanti pareas. (873) [君は、[自身に]命ずる [人]によりも、[自身に]懇願する [人]に、いっそうよくしたがうはずである。]
- 〈233〉 Rogare ingenuo servitus quodammodo est. (874) [懇願することは、自由の身に生まれた [人] にとっては、ある程度は屈従である。]
- 〈234〉 Saepe ignoscendo das injuriae locum. (876) [君は、しばしば 許すことによって、不法侵害に [その] 余地を与える。]
- <235> Sapiens, quod petitur, ubi tacet, breviter negat. (883) [賢い [人] は、[自身が] 沈黙しているときには、[他の人から] 求められる[ものを] 簡潔に拒絶する。]
- 〈236〉 Sapientiae plerumque stultitia est comes. (884) [愚かさはたいていは賢さの仲間である。]
- <237> Satis est hostem superare; nimium est perdere. (889) [敵に対して勝利をおさめることで十分であって、[敵を] 滅ぼすことは過度である。]
- 〈238〉 Se damnat judex innocentem qui opprimit. (894) [無実の[人]を罰する審判人(裁判者)は、自身に有罪判決を下す。]
  - 〈239〉 Semel qui fuerit, semper perhibetur malus. (901)[一度でも悪い

- [人]であった[人は]、つねに悪い[人][である]と言われる。]
- <240> Semper consilium tunc deest, cum opus maxime. (903) [助言は、それがとくに必要 [である] ときに、そのとき、つねに欠ける。]
- 〈241〉 Sibi ipse dat supplicium, quem admissi pudet. (916) [[自身が] 悪事を犯したことを恥じる [人は]、彼自身が自身に罰を与える。]
- <242> Sine dolore est vulnus, quod ferendum est cum victoria. (1107) [勝利をともなうかたちでたえしのばれるべき傷は、苦痛を欠いた状況にある。]
- 〈243〉 Socius fit culpae, qui nocentem sublevat. (920) [有実の [人]を助ける [人は]、罪過の仲間となる。]
- 〈244〉 Solet esse in dubiis pro consilio temeritas. (922) [疑問のある[こと] においては、軽率さが分別とされるのが、ならわしである。]
- 〈245〉 Spes inopem, res avarum, mors miserum levat. (927) [希望は貧しい [人の心] を、物は貧欲な [人の心] を、死は不幸な [人の心] を、軽くする。]
- 〈246〉 Stultum est, caveri quod potest, admittere. (932) [[人が] 用心 [してさけ] ることができる [ことを] 行なうのは、愚かである。]
- 〈247〉 Stultum est velle ulcisci alterum poena sua. (936) [自身への加罰をともなうかたちで他の[人]に復讐することを望むことは、愚かである。]
- 〈248〉 Stultus tacebit? Pro sapiente habebitur. (941) [愚かな [人] [も] 沈黙してみるか? [そのとき、] 彼は賢い [人] と扱われるだろう。]
- 〈249〉 Sua qui servat, suis servat communia. (942) [自身の [もの] を保全する [人は]、自身の [身内] のために共通の [もの] を保全する。]
- 〈250〉 Submissum imperium non tenet vires suas. (947) [声の低い命令はその力をたもたない。]
- 〈251〉 Summum jus summa plerumque est injuria. (950) [最高の正はたいてい最高の不正である。]
- 〈252〉 Suspecta semper ornamenta ementibus. (951) [装飾物は、買う[人々]には、つねに疑いの眼で見られ[る]。]
- 〈253〉 Suspicio probo homini tacita injuria est. (953) [立派な人に とっては、疑いをかけられることは、暗黙の不法侵害である。]
- 〈254〉 Suum sequitur lumen semper innocentia. (955) [潔白さはつねに自身の光にしたがう。]
- 〈255〉 Taciturnitas stulto homini pro sapientia est. (958) [ 沈黙は愚かな人には叡智にかわる。]
  - 〈256〉 Tam de se judex judicat quam de reo. (?) [審判人(裁判者) は、

- 被告(被告人)にかんしてと同じように、自身にかんして裁く。]
  - $\langle 257 \rangle$  Thesaurum in sepulcro ponit, qui senem heredem facit.
- (1111) [老人を相続人とする [人は]、宝物を墓所におく。]
- <258> Timidus vocat se cautum, parcum sordidus. (962) [臆病な [人] は自身が用心ぶかい [人] [である] と称し、貧欲な [人] は [自身が] 節約 [家] [である] と称する。]
- <259> Tuta saepe, nunquam secura, mala conscientia. (1114) [悪い意識は、しばしば [それでも] 安全 [であるが、しかし、] 決して確保された状況にはな [い]。]
- 〈260〉 Tutissima res, timere nihil praeter Deum. (968) [神以外のなにもおそれないことは、もっとも安全なこと [である]。]
- 〈261〉 Ubi innocens formidat, damnat judicem. (972) [無実の [人] がおそれるところでは、彼は審判人(裁判者)を非難する。]
- 〈262〉Ubi libertas cecidit, audet nemo loqui. (974) [自由が [地に] おちたところでは、誰もあえて語らない。]
- 〈263〉Ubi maxime gaudebis, metues maxime. (975) [君は、自身が極度に喜ぶことになるところでは、極度におそれるだろう。]
- 〈264〉Ubi omnes peccant, spes querelae tollitur. (976) [すべての[人々] が悪事を犯すところでは、苦情の希望は奪われる。]
- 〈265〉 Unus quam multi facilius consentiet. (983) [ただ一人の[人]は、多数の[人々]よりも、いっそう容易に同意するだろう。]
- 〈266〉 Ut plures corrigantur, rite unus perit. (984) [多数の [人々] が 矯正されるために、ただ一人の [人] が手続にのっとって滅びる。]
- <267> Vel strangulari pulchro de ligno juvat. (987) [あるいは首をつられるにしても、美しい木からの方がよい。]
- 〈268〉 Verum est, quod pro salute fit mendacium. (992) [安全のために虚偽のことがなされる [ということは]、眞実である。]
- 〈269〉 Veterem ferendo injuriam, invites novam. (993) [君は、古い不法侵害をたえしのぶことによって、新しい不法侵害をまねくはずである。]
- 〈270〉 Vicina saepe vitia sunt virtutibus. (994) [悪徳はしばしば徳に近いところにある。]
- 〈271〉 Vir fugiens haud moratur concentum lyrae. (997) [逃げていく男は、琴の調子をまったく気にかけない。]
- <272> Virtute quod non possis, blanditia auferas. (999) [君は、自身が徳によっては手にいれることができない [ものを]、追縦によって手に入れるはずである。]
  - 〈273〉 Virtutis spolia quum videt, gaudet labor. (1003) [労苦は、

功績の成果を見るとき、喜ぶ。〕

〈274〉 Vita et fama hominis ambulant passu pari. (1008) [人の人生と評判は、ひとしい歩みをもって進む。]

 $\langle 275 \rangle$  Vitium omne semper habet patrocinium suum. (1014) [悪事は、すべて、その言訳けをもつ。]

<276> Vix quisquam transit in bonum, nisi ex malo. (1016) [誰でも、悪い[ことを知ること] から[出発し] ないかぎりは、よい[こと] へとは、ほとんど移らない。]

〈277〉 Voluptas tacita metus magis quam gaudium est. (1019) [秘密の快楽は、喜びよりも、むしろ恐怖である。]

## (3)「タテマエ・ホンネ」ニ元論タイプの格言命題

- (a) 実のところ、筆者が、ラテン語で記された「法格言」を取扱い対象の中核として「ロマホペディア」を編成するさい、この [C] 部門を特別に加えることを思いたったのは、シュルスという、世の現実というものの実像を鋭く見ぬく特殊な才能をもつ人物が、筆者独自の「タテマエ・ホンネ」論のラインと交錯する可能性のある格言データをそれなりに提供してくれているのではないか、と感じたためである。その意味からして、この (3) の部分は、さきの (2) のホンネ論以上に、筆者個人に学問的興味をよびおこすもととなっている。なお、以下に示す「タテマエ・ホンネ」論関連の格言命題についてだけは、筆者が取組んでいるテーマ本体との関連において、他のタイプの格言の場合とはちがって、個人的にいくらか解説をほどこす義務が筆者にはあるのではないか、と考えている。
- <1> Amicum, an nomen habeas, aperit calamitas. (35) [君が、[真の] 友人をもつのか、あるいは名目[上の友人]をもつ[だけ]なのかは、禍[の発生]がはっきりさせる。]

平穏無事なときには、利害対立や危険が表面に現われてこないので、人には、友人の数が多く、また友人関係も安泰なのであるが、しかし、いったん禍(災難・大事件)が発生すると、被害をうけたその人自身にとって友人がほんとうのところどのような人物であるかが、判明する。ピンチのときにかけつけてきて、自身を助けてくれ、頼りになるような友人は「名実」ともに友人であるが、一方で、名目だけの友人は、そういったとき、そしらぬ顔をしていて、役にたたない。ここでは、タテマエは軽く、ホンネは重い。名目がタテマエであり、事実状況・実質がホンネなのである。ローマの友人関係は、(Ⅲ)(5)(d)で解説するように、かなり濃い味のものであるが、日本では、昔とはちがって、友人関係は薄味のものになってきて、名目(タテマエ)だけの友人── 自称「友人」── が多いように思

われる。そうは言っても、そのような軽い友人でも、友人を一人でももっている人はまだ幸せであるのが、現実である。身のまわりに友人のまったくない人も、少なくないからである。

<2> Beneficium dando accepit qui digno dedit. (90) [[恩恵をうけるのに] ふさわしい [人] に恩恵を与えた [人は]、恩恵を与えることによって [自身が] 恩恵をうけたことになる。]

「恩恵を与える」という行為は、たんなる贈与・供与ではなく、かなり精神性の濃厚な、人の社会的な営みであるが、「与える」というプラス方向の行為が「与えられる」というマイナス方向の行為と密接につながりあっている特徴がそこに見られるというわけである。ローマの場合、その度合はかなり強かったのではなかろうか。この命題には、タテマエとしては与えるが、ホンネとしては与えられる、という微妙な人間関係の姿を描写しているのである。ところで、現在の世界を見わたしてみると、「施しをさせて頂く(「施しをしてあげる」のではない)」という人の営みを重く見る宗教が世界のあちこちにある。ここでは、施しは喜びであり、感謝なのである。余談であるが、外国でロマ(ジプシー)に接する(ホンネでは、たかられる)ときにも、そのような気持ちになって頂き、子供たちや女性に気持ちだけのわずかなコインでもわたして下されば、旅情がもっと豊かで奥深いものになるのではなかろうか。

〈3〉 Casta ad virum matrona parendo imperat. (133) [夫に貞節な家母(妻)は、[夫に] したがうことによって、[夫に] 命令する。]

これはローマ独特の法制度とのかかわりで読み解いていく必要もある表 現である。さきに (3) の「古代ローマに見るタテマエとホンネ」の (f) で解説したとおり、ローマの婦女は、家長の妻(実母)として家庭内で重 要な地位を占めているときでも、やはり、ただの女性として、ローマ法制 (タテマエ)のうえでは劣悪な待遇のもとにおかれることになっている。「婦 女たちは、不幸にも、厳しい法律(法)のもとで生き、そして、男たちの 場合よりもはるかに不衡平な法律(法)のもとで生きる。(Lege dura vivunt mulieres multoque iniquiore miserae, quam viri.) \(\) (Plaut.Merc.4,6,2) これがタテマエである。しかし、社会的実態(ホンネ)においては、婚姻 中も自身の嫁資(婚家への持参金)への事実上の支配力をもちつづけてい る場合の妻は、時代が下るにつれて、離婚時にその嫁資を一方的にひきあ げる地位を法制度によって保障されるような扱いをうけられるようにきり かわっていったので、家長(夫)に対しても、その財力により、日常的に、 夫側に対してプレッシャーをかけることができる強い存在なのであった。 シュルスは、言外に、服従(タテマエ)と命令(ホンネ)の対立構造をこ のように誇張して摘出してみせたのである。ちなみに、さきの命題の作者

であるプラウトゥスという作家は、〈Argentum accepi, dote imperium vendidi.> (Plaut.As.1,1,71) [私は、金銭をうけとったが、[そのために、] 嫁資[をもらう]かわりに、[妻への]支配権を売りわたした。]というせ りふを演劇のなかであみだしている。他家から入りこんできた女性に対し て複雑な思いをもつ世の男性には、この手のせりふは劇場ではよくうけた はずである。ところで、古代ローマにかぎらず、あちこちで、女性がもろ もろのホンネのレヴェルでは単純に弱者とは言いきれない現象が多く見ら れる。「東男」殿のお好きな「京女」のイメージのなかでは、京の女性の「優 しい」性格が重要な位置を占めているが、「京男」の一人としての筆者の眼 には、京女の方々が、ただただ優しいだけではなく、あまり強くない(と いうより、強さをあまり表面にだしたがらない?) 京男をさしおいて、家庭 をきりもりし、サークル全体をちゃんと仕切っているように映る。ちなみ に、「面従腹背」という四字熟語がある。その趣旨は「表むきは服従するよ うに見せかけながら、内心では反抗すること」であるが、カオ (顔)・外面 というタテマエと(腹・内面)というホンネとを使いわける技術は古今東 西どこにでも存在する。ついでに言えば、日本人は、他の民族の場合とは かなり異なって、「顔で笑って心で泣く」習性が、演歌の世界をはるかにこ えてひろがっている。私たちのもとでは、身体の器官はそれぞれにちがっ た動きを微妙にしてくれるようである。

# 〈4〉 Cogit rogando, quum rogat potentior. (146) [いっそう権勢の強い [人] は、[自身が] 求めるときには、求めることによって強要する。]

上位の格上の人が下位の格下の人に対して、「できれば~してもらえない だろうか」と腰を低くして言えば(タテマエ・レヴェルでの話)、下位の格 下の人は、その要請を強要・強制とうけとってしまう(ホンネ・レヴェル での話)のが自然のなりゆきである。そのあたりのことは、〈Durum est negare superior cum supplicat.> (?) [いっそう上位の [人] が懇願する ときには、[その懇願を] 拒むことは、むずかしい。] という、シュルスの ものとされている(あるいはシュルス流の)説明が示している。ここの <supplico>はさきの<rogo>よりも強いインパクトをもつ表現で、前者は、 後者の「求める・頼む」のニュアンスとくらべると、「懇願する・哀願する」 を意味していて、重く、強い。いずれにしても、ここには、タテマエをつ きくずす、ホンネの威力がある。ちなみに、日本独特の制度のようにも思 われる、あの「行政指導」にも、タテマエとホンネという二重の影がちら ついている。つまり、中央省庁の担当課が各方面におろしてくる「指導な るもの」には、勧告や助言の場合と同じように、タテマエ論としては、命 令・指令・指示の場合に見られるような圧力的・強圧的なイメージはまつ わりついていないが、しかし、ホンネ(実態・実情)においては、それは、 広い、ゆるやかな意味における強要の一種なのである。公私の下部組織は、その指導をそのままうけいれていくしかすべがないからである。このようにしてタテマエとホンネを使いわけて世わたりをしていけば、責任の所在はあいまいになり、コストが安くてすむほか、ほかにも有形無形のメリットがあるので、現在でも行政指導風の動きはそれなりに健在である。このシステムは、あの「談合」と同じほど、日本の社会に織りこまれている DNAにマッチした、しぶとい仕組なのかもしれない。それならば、これらは永遠に不滅である(世間からたたかれたら、そのとき少し奥の方にかくれることはあるが)。ちなみに、[G] 部門第二章 (I)G(3) ④: p.66ff.において示したように、ローマの元老院は、全体として、国制上、権力・権勢こそもたないものの、権威を誇る集団であって、それが政務官に対してなにかを求めるときには、その絶大な権威が作用して、その動きはほとんど指図・指示・命令ほどのパワーとインパクトをもっていた(もちろん、例外はある)。

〈5〉 Conscientiae potius quam famae attenderis. (150) [君は、[世間の] 評判よりも、むしろ [君自身の] 良心に、心をむけよ。]

この〈5〉の命題に見える「良心」は内(ウチ)のもので、「評判・世評・ 風評・名声」は外(ソト)のものであるが、広い意味でこの「内と外」系 列に属するものと思われる対比命題がいくつかある。①「考えること・思 うこと・学ぶこと・心情・心・沈黙」グループと「言うこと・発言・言葉・ 現実に行動すること・声」グループとのあいだにもパラレルな対比関係が 見られる。たとえば、<6>・<7>・<16>・<18>・<25>・<30>の場合がそれ である。②「自身で思う・感じる・心情」グループと「外に見える・人に 見られる・外見・人に思われる」グループとの対比例は、たとえば<12>に ある。③「である・本性・正体・心情」グループと「外見・顔つき・人に 見られる姿・肉体・位階(政治的・社会的な地位)」グループとの対比例は、 たとえば<13>・<26>にある。④<21>は、私生活(裏・内の営み)と公生活 (表・外の営み)とでちがいがないようにするべきである、という教えにな っているのであるが、そのようにホンネ的生活とタテマエ的生活が同じよ うに流れていく、というようなことはふつうはなかなか生じないことであ る。公を重んじたローマ人の生きかたが願望のかたちでここに残されてい て、これはそれなりに貴重なデータである。心(精神・心情)と人間の肉 体(身体)は、なかみ(中味・中身)といれもの(入れ物・容れ物)との 関係にあり、内(ホンネ)と外(タテマエ)の枠組でとらえることができ る組みあわせであるが、〈22〉・〈34〉はホンネ優位の理想像をえがきだして いる。ところで、人が心の内にいだいているもろもろの事柄のなかでは、 良心というものがもっとも価値の高い存在である。ローマ人にとっても良

心(conscientia)はとても親しみやすい感覚であり、私たち日本人もこの意識は身体で素直に感じとることができるたぐいのものであろう。私たちの心のなかに宗教心がかならずしも明確なかたちでは存在していないせいもあって、外部にむかっての恥の感覚と、内部の「粒」的な掟である良心とは、平均的日本人の心の支えである。昨今では、恥じる心も良心も、さらには各種の天職(たとえば建築士、弁護士)につきものの気高い矜持も、失なってしまった輩がぞろぞろと現われて、心ある人々の嘆きの種になっている。ところで、ホンネとしての良心に対比されるタテマエにはいくつかのものがある。〈5〉・〈11〉・〈23〉に見える〈fama〉(世間の評判・風評)と、〈10〉に見える〈lex〉 [法律(法)] がそれである。

〈6〉 Considera quid dicas, non quid cogites. (151) [君は、[自身が]なにを考えているかではなくて、なにを言うかを考慮せよ。]

<7> De inimico loquaris male, sed cogites. (185) [君は敵対者にかんして悪く言うな。しかし、[その人物のことを] 考えよ。]

〈8〉 Dissolvit legem judex misericordia. (?) [ 慈悲は、裁き手として、 法律(法)を分解する。]

この命題の仲間として、〈Dissolvitur lex, cum fit judex misericors.〉 (?) [裁判者が慈悲ぶかくなるときには、法律(法)は分解する。]という ものがあるが、これは、タテマエの権化としての法律(制定法・成文法) が、いわばホンネである慈悲ぶかさを身をもって示すような裁判者(裁判 官)の手で司法の現場でほりくずされ、とけて、あまりメリハリのきかな いものとなってしまうさまを描写し、ホンネの勝利を誇らしげにうたいあ げているもの、とも読める。問題の<8>は、慈悲心というホンネがもっと前 面にたちあらわれる、という構成になっている。シュルスの生きていた時 代の〈judex〉(裁判者・審判人)がそのような芸当のできるパーソナリティ ーであったかどうかについては疑問もあるが、刑事事件の裁判者である査 問所の審判人(五○名前後にもなる、名望家層の代表)は、法的な結着を つけるよりも、政治的配慮をすることが多かったので、慈悲の名のもとに その手の配慮が高度になされた可能性はある。いずれにして、刑事関係の 法律は政治的利害の産物にほかならない、という側面もたしかにもってお り、見る人によっては慈悲にはほど遠いものであったので、これが慈悲の 対立物として位置づけられることにもなってくるのであろう。ちなみに、 現代の日本の刑事裁判官は、タテマエとしては(判決文言や公式発言にお いては)、慈悲心のたぐいを示すことは極力さけようとする傾向が強いが、 しかし、最近になって、ホンネのもろもろのレヴェルで、慈悲の名に値す るような心情を外にかすかに見えるようなかたちであらわしてくれるよう に変ってきたのではなかろうか。「裁判官も人の子である」というあたりま えの事柄がもう少し通用するようになってもらいたいものである。

〈9〉Est socia mortis homini vita ingloria. (225) [人にとっては、不名誉な生は死の仲間である。]

ここではタテマエとしての生とホンネとしての死が対比されている。生と死の関係は各民族・各宗教によってさまざまであり、生と死が断絶している、とうけとめる立場もあれば、断絶などない、とする立場もある。生と死というように対極にあるものを二つ設定して、人の営みを読みとこうとする命題は数多い。

- <10> Etiam sine lege poena est conscientia. (241) [良心は、法律(法)なしにさえも、罰[を下すもの]である。]
- $\langle 11 \rangle$  Famam curant multi, pauci conscientiam. (258) [多くの[人々] が風評を気にかける [が、しかし、] 少数の [人々] [だけ] が良心のことを気にかける。]
- <12> Felix est non aliis esse qui videtur, sed sibi.(1038)[他の[人々]に [幸福である] と見える [人が] 幸福なのではなくて、[自身が] 自身に幸福であると思える人が、幸福である]。]
- 〈13〉 Gravius est malum comi quod aspectu latet. (310) [柔和な外見のなかにかくれている悪い [こと] は、いっそう重大である。]
- <14> Haeredis(Heredis) fletus sub persona risus est. (317) [相続人の 悲嘆は、仮面をかぶった笑いである。]

ここには、相続人が、タテマエとしては(表面上は)、被相続人の死を悲しんでいるが、しかし、ホンネでは(本心では)、相続が開始することによって利益を手にいれられることを期待するあまり、彼の顔に思わず笑いがもれてくるさまが描写されている。悲しみと笑い(喜び)のコントラストが印象的である。なお、ローマでは、法定相続が原則であるが、遺言相続が早くから発達していたので、現実に相続人となる資格をもつ者にはかなりのヴァラエティーがある。ところで、「笑う相続人」系のことわざは現代の世界各国にも存在するが、これは、筆者の用語で分析すると、ホンネ的格言(名言!)である。決して笑ったりしてはいけない相続人(遺族のことが多い)のことを「笑う相続人」にプラスして考えてみると、前者の部分がタテマエの部分をうけもつことになる。このことからわかるように、ホンネ的命題が単独でたちあらわれるさいに、タテマエ的な構成要素が背後にかくれているケースが、少なくない。

<15> Homo semper aliud fert in se; in alterum aliud cogitat. (1050)
[人は、つねに自身に対してはある[こと]を心に思いうかべるが、しかし、他の[人]に対しては他の[こと]を考える。]

「自他ともに」は「名実ともに」とも似た構造をもつフレーズであるが、

名がタテマエを実がホンネを示すように、「他」は外むきのこととして、タテマエを、そして、「自」は内むきのこととして、ホンネを示すもの、とうけとっておきたい。「利己主義」というのは、ホンネがストレートに外部に発散された状況なのではなかろうか。

<16> Homo semper in os fert aliud, aliud cogitat. (326) [人は、つねに、口ではある[こと]を言う[が、しかし、]他の[こと]を考える。] <17> Invitum quum retineas, exire incites. (403) [君は、自身が[ある人]をその人の意思に反してひきとめるときには、[その人が]たちさることをうながす。]

さきの<3>の註の部分でわが町・京都のことにふれたが、そのついでに、これとからめて、とても気になるシュルスの作品命題の意味するところにふれておこう。この<17>は、タテマエ(外見・行動)においては、たちさろうとする(たちさりたい)人物をひきとめるような動きをする人が、実はホンネ(内心・心情)においては、相手方(客人など)がたちさってくれることを望んでいる、という、矛盾した、裏表のある振舞いをしていることをクールに描写している、とも読める(べつの、まったくちがった解釈ももちろんあるだろうが)。筆者は、かねてから、ローマと日本には、ともに、タテマエとホンネを巧みに使いわけるノウ・ハウが生まれ育ってきている、と感じているのであるが、もし幸いにも筆者の読みが大きくは誤っていないとすれば、シュルスほどのホンネ重視論者がここまでタテマエにも目くばりをしたことは、注目に値する。

ここからあとは、まったくの余談の「京都物語」である。さて、世に「京 のぶぶ漬け(お茶漬け)」としてもてはやされている(?)、京の都人(女主 人)の人あしらいのスタイルは、もはや「京都神話」・「都市伝説」の代表 として確固たる地位を占めるところにまできており、毎年、つぎつぎに刊 行される京都特集でも、――失礼ながら、京の都のことをあまり御存じな い書き手によって――これでもかこれでもかと、強調されているたぐいの ものである。筆者は一応のところ京都人であるから(もっとも、筆者は、 ルーツをたどると、奈良時代の奈良人と、縄文時代からはっきりと姿をあ らわしている伝説の出雲族の末えい、という二つの歴史的な(?)素性にか かわりのある人間であるが)、この「神話」の実像について解説をほどこす 「市民的」義務を感じている。①このストーリーの原産地はお江戸である。 タテマエだおれの江戸っ子は、その部分だけでは、タテマエをことのほか 重視する京都人にも似た特質をもっていたから、二つの都がつながってく るのかもしれない。ここ京都では、タテマエの向う側・裏側・奥・中・下 にあるホンネにもつねに目くばりをし、両者のバランスをうまくとること が都風の生きかた・つきあいかたとなっている。ここが、ホンネのことを

知らない、知らないふりをする、知りたくない、といったように、どちら かと言えば、マイナスの方向でしかホンネというものをうけとめない (?) 傾向のある江戸っ子とちがうところである(このような言いかたには、き っと猛反発があろう)。問題の「ぶぶ漬け」のストーリーは、各書物によっ てさまざまに伝えられているわけであるが、だいたいのところつぎのよう なシチュエーションのもとで生まれるものとされている。正午とか夕方と かの食事の時間にさしかかるころまで長居をしているお客がいる、としよ う。そのお客がほんとうに大切な方であれば、「お食事でも」と前もって言 われていることがふつうなので、このジャンルの人はここから除外される。 「ぶぶ漬け」神話なるものに遭遇する典型的なお客は、アポなしで突然に人 の家にやってきて、常識はずれの長い時間、無駄口をたたいている、あま り好まれていないタイプの人物である。この手の方々は、たいていの場合、 奥のお座敷まではあげてもらえていないだろう (控えの間=居間や土間の あたりが舞台であることが多い)。その家の奥まで入れた人には、ホスト側 からは、なにも言わずにしゃれたお弁当のようなものが供されることが多 い(仕出し屋は京の中心部にはとても多いので、その気になれば、そこそ このお食事は電話一本でまもなく届く)。さて、家の女主人は、もうそろそ ろおひきとりいただきたい、と思うような時間・状況になってくると、な にやらそわそわするしぐさをしはじめる。それにはいろいろあるが、スト レートに「おひきとりねがいたい」といった生の気持ちをぶつけないのが、 京女の気くばりであり、しきたりであり、マナーである。聞くところによ ると、問題のお客用の食事を注文するのに、歩いて店へいかずに、わざわ ざ大きな声で電話してお客に聞こえるようにする間接型のものもあるらし い。気のきいた客なら、電話のやりとりをすぐさまキャッチして、すぐ席 をたつことであろう。それくらいの心ばえ・気づかいのできない人は、そ の後は、居留守をつかわれたりして、二度と家のなかに入れてもらえない。 もっとも、女主人の動きや、その他もろもろの周辺の状況全般に鈍感な人々 には、「ぶぶ漬け」戦術はまったくきかない。「馬の耳に念仏」だからであ る。ふつうなら、くだんのお客は、自身のおかれている状況を察知して、 席をたとうとするだろうが(聞くところによると、大阪の人の場合には、 このようなまわりくどい手順よりも、もっとストレートにホンネ(本心) を口にだして、おひきとりねがうスタイルの方がふつうらしい―― これも 神話かもしれない――)。そのとき、女主人は、「ぶぶ漬け(お茶漬け)で もどうどす」とのたまう。これが世にもおそろしい「ぶぶ漬け」神話の展 開される場面なのである。要するに、「ぶぶ漬けでも…」というのは、タテ マエ上はごくささやかな食事への御招待であるが、ホンネでは「おひきと りねがえませんでしょうか」というサイン、ということになっているので

ある。文字どおりうけとって、「それでは、お言葉に甘えて御馳走になりま す」と言ったり、それを態度で示したりすると、家の人はあわてる。今ど きの京都人はお茶漬けなどほとんど食しないし、また、そのような失礼な 簡易食では場がもたないから、食事(それも、それなりに立派なもの)を 外注して急場をしのがなければならないからである。それなら、筆者だっ たらどうするか、と言えば、①話がはずんで食事どきにさしかかってしま うような時間帯には、そもそも訪問しない。②アポをとると、先方がもて なしの用意をされるので、むしろ、「近くまできましたので…」とか言って、 軽く動いたふり (タテマエ)をする。③家のなかに招きいれられても、で きれば、戸口、そして、また、中に入っても、玄関口での立ちばなしくら いでおさめる。④手みやげの立派なものを持参すると、先方が恐縮され、 先方に負担をかけてしまうので、ある程度親しい仲でなら、手ぶらで、と いうのもかえって妙手である。⑤万一奥にまで通されても、「すぐに失礼し ます」という前おきをちゃんとしておく。⑥いよいよ「お食事でも」と言 われたら、御好意に心から感謝しながら、「また、あらためまして」といっ て軽くかわす。「食事をしてきたばかりです」とか、「このあと食事の予定 があります」とか、「このあと用があります」とかいうのは、妙に生々しい うえに、失礼な言いかたにもなりかねないので、かならずしもおすすめで きない。このように、京都では、「親しいなかにも礼儀あり」という古習が なおも健在であり、よそからやってきて、京都に棲みついた人々は、しば しば挫折もしながら、何代(最低でも三代!)もかけて京都人のノウ・ハウ を蓄積していくのである。もっとも、「京風」といっても、京都市全域がこ れ一色に染まっているわけでは、まったくない。かつての天皇の居所であ った京都御所をとりまいている旧地区(とりわけ上京区)と、虚実のいり まじった客商売の中心街(そういった花街の典型例は祗園)でそのような 色あいをもつ風土で、これが典型的に見られるだけである。タテマエに大 きく傾斜した生きかたを完璧に実践していた、天皇周辺の「お公家衆」の 生活スタイルがタテマエ・ホンネの使いわけをうみだす基盤の一つとなっ ていたことを考えてみると、この神話がなにやら実在感をもってうけとめ られるのも、なっとくできるわけである。

<18> Nil bene prodest didicisse, facere si cesses bene. (1073) [もし君がよく行動することをやめる場合には、[君が] よく学んだということはなんら役だたない。]

 $\langle 19 \rangle$  Nocere posse et nolle laus amplissima est. (599) [[他の人を] 害することができ、しかも [それを] 望まないことは、きわめてすばらしい賞讃 [の的] である。]

よろしくないことをいざやろうと思えばやれる人が、そういうたぐいの

ことはやりたくない(やるべきではない)、と考えて、実行にうつさないことがのぞましい、と記されている。ローマ法学者の格言的命題にも、〈Ejusest nolle, qui potest velle.〉(ウルピアーヌス)[望まないということは、望むことができる人に[だけ]可能なことである。]([B] 部門〈736〉)とあって、「できること・能力(タテマエ)」と「しないこと・実行(ホンネ)」との区別がはっきりと意識されている。「その気になりさえすればできる人」が「しようとしない」ところに意味があるのである。〈Quam magnamest non laudari, esse et laudabilem!〉(752)[[現実に]賞讃されることはない[が、しかし]賞讃に値するようなことは、なんと偉大なことか!]もこの手のローマ人の好きな言いまわしである。ある人の行動が理論的・原理的には誉められるものであったとき、それが現実に人々から誉められるのであれば、申し分ないのであるが、しばしば、誰の眼にもとまらず、学められないことがある。このとき、タテマエ(現実の賞讃)よりもホンネ(賞讃される資格)に眼をむける方向の生きかたが、実はストレスのない、賢明な、人生の流儀なのである。

<20> Non est movendum bene compositum malum. (609) [よく鎮まっている悪い [こと] は、動かされるべきではない。]

これは、「寝た子を起すな。」にも一部通ずる処世訓である。子どもが寝ていることそれ自体はべつに悪いことではないが、〈20〉では悪いことがテーマとなっているのが面白いのであって、その悪が、それなりに、根づき、おちついているのならば、あえてそれを摘出し、よくないものとしてとことんまで追及するべきでない、ことが説かれている。「鎮まっている悪」というのは、形式論(タテマエ論)からすればもちろん悪に属するのであるが、一方、実質論(ホンネ論)からすれば、時の経過によって悪の匂いがうすまったものとなり、また、悪のまわりには善なるものもまつわりついていることもまれではないから、現状肯定、既成事実の尊重、利益衡量、ソロバン勘定などのもろもろのホンネを勘案して、鎮まっている(おちついている・安定している・今は害をあまり生じさせない・目だたないタイプの)悪であれば、それをノー・タッチにしておくことも生活上の立派な知恵なのである。

<21> Non in solitudine aliter vives, aliter in foro. (1076) [君は、単独 [生活](私的生活)においてと公共広場(公的生活)においてとで、[それぞれ] 異なった生きかたはしないだろう。]

<22> Perenne animus conjugium non corpus facit. (687) [永遠の婚姻をつくりだすのは、心であって、肉体ではない。]

<23> Plus conscientiae quam famae attenderis. (703) [君は、世間の評判以上に、良心に心をむけよ。]

- 〈24〉 Plus in maledicto quam in manu est injuriae. (706) [手 (実力行使) のなかによりも、悪口のなかに、いっそう多くの不法侵害がある。]
- <25> Qui caveas, quum aliud animus, verba aliud petunt? (775) [心情がある [こと] を [求める] [が、しかし、] 言葉が他の [こと] を求めるときは、君はどのように注意するべきであるか?]
- 〈26〉 Quid ipse sis, non quid habearis, interest. (811) [君が [人に] どのように思われているか、ではなくて、君自身がなんであるか、が重要である。]
- 〈27〉 Res bona est, non extirpare sceleratos, sed scelera. (1097)[ 悪事を犯した [人々] を根絶するのではなくて、悪事 [それ自体] を根絶するのは、よいことである。]
- (a) これは「犯人をなくす (極端な場合は、抹殺する) のではなくて、 犯罪を根絶することこそが大切な事柄である。」ことを表明したものであっ て、ここでは、犯罪がタテマエ (事 (物))で、犯人がホンネ (人)、とい う位置関係になると考えられる。ところで、〈27〉命題の趣旨から外れる話 になってくるが、日本にも、中国由来の「罪を憎んで人を憎まず。」という ことわざがある。実は、こういった考えかた・うけとめかたは、かなりタ テマエ(理想)よりのものであって、その対極に、ホンネが露呈した感情 として、「犯した罪そのものは、罰せられることによって、償われることも あり、許す気持にならないこともないが、しかし、生身の犯人の方はそう かんたんに許すわけにはいかない。」というものが根づよくある。最近、と くに、性犯罪(とりわけ幼児を対象としたもの)の再犯率が多いことが明 るみにでてきて、服役により罪をつぐない社会にもどった人に対して、冷 たいまなざしが周囲や世間からなげかけられるだけでなく、その人の挙動 や動向、さらにはその存在そのものを監視下におこうとする動きが世界的 にひろがってきている(日本にもその芽が見えている)。犯行それ自体でな く、犯行の根源である人そのものへのマークがきびしくなってきたわけで ある。その延長線上にあるのが、まだ犯罪にふみこんでいないが、危険な 匂いのする人物は当局の監視下・管理下・支配下におく、という、時代や 歴史に逆行するような動きがある。これは、とりわけ「巨大政治テロ対策」 という錦の御旗のもとで大目に見られているものである。ホンネとしての 人そのものに露骨に着目するやりかたは、言うまでもなく、人権の侵害に 直結し、差別を生みだす。「被害が生じてからではおそい」・「証拠が見つか るまでまっていては、手おくれになる」・「あやしいものはとりあえずつぶ してしまうのが得策だ」・「個人(私益)よりも全体(公益)の方が大切だ」 といったような発想は、法治国家の枠組をこえたところにある、あまりに もホンネ (便利・便益・利益)優位の危険なしろものである。かつて「警

察国家」と名づけられていたような尖鋭な政治体制が世界のあちこちに出現したが、タテマエを軽く見る風潮は、あらたなこの手の警察国家への道をひらくであろう。ところで、最近になって、重大な事件にかんしては公訴時効が撤廃されたので、時効制度の是非が問題となるようなケースは大幅にへった。しかし、タテマエ(法制)上それほど重大とは扱われていない犯行であっても、ホンネ(現実)には被害者をはげしく苦しめつづけている兇行にかんして、被害者側が、時効成立後に、民事訴訟を提起している兇行にかんして、被害者側が、時効成立後に、民事訴訟を提起してことにより、不法行為者(つまり、犯人)を金銭面で追及する事案が生じてさいる。ここでは、犯罪の元凶である、人そのものへの追及はなおつづけられている。つまり、民事訴訟は、ホンネの現われなのである。

- (b) 御参考までに、以下に、シュルス以外の古代の「賢人」たちや、出 典不明の、「賢明な人々」がつくりあげた、この手の問題にからむ格言的命 題をいくつかかかげておこう。
- ① Magna pars hominum est quae non peccatis irascitur, sed peccantibus. (Sen.Ir.2,28,8) [人間の大部分は、犯罪 [それ自体] に怒るの ではなくて、犯罪を犯す[人々][それ自体]に怒る、というものである。」 ······ 人そのものにどうしても眼がいってしまう私たち日本人にはとても親 しみのもてる命題である。人のホンネがにじみでた名言と言ってよいかも しれない。かつてあの小泉首相が中国などから靖国神社への公式(非公式?) 参拝をいつものようにとがめられたとき、「罪を憎んで人を憎まず、という のは中国人の考えでしょう。」という気持を国会での公式答弁で示して、そ れに反論したが、中国や韓国の人々は、A級戦犯の多くが罪をつぐなうか たちで死んでいったことによって、問題が精算され、水に流された、とい った日本風の考えかたはまったくもっていないので(「死」や「生と死」の 間柄というものにかんするその人々の感覚にも、それぞれ、日本人には理 解できないような独特のものが存在するようである)、「人を憎む」という ものも時空を超えた感情なのである。ついでに言えば、それらの国の人々 にとっては、「悲しくつらい出来事を忘れない」という姿勢もごく当然のこ となのであるが、そのなかには、「許すけれども、忘れはしない」と言って くれる人もいる。ありがたいことである。こういったうけとめかたは、民 族文化のちがい以上に、宗教観のちがいに起因するので、両国のぎくしゃ くした関係は原理的には容易に解決されない。タテマエ論では決着はつき そうにないが、しかし、参拝を毎年さしひかえる、というホンネの部分で なんとか折りあいをつけていくしかないであろう。ついでに言うと、「罪を 憎んで人を憎まず」というのは、加害者(戦争をひきおこした日本という 国家・国民)の側が言いたてる筋あいのものでなく、被害者(中国や韓国 の国家・国民)が加害者を許す気持になったときにようやく発せられる言

葉なのではなかろうか。かつての名宰相・小泉氏に筆者として敬意を表したいことは数多いが、少なくともタテマエ論で勝負にでるさいには、きちんと言葉を選んでもらいたいものである。ところで、罪(物)と人(人)がタテマエとホンネの関係にたつ一方で、罪(物)と罰(物)のあいだにもそのような関係がなりたつように思われる。両者のもつそれぞれの意味は、つぎのような対比命題によって巧みに示されている。

- ② Poena potest demi, culpa perennis erit. (Ov.Pont.1,1,64) [罰はとりさられることはできる [が、しかし] 罪は永久のものであろう。]
- ③Poena tolli potest, culpa perennis erit. (出典不明)[罰はとりのぞかれることはできる[が、しかし]罪は永久のものであろう。]③は、おそらく、②の模作であり、新味はない。このように、単語を一つとりかえるだけで新しいものをつくってしまうのは格言作者のいつもの手である。これらの命題が示しているように、罪が永遠に消えることがないとすれば、その罪をつくりだした人(犯人)への非難も決してなくならないことになってこよう。

それでは、本題にもどろう。さきの<27>において展開されたことなのであるが、犯人という、眼に見えるホンネにではなく、観念的な、犯罪というタテマエに着目して犯罪の予防や犯罪の事後処理(法的処理はもちろんのこと、世間=社会のうけとめ)をはかるべきである、という発想は、ホンネ論者のシュルスの発言としては意外なものとうけとめられる余地もあるが、しかし、これはある意味では堂々たるタテマエ論の構築となっている。ところで、<27>と同じ系列に属する命題としては以下の三つがある。前の二つは出典不明であるが、比較的後代のものであろう。

- ④ Hominem non odi sed ejus vitia. (?) [私は、人を憎まず、その人の悪行を憎む。]
  - ⑤ Vitia, non homines insectare. (?) [悪行を責めよ。人を責めるな。]
- ⑥ Bonus judex damnat improbanda, non odit. (Sen.Ir.1,16,7) [よい裁判者は非難されるべき [こと]を断罪する [が、しかし、それを行なった人を] 憎みはしない。] ……ふつうの人なら、行為ではなく、それをひきおこした人に対して憎しみをいだくことであろうが、こういうのはホンネのゾーンの出来事である。タテマエ世界の住人である裁判官は、タテマエとしての人の行動そのものに注目することになっているのであろう。
- 〈28〉 Sapiens, quod petitur, ubi tacet, breviter negat. (883) [賢い [人] は、[自身が] 沈黙しているときには、[他の人から] 求められる [ものを] 簡潔に拒絶する。]

賢い人(賢人・賢者)の沈黙は、タテマエ論としての「ノー・コメント」 というよりも、むしろ、ホンネ論としての「ノー」である、といううけと

めかたは、かなり鋭い切りこみであり、はたしてこのように言いきってよ いか、については、異論もあろう。凡人ならば、答えにこまっておしだま ってしまうこともあるが、賢人は、すべてを見通しており、「イエス」か「ノ 一」かの答えはちゃんと用意できているが、なんらかの配慮から「イエス」 とはあえて言わないことで、「ノー」のホンネ (本心)を外部に察知させる、 という手順になるのであろうか。話は飛躍するが、ここで、「沈黙」という 行動にかんして見てみると、刑事事件の被疑者・被告人が日本国憲法と刑 事訴訟法の規定によって保障されている黙秘権の構造もなかなか興味ぶか いものである。まず、「黙秘権」が「黙否権」ではないことから出発しなけ ればならない。さきの賢人の黙秘は「黙否」― つまり、黙ってはいるが (あるいは、黙ることによって)否定する――ということになるが、日本の 黙秘権は、もちろん、否定も肯定もしない、つまり、なにも言わない、ニ ュートラルな対応を本質としているので、このような賢人の沈黙と、犯罪 の嫌疑をかけられて当局の手のなかにある人物の黙秘とは性質の異なるも のである。以上は現行法制上のタテマエ論(理屈)であるが、ホンネ論(実 態)ではまたちがった状況も見えてくる。つまり、日本では、歴史的伝統 のせいもあって、お上の取調べ対象となっている被疑者・被告人が黙秘権 を堂々と発動したりすると、なにか「いさぎよくないことをする」という 印象がプロの法曹関係者(弁護士、裁判官、検察官、警察官)にさえもい だかれがちなようである。世間一般の人の場合はもっとさきへ進んでおり、 事の真実・真相を知りたいという素朴な心情が大きく作用して、まず、黙 秘行為そのものや黙秘の制度上の容認に対する批判が堂々とのべたてられ る(日本の立派な法システムがこのように真正面からの攻撃にさらされる のは、とてもめずらしい)だけでなく、さらに進んで、黙秘することは罪 = 責任を自ら認めているのと同じである、といった決めつけさえもしばし ばなされる。黙秘というのは、黙否ではなく、黙認だ、というのである。 ちなみに、ローマ法・中世大陸法・イギリス法にあっては、黙秘=沈黙は 現行法の場合ほどには、尊重されていない。以下にその例をいくつか示し ておこう。

〈Qui tacet, non utique fatetur: sed tamen verum est eum non negare.〉(ローマ法:中世法) [沈黙している [人は] かならずしも自白するというわけではないが、しかし、それでもやはり、その人が否定していない、というのが、真実である。]、〈Silentium videtur confessio.〉(ローマの哲学者の言葉) [沈黙は自白 [である] と見られる。]、〈Qui non negat, fatetur.〉(イギリス法) [否認しない [人は]、自白する。]、〈Qui non improbat, approbat.〉(イギリス法) [否認しない [人は]、是認する。] 〈29〉 Satis est hostem superare; nimium est perdere. (889) [敵に

対して勝利をおさめることで十分であって、それを滅ぼすことは、過度である。]

ここには、戦争、さらには広く、戦い・争い・トラブル一般の収拾のし かたについて、人のある種の叡智が定式化して示されている。「過ぎたるは なお及ばざるが如し。」(論語)のもつニュアンスとはいくらか異なる要素 もたしかにあるが、どちらも、「やりすぎはよくない」・「ほどほどに」とい う教訓を示してくれている。ローマ人は、戦争のさい、よほどの例外的な 場合(たとえば、第三ポエニー戦争のさいのカルターゴー殲滅)をのぞい て、大戦闘=戦争に勝利したあとも、敗者を物理的にも精神的にも完全に 抹殺することが長い眼で見て決して得策でないことをよく心えていた。こ の命題にかんしては、―― 筆者の解釈では―― 戦闘において勝利をおさめ ることがタテマエであり(戦争そのものがタテマエ的な要素をもっている ことのほかに、勝負がはっきりしたかたちで見えるからである)、敗戦後の 実際の処置・処理がホンネである(敗戦国側の人間や国家組織という実体・ 実質のありかたに必然的に手をつけることになるからである)。この命題を さらに抽象化・原理化・一般化すると、「タテマエを手にいれれば、それで ひとまず満足し、ホンネにまで手をだすな。」ということになる。話はまっ たくかわるが、タテマエと戦いとの微妙な間柄を暗示する命題として、「勝 てば官軍」というのがある。勝利というホンネは、勝った側のために、官 (お上)の軍というタテマエを簡単明瞭につくりだしてくれる、というわけ である。

<30> Semper vocis et silenti temperamentum tene. (1102) [君は、声 [をだすこと] と沈黙することとのあいだの調和をつねにたもて。]

〈31〉 Summum jus summa plerumque est injuria. (950) [最高の正は、たいていは最高の不正である。]

ここには、人が正(正義・公正さ)をつきつめていくと、いつのまにやら不正(不正義・不法)のゾーンに入りこんでしまう、という現象をあらわしたものである。日本にも「陽極まって陰生ず」や「理の嵩じたるは非の一倍」といった含蓄の深い言いまわしがある。かつて日本に新左翼のひいくと、これがなんと右翼思想に接近してしまう、というような奇妙な印象をいだいた経験が筆者にはある。このあたりのことは、反「民青」・新左翼系のエリート学生運動家が、社会人となるにつれて、反体制側から体制側に見事に転向していき、弱い人々に対して冷酷に権力をふるうようになった例を見てもわかる。タテマエ的(形式的・論理的)には正でも、ホンネ的(実質的・結果的)には不正、などというのは不幸のきわみであって、このさい「中庸の徳」をマスターすることが求められよう。一般に、正と

不正というような対立概念さえも、これを相対的にとらえていけば、無用の摩擦を少なくすることができる。これもホンネ的叡智である。

<32> Ut plures corrigantur, rite unus perit. (984) [多数の [人々] が矯正されるために、ただ一人の [人] が、手続にのっとって滅びる。]

この命題は「一罰百戒」のローマ版、といったあたりの位置づけになる と考えられる。タテマエ(理論)上、悪事を犯した人はすべて平等にきち んと処罰されなければならない。しかし、ホンネ(実情)からすれば、こ の世に無数の悪がはびこっている以上、まず、悪事と悪人を認定するため に無数の法手続(その典型が、裁判)が不可欠であり、これをやりとげる には、人員的にも費用的にも、手間がかかる。つぎに、悪人と認定された 人に罰を与えるためには莫大なコストがかかる(懲役や禁固の刑罰を宣言 された人はしかるべき場所に収容しなければならないからである)。そのよ うなわけで、ホンネ(実情・実現可能性)では、平等処罰の原則(タテマ エ)の貫徹にはなにかと困難がともなう。それよりは、百人の悪人から、 悪人の典型として一人をぬきだして、その人物に規定どおりの処置をほど こして、責任を認定し、責任を身体や金銭でつぐなわせ、しかもそのこと をマス・メディアに大々的に報道してもらうようにしむければ、わずかな コストで大きな威嚇効果がえられるのである。かなり前のことであるが、 ある高名なエコノミストが駅のエスカレーター上で痴漢行為(手鏡による のぞき見)をはたらいた、とかで起訴され、彼の有罪が確定した。彼に同 様の事件について前科があったらしい(?)ことももちろん影響をおよぼし ているが、当局は、その人物が女性の身体に直接ふれたわけでもない関係 で、その行ないがいわば軽微な条例違反行為であったにもかかわらず、被 疑者が有名人であることを察知して、マスコミに情報を流したものと想像 される (これはたんなる推測である)。法的制裁よりも、某有名大学の教授 の職を奪われる、という社会的制裁の方がはるかに大きい点で、この一罰 百戒の効果は絶大であった。ところで、一罰百戒をあまりに濫用すると、 法は「ザル法」化して、法も、それを支えている国家も、ともに、国民の 信頼を失なう。タテマエとホンネの使いわけもほどほどにしてもらいたい ものである。ついでに、その点にかんして言うと、このたび、道路交通法 規が手直しされて、もっとも日常的な法規違反行動である駐停車違反の摘 発に民間人を動員する制度が導入された。日本の交通警察には、これまで、 硬いタテマエを軟らかいホンネを巧みに組みあわせて運用してきたすばら しい(?) 実績があるので、今回の改革が画期的なものとなるとはとても思 えないが、それでも前進が見られたことは高く評価したい、と個人的には 考えている。

<33> Virum bonum natura, non ordo facit. (1005) [本性がよい人を

つくるのであって、位階がよい人をつくるのではない。]

- $\langle 34 \rangle$  Voluntas impudicum, non corpus, facit. (1017) [心情が [人を] みだらな [もの] とするのであって、肉体が [人を] みだらな [もの] とするのではない。]
- $\langle 35 \rangle$  Vultu an natura sapiens sis, multum interest. (1020) [ 君が、顔つきのうえで賢いのか、それとも、本性上賢いのかには、大きなちがいがある。]
- (c) つぎに、テーマはかわるが、 以下に、シュルス以外のローマの文人たちがつくりだした、「タテマエ・ホンネ論」と関連づけられる命題をかかげることにしよう。その数は、シュルスの場合と同じように、それほど多くないが、それでも、これらは、シュルス作のものとあわさって、筆者個人の想定している「タテマエ・ホンネ論」のイメージを析出するさいのデータ・ベースとしてはそれなりのものとなっているのではないか、と考えている。
- ①〈Adsit regula, peccatis quae poenas irroget aequas.〉(Hor.Sat. 1,3,117)[悪業に相応する罰を科するような法規が、設けられるべきである。]……悪業(悪事・非行・犯罪)がタテマエであり、罰(刑罰・処罰・制裁・報復・復讐)がホンネである。タテマエ(枠組)とホンネ(中身)が均衡する(合一する)ことを理想とする発想であるが、現実には、なかなかそのようにはならない。⑥を参照。なお、このような命題が生まれた紀元前の共和政時代においては、犯罪が法律によって定められており、刑罰は法定刑となっているので(つまり、あの「罪刑法定主義」の萌芽が見えるわけである)、裁判者の裁量による量刑というようなものは、そもそも生じない。また、各犯罪の法定刑相互のあいだにはあまりちがいはないので、相応性の問題は現代の場合とはかなりちがった展開になってくる。
- ②〈Agere considerate pluris est quam cogitare prudenter.〉(Cic.Off. 1,38,136)[賢明に考えることよりも思慮ぶかく行動することの方が、いっそう価値がある。]……「考えること(思考・想念・静)」がタテマエであり、「行動すること(実行・動)」がホンネである。これは、リアリストとしての性格を強く示しているローマ人によく見られるホンネ重視型の発想である。もろもろのタテマエにひきずられがちな古代ギリシア人なら、逆の発想をしたかもしれない。
- ③〈Beneficium non in eo quod fit aut datur constitit, sed in ipso facientis aut dantis animo: animus est enim qui beneficiis dat pretium.〉(Sen.Ben.1,6,1) [恩恵は、行なわれることあるいは与えられることのなかにあるのではなくて、行なう [人] あるいは与える [人] の心情自体のなかにある。なぜならば、恩恵に価値を与えるのは心情だからであ

る。] ……「行なう・与える」といった外部に見える人の動きがタテマエであり、内にある心情(気持・意欲・意向・心ばえ)がホンネである。二つの人の動きがあわさってはじめて恩恵をほどこすという行為は完成するが、これは、ここではホンネが主で、タテマエが従となっている、という意味で、ホンネ重視型の発想である。〈beneficium〉[恩恵]というものが人間の心ばえそれ自体によって支えられる徳目であるので、そのようになるのであろう。

- ④〈Bonus atque fidus judex honestum praetulit utili.〉(Hor.Carm. 4,9,40)[すぐれておりしかも信頼すべき裁判者は、有用な[もの]よりも正しい[もの]を重んじた。]……正しいもの(公正さ、正当性)がタテマエで、有用なもの(有用性・利便)がホンネである。これは、タテマエ重視型の発想であるが、裁判の職務にあたる人物以外では、〈utilitas〉[利益・メリット]尊重といったホンネ型の動きをする人が多かった、という実態が背景になっているのかもしれない。
- ⑤〈Cato esse, quam videri bonus, malebat.〉(Sall.Cat.54)[カトーは、よい [人] [である] と見られることよりも、よい [人] であることの方をむしろ望んでいた。] ……人に見られること(外見・評判)がタテマエで、実体(現実・事実)がホンネである。これはホンネ重視型の発想であるが、カトー級の大人物だからこそこのような人生観をもつことができたのであろう。凡人の場合なら、そうはいかない。外見の方が大切である。しかもわかりやすい。
- ⑥〈Cavendum est ne major poena quam culpa sit.〉(Cic.Off.1,25,89) [罪過よりも罰の方が大きいものとなったりしないように、注意するべきである。] …… さきの①の、ある種の言いかえである。 罪過がタテマエで、罰がホンネである。これは、ホンネの部分が流動的であったり、厳罰化の方向で不安定な運用に流れたりする点を戒めたものである。
- ⑦〈Cedant arma togae, concedat laurea laudi.〉(Cic.Off.1,22,77)
  [武器は市民服(トガ)に譲るべきであり、[戦勝の] 月桂冠は [内政上の]
  賞讃より下位におかれるべきである。] …… 武器(武力・実力・ゲバルト・
  ミリタリーなもの)がホンネで、市民服(戦時の対極にある平時を象徴する市民の日常的な服装—— 軍服・装備服の対極にある——・シヴィルなもの一般)がタテマエである。これはタテマエ重視型の発想であるが、ホンネ(現実)のパワーにくらべると、タテマエの方が、よわく、非現実的なものであることも多い。現に、ローマの内乱期にあっては、文民政治家は、軍人政治家に対抗することなど、とてもできなかった。なお、近代の「シヴィリアン・コントロール」の原則のルーツの一つがこのあたりにある。
  - ⑧⟨Dicunt: jus summum saepe summa est malitia.⟩ (Ter.) [[人々

は]、最高の法がしばしば最高の悪である、と言う。] …… 法(正しいもの・公正さ・正義)がタテマエで、悪(不正・不正義)がホンネである。これはホンネの姿を直視した発想である。このようにホンネ(現実)が、タテマエ(理想)をほりくずすこともしばしばある。 ②を参照。日本にも、「正の極みは不正の極み。」という言いまわしがある。p.49の〈251〉に、〈saepe〉[しばしば]のところを〈plerumque〉[ふつうは]にかえたシュルスの命題があるが、これは、前二世紀のテレンティウスが伝えている命題である。[B] 部門〈3502〉に示したキケローの命題も、このシュルスの命題も、古くからローマ人が言っていることを確認しただけのものと見られる。

- ⑨〈Ea invasit homines habendi cupido, ut possideri magis quam possidere videantur.〉(Plin.Min.Ep.9,30)[その所有する欲望は人々を襲った。その結果、彼らは、[自ら] 所有するというよりも、むしろ[逆に]所有されているように思われる。]……「所有すること(外見・理論構成)」がタテマエであり、「所有されること(実体・実質・現実)」がホンネであり、タテマエがホンネに、いわば無段変速的に移行してしまうところに着目した見かたである。「ミイラ取りがミイラになる」のも似たような話である。
- ⑩〈Edere oportet ut vivas, non vivere ut edas.〉(Cic.Her.) [君は、生きるために食べるべきであって、食べるために生きるべきではない。] ……前者がタテマエ(原理・原則・法則)で、後者がホンネ(現象・現実)である。目的(タテマエ)と目的達成の手段(ホンネ)とが逆転してしまう、という皮肉なパターンは、人間社会には数多い。これはホンネに流れることを戒める人生訓でもある。
- ①〈Et qui nolunt occidere quenquam, posse volunt.〉(Juv.Sat.10, 96)[誰かを殺害することを望まない[人々]でさえも、[誰かを殺害する]能力をもつことは望む。]……意欲(意思)がホンネで、能力(力・才能)がタテマエである。これは人間がタテマエにこだわることを鋭くついた見かたである。「できない人がしない」のでは大したインパクトはないが、「できるのにしない」のが、人の誇り・プライドなのである。
- ②〈Exiguum est ad legem bonum esse.〉(Sen.)[[あるものが]法律(法)との関係において[だけ]よい、というようなことは、とるにたらない。]……タテマエとして法律(法)がとりあげられているが、このタテマエに対するホンネとして、良心とか、道徳とか、条理とか、不文法とか、矩とかが背後にかくれている。ここから法実証主義への警戒心も読みとれる。その昔、ライブドアの堀江貴文氏(ホリエモン)が大量の株式の時間外取引をやりとげたとき、彼が「法律にふれていなければかまわない」という理屈で自己弁護の論陣をはったのは有名な史実(?)であるが、彼への

批判としては、このローマ人の言葉を引用してみればよい。彼が、これとは別の行動について法律にふれる、と検察当局から疑われ、刑事責任をとわれるようになったこと(二〇〇六年一月の出来事:二〇一一年に最高裁で実刑確定)は、彼の言動への疑問をさらに増幅させるものとなっている。

③〈Iniquissimam pacem justissimo bello antefero.〉(Cic.)[私は、きわめて不衡平な平和をきわめて公正な戦争よりも優先させる。]……不衡平きわまりない(正義に反する)平和(和平)がホンネで、きわめて公正な(正義にかなった)戦争がタテマエである。ここにはパンチのきいたホンネ重視論がうちだされている。「正戦論」がいかがわしいことは古人も十分に見ぬいていた。ちなみに、アフガニスタン戦争やイラク戦争が「正しい戦争」であった、と豪語している超大国があるが、その国々にむけられる世界の眼はつめたい。戦いに勝利をおさめた側は、つねに正しい戦争である、と言いきることができるからである。「まったく衡平な(公平な)平和」と「まったく不衡平な(不公平な)戦争」との選択はきわめてたやすいが、このように混線が見られると、どちらの側にたつかは、最終的には各人の人生観によって決められる。

④〈Legum omnes servi sumus, ut liberi esse possimus.〉(Cic.Clu. 53,146)[私たちは、すべて、自身が自由であることができるために、法律(法)の奴隷なのである。]……もろもろの自由を享受できる自由人として生きることは立派なホンネである。しかし、そのホンネを確保するためには、壮大なタテマエの体系である法律(法)のもとで、タテマエ的には隷従するような生きかたをしなければならない。これは、一つの逆説であり、アイロニーである。

⑤〈Multi famam, conscientiam pauci verentur.〉(Plin.Min.Ep.3,20) [多くの[人々]が名声を心にかけ、少数の[人々][だけ]が良心を心にかける。」……名声(世評・世間体・外)がタテマエで、良心(良識・道徳心・恥・内)がホンネである。人がタテマエだおれになりがちなことを戒めている。

⑤〈Multum interest utrum peccare aliquis nolit an nesciat.〉(Sen. Ep.90,46)[ある人が、悪事を犯すことを望まないのか、それとも、[それを行なうすべをまったく]知らないのかには、大きなちがいがある。]……望まないこと(自己意思による不作為)がホンネのあらわれで、知らないこと(不知・不可能)がタテマエどまりの状況である。悪事を犯すすべを知ってはいるが(犯す気になれば悪事を犯すことはできるが)、しかし、あえてそういったことはしない、という人こそが賞讃されるべきであって、最初からやりたくても能力が欠けている人が不作為のままにいることは、なんら評価されないわけである。⑪を参照。

- ①〈Optimus quisque facere quam dicere malebat.〉(Sall.Cat.8,5) [最良の人は、誰でも、[ただ] 言うことよりも [現実に] なすことの方をむしろ選ぶのがならわしであった。] ……言うこと(発言)がタテマエで、なすこと(行動・実践)がホンネである。「言行一致」・「有言実行」というのは、タテマエとホンネが見事にマッチしたケースのことであるが、現実には、「言行不一致」・「有言不実行」の輩が多い。「不言実行」の人士はさらに貴重な存在である。ところで、あの選挙用の「マニフェスト (一)」は、政治家の公約としては、少し進化した装置として、注目に値する。なぜならば、「守れる公約」・「守るつもりのある公約」も多少のところは含まれているからである。ここで「最良の人(士)」というのは、ローマ人の理想像で、タテマエ的な側面をもっている。現実には、ローマ人も「ふつうの人間」であって、言うこととなすことにはギャップがあったが、それでも、どちらかと言えば、リアリストの彼らローマ人が「言ったことはやる」というタイプの人種であることは認めなければならない。
- ®〈Pax vel injusta utilior est quam justissimum bellum.〉(Cic.)[あるいは不正な平和でも、きわめて公正な戦争よりいっそう有用である。]……③の命題とともに、冴えた頭脳をもつことで定評のある文人政治家キケローの作とされているが、こちらの方が格言じたてになっており、美しい。言うまでなく、「役にたつ」かどうかというリアルな視点は、ホンネ・サイドのものである。
- ⑲〈Quod nemo novit, paene non fit.〉(Apul.Met.10,3)[誰も知らない[ことは]、ほとんど存在しないようなものである。]……知らないということは、たんに事実上の主観的ファクターで、客観的には存在が前提となっている。したがって、これはホンネ(実質・実体)である。これとの関係から言えば、存在しないことはタテマエ上の話である。「証明されないことは存在しないことである。」という命題は古くから存在していると思われるが、これも同系列の命題に属すると見ることもできる。
- ②〈Quod non vetat lex, hoc vetat fieri pudor.〉(Sen.Troad.342)[法律(法)が[なすことを]禁じていないこの[こと]がなされることを、廉恥心が禁ずる。]……法律(法)上の禁止の有無は、タテマエ・サイドのルールであり、外からの、また上からのものであるが、他方で、廉恥心(恥を知る心・良心・道徳心)からストップがかかる、というのは、ホンネ・サイドの問題である。法律(法)がかならずしも万能でない、といった意識は私たち日本人にも親しいものである。②を参照。
- ②〈Refert sis bonus, an velis videri.〉(Mart.Epigr.8,38,7)[君が[ほんとうに]よい人物であるか、それとも、君が[そのように人々から]見られることを望んでいるのか、ということは、重要である。]……よい人物

という実質・実体は内部のことであり、ホンネである。人々の眼にどのように映っているか、というのは、外まわりのことであり、タテマエの問題である。この命題の言いたいのは、「ホンネの世界でよい人士であれ。」という点であろう。

②〈Scelus intra se tacitum qui cogitat ullum facti crimen habet.〉
(Juv.Sat.13,209) [悪事を自身の胸中にかくしたままでそれを考えている
[人は]、[その] 行為のなんらかの罪を [すでに] もっている。] …… 内部におさめられている事柄は、外部問題としてのタテマエ論(形式論)にはふれないが、しかし、ホンネ論(実質論)からすると、すでに罪の一部を生みだすほどの力をもっているのである。

②〈Scire est nescire, nisi id me scire alius scierit.〉(Lucil.Fragm.)
[私がそのことを知っているということを他の[人]が知っているのでないかぎりは、[私が] 知っていることは、[私が] 知らないこと [と同じ] である。] …… ある人が知っていること(法的に表現すれば、「悪意」の状況にあること)を誰かに証明されてはじめて、知っているその人物は知っていることについて人から責任をとわれたりもする。渦中の人物が「実は私はそのことを知っていました。」と告白するのは世にも美しいホンネの世界の一シーンであるが、現代の法社会では、さすがにそこまでは期待されない。人に知られているのでなければ、ほおかむりをしていれば、万事うまくいくのである。このとき、ホンネはタテマエによっておおいかくされる。

②〈Semper autem in fide quid senseris, non quid dixeris, cogitandum.〉
(Cic.Off.1,13,40) [ところで、誓約のさいには、つねに、君がなにを考えたかが考慮されるべき [であり]、君がなにを言ったかは考慮されるべきではな [い]。] …… 神聖な約束ごとにあっては、タテマエ論(形式論)ではなくて、ホンネ論(実質論)が優位にたつべきである、ということを意味しているが、表示主義をとる、タテマエ優位の、ふつうの法世界の常識となっている姿とは異なる情景が見られる。ここは意思主義の世界なのである。

愛〈Si quis mutuum cui dederit, fit pro proprio perditum.〉(Plaut. Trin.4,3,44)[もしある人がある[他の]人に[ある物を]貸しつけた場合には、それは[そのある人]固有の[もの]としては失なわれた[ようなもの]となる。]……「他人に金を貸したときは、さしあげてしまったものと考えよ。」という諺があるが、問題の命題は「借りたものはちゃんと返される」というタテマエ論(形式論・法律論)をふきとばすようなホンネの迫力をもっている。ひとまずこのように理解しておきたい。

③〈Silent leges inter arma.〉(Cic.Mil.4,10)[武器のあいだでは、もろもろの法律(法)は沈黙してしまう。]……⑦の命題の趣旨がタテマエ論(理想論)であるのに対して、ここではホンネ論(現実論)が率直に展開さ

れている。クーデターや超法規的措置が出現する局面では、どこでもこのようになる。それでも、近代の戦時国際法は、⑦に示されたタテマエを護持することに懸命である。

- ②〈Summum jus, summa injuria.〉(Cic.Off.1,10,33)[最高の正義は最高の不正[である]。] …… このような表現になると、& にくらべれば、文体は洗練されてくる。シュルス〈31〉も同趣旨であるが、〈plerumque〉[たいていは]という副詞がそこにあって、いくらか限定的な言いまわしになっている。
- ②〈Sunt quidam homines non re, sed nomine.〉(Cic.)[ある人々は、 事実状況においてではなくて、名目において[だけ]、人間である。] …… 事 実状況はホンネであり、名目(名義)はタテマエである。この命題は人間 というもの眞の姿=実像を、残酷なまでのタテマエ・ホンネの二元で解い ている。
- (d) 以上のように、「シュルス」の言葉をリスト・アップしたあとに、彼とほぼ同時代に生きた、彼よりはるか格上の「文人」の言葉をとりあげてきたわけであるが、このさい、同じローマの少しあとの時代の「法学者」の言葉をとりあげてみるのも有用であろう。そもそも法というものはタテマエの権化であるが、これはかならずしもタテマエー色で完全にぬりつぶせるものではない。筆者個人の眼からすれば、法というタテマエのなかにも、タテマエとホンネの対比が読みとれる部分が存在するように見えるからである。そのことを具体的に少し見てみよう。出典については、[B] 部門中の関係個所における指示を見て頂きたい。
- ①〈Apices juris non sunt jura.〉(ウルピアーヌス)[法(正)の極みは法(正)ではない。]……これは、シュルス作の命題(第二章(1)〈251〉)の趣旨をうけついだかたちの作品である。法とか、この法が具現する正とかがその精度を高めていけば、理想的な状況にたどりつくはずであるが、皮肉なことに、法(正)の極みというタテマエ陣は、ホンネ・サイドから見ると、実は、すでに変質していて、不法(不正)の世界に足をふみいれるものとなってしまっている。これは法至上主義者のおちこみやすい穴なのである。ここは、ホンネの視点にたちかえって考えなおしてみる必要がある、というのである。つまり、「中庸の徳(得!)が必要」ということなろう。ついでながら、この表現では、徳がタテマエで、得がホンネ、という位置関係がなりたつのではなかろうか。
- ②〈Conceptus pro jam nato habetur.〉(パウルス)[懐胎された[者]はすでに生まれた[人]と扱われる。]……人が人としてのステイタスを獲得するのは、出生によってであるが、これはわかりやすいタテマエ(理屈)である。しかし、いままさに死のうとしている人(家長)の妻が子を懐胎

しているとき、その家長が自身の死後まもなく生まれてくるはずの子 (nasciturus)に、遺産を与えるかたちで財産的配慮をしておきたい気持になるのはごく自然なことである。胎児は、タテマエでは人間ではないけれども、ホンネでは母胎の一部などではなく、立派な「ヒト候補者」である。このホンネをタテマエに反映させて、胎児を――もちろん、胎児の利益となる方向で、しかも、一定の範囲・限度内においてであるが――法的に意味のある存在とする、という扱いを問題の命題は示している。「そうでないのに、そうと扱う」という技術は、もっともシャープなかたちでは、擬制であるが、この擬制というものは古くから重要な法制度として活用されてきている。現実(ホンネ)と対立するような状況を擬制し、これを堂々としたタテマエとしておしたてるのである。⑩を参照。

- ③ 〈Consensus, non concubitus facit nuptias.〉(ウルピアーヌス)[婚 姻をつくりだすのは、合意であって、同棲ではない。] …… <nuptias>のか わりに〈matrimonium〉が入ってくる命題もある。婚姻は、社会制度の中核 の一つであるが、それと同時に、法制度としても重要である。これは、か なりの額の嫁資 (持参金) が動く、という点で、財産法上の問題を生じさ せるが、他方で、これはさまざまな身分法上の問題の宝庫である。現代で は、婚姻には法律婚主義(タテマエ婚の形式)と事実婚主義(ホンネ婚の 形式)の二系統があるが、ローマでは、事実婚主義がとられている。しか し、事実として共棲(同棲・同居)している(ホンネ)だけで婚姻が成立 する、というようなところまでルースではない。それだけではたりず、「婚 姻する」という点にかんする、しっかりとした両当事者の合意が必要であ り、これがタテマエとなる。そして、この合意婚(タテマエ)は、たんな るホンネ(事実関係)としての共棲という人の結合形態と対比される。な お、ローマの婚姻は事実婚であるから、法律的な要件はそもそも問題には ならず、現代に見られる内縁というものに相当する性共同体のかたち(共 棲)は、ゆるやかな意味においては婚姻となる。
- ④〈Contra legem facit, qui id facit quod lex prohibet, in fraudem vero, qui salvis verbis legis sententiam ejus circumvenit.〉(パウルス) [法律(法)が禁止することをなす [人は]、法(法律)に反してなす。しかし、法律(法)の文言は傷つけない状況のもとに、その趣旨を欺く [人は]、[法律(法)を] 欺いて行動する。] ……法律(法)にストレートに反する行為が違法であることはあきらかであるが、人は、表むきは(タテマエ上)法律(法)の文言にふれるわけではないけれども、しかし、実質的に立法の趣旨(ホンネ)に反するような行為をいろいろと考案するようになる。こういったとき、厳密なタテマエ論を展開するだけではなくて、深いところや奥の方に目くばりをする、上記のようなホンネ論がどうしても

必要になる。その流れのなかでは、このような一種の脱法行為も、ストレートな違法行為と同じように、法的に大いに問題とされる余地がある。

⑤ <Et non facere facere est.> (パウルス) [行なわないことも行なうこ とである。] ……理論的・原理的・構造的に―― つまりタテマエ論からする と、――「行なう・なす義務」がありながら、現実には、たんなるミスで、 あるいは意識的に、「行なわない・なさない」人は、まさに「行なわない・ なさないこと」というそのことを「行なった・なした」ことになるわけな ので、この「行なわないこと」と、ふつうの「行なう・なす」こととは同 じ次元の話になってくる。しかし、感覚論からすると、ホンネとしてはな にも不都合なことは行なってもいないのに(消極性)、タテマエとしては不 都合なことを行なったことにされて(積極性)しまう、といううけとりか たになってくる。これは、ある意味では理不尽で不条理きわまりない話で ある。子どもは「ボクなんにも悪いことしてないよ。じっと見てただけだ よ。」と弁解することがあるが、いったん法の世界の話となると、特定の状 況のもとでは、この手の弁解はいわば子どもじみたものとして、うけいれ てもらえないのである。近年、国家のような巨大組織でさえも、立法をし なかったこと(立法不作為)について国家賠償法上責任を問われる事例が あったことが、その好例である。

⑥〈Forma dat esse rei.〉(ウルピアーヌス;ガーイウス)[形式は事物に存在を与える。] …… 事物はそれ自体として存在する。それがリアリティー(ホンネ)というものである。しかし、法的な枠組のなかで考えるとき、形式(タテマエ)にかなったものだけを存在するものと扱っていく方が、なにかと好都合である。実体法的には、形式要請をクリアした行為は外にむかって存在を主張しやすく、他方で、訴訟法的には、それは証明が容易だったからである。古い時代では、おそらくどこでも、形式=方式=様式が重視されて、それを軸として社会生活がいとなまれていた。時代が下るにつれ、形式の呪縛はとけて、実質を直視するスタイルが支配的になるが、その一方で、形式がいっそう尖鋭化するところもある。現代でも形式・方式重視と実体・実質重視という二つの流れにかんして二極化が進行中なのであるが、これはかならずしも望ましいものではない。いずれゆりもどしも生じてくることであろう。

⑦〈In conventionibus contrahentium voluntas potius quam verba spectanda sunt.〉(ポンポーニウス)[合意においては、文言よりも、合意を締結する[人々]の意図が考慮されるべきである。]……文言が意図と合致しているのはとてもハッピーな状態であるが、ときには不一致も生じてくる。文言に厳格な解釈をほどこし、厳密にそれをおしたてていくのはタテマエ論者の好むスタイルであるが、他方で、ホンネ論者は、人の心情・

意思・意向・意図のありかたに着目する。後者の傾向は、ローマでも時代が下るにつれて、しだいに有力となっていく。ところで、死んでしまった人が遺言をのこし、その文言に不明瞭な個所があったとき、死者(遺言書作成者)の意思を事後的に他者がさぐって、死者の気持ち・想いにそった解釈をする、というのは後代のローマ法学者の発想なのであるが、これもかなり進化したレヴェルの解釈法である。なお、上記の命題は約束ごとの中核である合意=契約についての話しであるが、つぎの命題は、広い意味における約束ごとである法律(法)についての話である。〈Scire leges non est verba eorum tenere, sed vim ac potestatem.〉(ケルスス)[もろもろの法律(法)を知るということは、それらの文言を把握することではなくて、[それらの]内容および力を把握することである。]

- ⑧〈Juris ignorantia nocet, facti non nocet.〉(パウルス)「法の不知は 害する[が、しかし、]事実の不知は害しない。]……法(タテマエ)を知ら ないことは、知らない人に不利な結果を生みだすが、事実(ホンネ)を知 らなくても、そのようにはならない、といった趣旨の命題である。ちなみ に、法の錯誤と事実の錯誤とのあいだにも微妙な関係がある。法と事実の 対比軸はつぎの⑨にも見える。
- ③〈Possessio non est juris, sed facti.〉(ウルピアーヌス)[占有は、法上のものではなくて、事実上のものである。]……所有権(物を所有・保有する地位)にはタテマエ性が強く、占有(物を確保している現実状況)にはホンネ性が強いが、それは占有というものが事実に密着した構造をもっているからである。所有権を確立し、それを確保していくには、登記制度などによってうみだされる公示性を確保する制度の存在が大前提として不可欠になる。それに対して、所持・保持・現実的支配を本質とする占有は、かならずしも各方面に対して絶対的に優位を保障するものとはならないが、しかし、それでも、実体法上も訴訟法上も、これはたしかな存在である。ローマ法は占有を重視する傾向をもっていたが、その流れははるか後代の法制においてもうけつがれた。
- ⑩〈Postliminium fingit eum qui captus est in civitate semper fuisse.〉(ユースティーニアーヌス) [帰国権は、[戦争において敵に] 捕えられ [て奴隷となっ] た人が [その期間中] ずっとローマ市民共同体のなかにあったものと、擬制する。] …… なんらかの事由により、幸運にも敵国からローマに帰還することができた捕虜兵士は、自身が保有しているローマ市民法上の権利の空白をこの特別の権利によってうめてもらいながら、もとのステイタス(もちろん、従前のものと完璧に同じでは、ない)にもどることができた。市民としての資格に断絶がなかったものと擬制されたわけである。このようにホンネ(現実)とタテマエ(法的処理)が大きく

くいちがってくる例は、ほかにもいくつか存在する。

- ①〈Quae in testamento ita sunt scripta, ut intellegi non possint, perinde ac si scripta non essent.〉(クィーントゥス・ムーキウス・スカエウォラ)[遺言書のなかに理解されることができないように書きこまれた[ものは]、あたかも書きこまれなかったかのように[扱われる]。] …… 法律ラテン語には、「~された」が「~されなかった」ものと扱われる、という構造の命題がいくつも存在する。ここでは、せっかく書きこんだのに、書きこまなかったとされてしまうわけなので、ホンネ(書きこみの事実)はタテマエ(書きこみとは認めないルール)によってつぶされてしまったわけである。このような取扱いは、無効制という基本的な法概念ともつながってくる。
- ②〈Qui actiones habet ad rem recuperandam, ipsam rem habere videtur.〉(パウルス)[物をとりもどすための訴権をもつ[人は]、物自体をもつものと見られる。]……ふつう、物をしっかりと保有している状況(ホンネ)と、その物をとりもどすために使える訴権(訴訟を提起する資格)をもっている状況とのあいだには、大きなギャップがある。つまり、まず、勝訴できて物を獲得できるかたちになってくる保証はどこにもなく、つぎに、勝訴しても、敗訴者側に資力がなくて、「ない袖は振れない」状態だと、勝訴はタテマエだおれに終わってしまうからである。さきの命題は、そのような実情は百も承知のうえで、同一性のタテマエ(神話?)を堂々とうちだしているのである。ホンネも大好きであるが、タテマエ(理論的枠組)にも心をひかれるローマ人の二面性が、ここのところに見えてくる。
- ⑬〈Sensum, non verba spectamus.〉(ウルピアーヌス;モデスティーヌス;パウルス)[私たちは、文言ではなくて、意味を考慮する。]……表示されている文言はタテマエであるが、その文言と意味とがかならずしもマッチしないとき、意味(ホンネ)の方を重視する、というやりかたは、一見したところリーズナブルのように見えるが、意味というような、不定型・可変的・主観的なものによってすべてが動く、というようにしてしまうのも行きすぎであろう。もっとも、文言というものもかならずしも一義的なものとはかぎらず、解釈という作業によって実際のところは姿をかえることもあるので、文言だけにたよるのには限界もある。両者のバランスをうまくとることが必要である。タテマエとホンネの統合・綜合が必要となってくるわけである。
- ⑭〈Testibus, non testimoniis creditur.〉(カッリストラトゥス)[信用されるのは、証人であって、証言ではない。] ……この命題のポイントは、証言がタテマエ(「なにを言ったか」論)であり、証人がホンネ(「誰が言ったか」論)である。外に現われた言葉と、その言葉を発する人間存在そ

のものとのあいだにはこのような関係がなりたつと考えてみたい。 古い時代ではおそらくこのような風潮が支配的であったように思われるが、現代の裁判の現場でも、裁判官は、証言と証人という二つのファクターを総合的に判断して、眞実の像をつかみとっているのではなかろうか。もっとも、「証言には信憑性(信用力)がない」と断定されるとき、判断を下す人(裁判官)の眞意はかならずしも明らかではない。証拠力(証拠能力)のないものへの対応も、信用力への対応のゾーンで処理されてしまうこともよくあるからである。ついでに、「人か物か」というコントラストにからめて言えば、「債務にかんする人的保証と物的保証とでどちらが優位にたつか?」という問題は永遠の難問とも言えようが、人的保証の責任のとりかたがきびしかったローマでは、人的保証が圧倒的優位にたっていた。現代では、抵当権制度とか損害保険制度とかが発達しており、物的保証が使い勝手のよいものとして尊重されるようになってきている。

⑤〈Unus testis nullus testis.〉(ユースティーニアーヌス)[ただ一人の証人は無証人[である]。]……ホンネ(現実)としては、たしかに証言を行なう証人が存在する。しかし、証人がただ一人では、心もとない。補強証人が必要、というわけである。タテマエ(法的取扱)としては、一人証人には証人としての資格がない――つまり、正規の証人は存在しない――ということになってくるが、タテマエの冷徹さがここに見える。これは無数の事例から導きだされた叡智なのであろう。しかし、厳密に「一証人は無証人」説をとるとすると、証言をえることは極度に困難となる。人の証拠である証言のほかに、物的な証拠をあつめて、ホンネのレヴェルでは、一人の証人の証言を結果的に生かす手だてがとられることが多いのではなかろうか。

#### (4) 対比論タイプの格言命題

この対比論の部門に収録しているものは、言うまでもなく、命題の表現構造=スタイルそのものやその趣旨に着目して、その観点から選びだされたものである。これらのうち、「タテマエ論」としての性格の強い作品、「ホンネ論」としての性格の強い作品、および「タテマエ・ホンネ論」としての性格の強い作品は、それぞれ(1)から(3)までの部門に重複して採録されている。それから、以下の(5)の個別テーマの部門にも重複するようなものが、このなかにある。格言的命題が読み手・聴き手の心にスムーズにはいっていくようにするテクニックの一つが、以下のような対比的手法である。とりわけ、二元論者としての筆者は、当然のことながら、このような命題のたてかたに好感をもっている。もっとも、読者の方々には、それぞれのうけとめかたがあろう。

- <1> Ab alio exspectes, alteri quod feceris. (2) [君は、自身が他の[人] に行なった [こと] [だけを]、他の [人] に期待せよ。]
- <2> Accipias praestat quam inferas injuriam. (5) [君が不法を [他の [人] に] 加えることよりも、君が [不法を] [他の人から] こうむることの方がよい。]
- 〈3〉Aetas cinaedum celat, aetas indicat.(13)[年令は恥しらずの[人]をかくし、[また、] 年令は [その人を] 示す。]
- <4> Alienum nobis, nostrum plus aliis placet. (16) [他の人の[もの]が私たちに、私たちの[もの]が他の[人々]に、[それぞれ]いっそう気にいる。]
- 〈5〉 Amans quid cupiat, scit; quid sapiat, non videt. (31) [愛する[人] は、自身がなにを熱望しているかを知っているが、しかし、自身がなにを知っているかは、見ない。]
- 〈6〉 Amare juveni fructus est, crimen seni. (26) [愛することは、若者には[当然の]所産である[が、しかし、] 老人には罪である。]
- 〈7〉 Ames parentum si aequus est; si aliter, feras. (27) [もし [親が] 衡平であれば、君は親を愛せよ。しかし、もしそうでな [け] れば、君は [彼らを] たえしのべ。]
- 〈8〉 Amici vitia nisi feras, facis tua. (28) [君は、もし自身が友人の過ちをたえしのぶのでなければ、それを君[自身]の[もの]とする。]
- 〈9〉 Amici vitia noveris, non oderis. (29) [君は友人の過ちを知れ。[しかし、] 君はそれを憎むな。]
- <10> Amici vitia si feras, facis tua. (30) [君は、もし自身が友人の 過ちをたえしのぶのであれば、[それを] 君 [自身] の [もの] とする。]
- 〈11〉 Amici vitium ni feras, prodis tuum. (?) [君は、もし自身が友人の過ちをたえしのぶのでなければ、君自身の過ちをあばくことになる。
- 〈12〉 Amicitia pares aut accipit, aut facit. (32) [友誼関係は、あるいは同等な[人々]をうけいれ、あるいは[人々を][同等な人々と]する。]
- <13> Amicos res opimae pariunt, adversae probant. (?) [順境は友人たちを生みだし、逆 [境] は彼らを試す。]
- <14> Amicum, an nomen habeas, aperit calamitas. (35) [君が [真の] 友人をもつのか、あるいは名目 [上の友人] をもつ [だけ] なのかは、禍 [の発生] がはっきりさせる。]
- 〈15〉 Amori finem tempus, non animus facit. (43) [愛に終わりをつくるのは、時間であって、心情ではない。]
- <16> Animi arbitrio amor sumitur, non ponitur. (47) [愛は、心情の判断によってはじめられる [が、しかし、] [それによっては] とりさら

れない。]

〈17〉 Animo imperabit sapiens, stultus serviet. (49) [賢い [人] は心情において支配するであろう [が、しかし、] 愚かな [人] はそれにつかえるであろう。]

<18> Animo virum pudicae, non oculo eligunt. (51) [貞淑な [婦女たち] は、眼によってでなく、心によって、夫を選ぶ。]

〈19〉 Annosus stultus non diu vixit, diu fuit. (55) [老いた愚かな[人] は、長く生きたのではなく [て]、[ただ] 長くいた [だけ] である。]

〈20〉 Audendo virtus crescit, tardando timor. (63) [敢行することによって勇気が増加し、ためらうことによって恐怖が増加する。]

〈21〉 Auferri et illud, quod dari potuit, potest. (64) [与えられることができたあのものは、奪われることもできる。]

<22> Aut amat aut odit mulier, nihil est tertium. (67) [婦女は、あるいは愛するか、あるいは憎むかであって、第三の[もの] はなんらない。]

<23> Avaro non est vita sed mors longior. (?) [貧欲な [人] には、 生はないが、しかし、[ふつうの人の場合よりも]いっそう長い死が[ある]。]

〈24〉 Avarus damno potius quam sapiens dolet. (73) [貧欲な [人] は、賢い [人] が損害を悲しむ以上に、損害を悲しむ。]

<25> Bene cogitata saepe ceciderunt male. (77) [よく考えられた [こと] は、しばしば悪い結果におわってしまった。]

<26> Bene perdis gaudium, ubi dolor pariter perit. (80) [苦しみがひとしくなくなるときに、君が喜びを失なうのは、よい。]

〈27〉Bene perdit nummos, judici quos dat, nocens. (81) [有実の [人]が、自身が審判人(裁判者)に与える金銭を失なうのは、よい。]

<28> Benefici nunquam, cito dati obliviscere. (87) [[自身がうけた] 恩恵は決して忘れるな。[自身が] 与えた [ものは] すみやかに忘れよ。]

※同時代のキケローの言葉も、これと同趣旨のものである。現代の日本にも同じような発想が、美的なものとして、ひそかに生きつづけているのではなかろうか。〈Beneficium meminisse debet is, in quem colloacta (collata) sunt, non commemorare qui contulit.〉(Cicero,De Am.20,71)[恩恵が与えられたその相手方が[その] 恩恵を記憶しているべきであって、それを与えた[人が]それを言うべきではない。]ところで、善行・親切・施し、恩恵といった概念は、有力な思想家・哲学者によって格言的な命題でもさまざまに展開されていて、ローマ社会では重要なキー・ワードとなっているが、シュルスの手になる格言的命題が断然多い。とりあえず、〈29〉以下の命題を見て頂きたい。このように彼が恩恵を意識する一つまり人の恩を知る一ようになったのは、ひょっとすると、被解放奴隷と

いう彼の出自のせいかもしれない。以下に〈beneficinum〉関連のものをいくつかあげておこう。なお、〈beneficium〉関連の命題は、このほかにも〈88〉 (P.34)、〈93〉 (P.34)、〈219〉 (P.39)、〈392〉 (P.75) にある。〈Quid est beneficium dare? Imitari deum.〉(810) [恩恵を与えることとはなにか?神をまねること [である]。]〉;〈Pro beneficio sat magna usura est memoria.〉(722) [恩恵のためには、[その] 記憶は十分に大きな利益である。]〉;〈Beneficia donari aut mali aut stulti putant.〉(85) [あるいは悪い [人々] あるいは愚かな [人々] は、[自身に] 恩恵が与えられるものと考える。]〉;〈Optime positum est beneficium, ubi, ejus, qui accepit, meminerit.〉(1084) [恩恵をうけた [人が] そのことを記憶しているところで、恩恵はもっともよく施された状況にある。]〉;〈Benefactis proxime ad deos accedimus.〉(84) [親切な行ない [をすること] によって、私たちは神々にきわめて近いところへ近づいていく。]〉

<29> Beneficia plura recipit qui scit reddere. (86) [恩恵を返すことを知っている [人は]、いっそう多くの恩恵をうけとる。]

〈30〉Beneficium accipere libertatem est vendere. (89) [ 恩恵をうけいれることは、[ 自身の] 自由を売ることである。]

<31> Beneficium dando accepit qui digno dedit. (90) [[恩恵をうけるのに] ふさわしい [人] に恩恵を与えた [人は]、恩恵を与えることによって [自身が] 恩恵をうけたことになる。]

<32> Beneficium dare qui nescit, injuste petit. (91) [恩恵を与えることを知らない [人は]、不正に恩恵を求める。]

〈33〉Beneficium dignis ubi des, omnes obliges. (92) [君が [恩恵をうけるのに] ふさわしい [人々] に恩恵を与えるときには、君はすべての [人] を義務づける。]

〈34〉Beneficium qui dedisse se dicit, petit. (94) [自身が恩恵を与えたと言う [人は]、それを求める。]

<35> Beneficium saepe dare, docere est reddere. (95) [しばしば恩恵を与えることは、それを返すことを教えることである。]

〈36〉Bis ille miser est, ante qui felix fuit. (100) [以前に幸福であったあの[人]は、[今は] 二倍不幸である。]

<37> Bona mors est homini, vitae quae extinguit mala. (108) [[人の] 生涯の悪い [こと] を消しさる死は、人にとってよい [もの] である。]

<38> Bona nemini hora est, ut non alicui sit mala. (110) [[ある] 時が、ある [人] には悪くないようにして、[それ以外の] 誰かによいものである、というようなことは、ない。]

<39> Bona opinio hominum tutior pecunia est. (111) [人々のよい

評判は金銭よりもいっそう安全である。]

- <40> Bonis nocet, si quis(quisquis) malis pepercerit. (116) [もしある人(誰も)が悪い[人々]を許した場合には、彼はよい[人々]を害する。]
  <41> Bonitatis verba imitari major malitia est. (117) [「よいこと」という言葉をまねることは、いっそう大きな悪意である。]
- <42> Bonum quod est supprimitur, nunquam exstinguitur. (125) [よい状態の [ものは]、かくされる [が、しかし] 決して消えうせない。]
- <43> Brevis ipsa vita est, sed malis sit longior. (128) [人生それ自体はみじかいが、しかし、もろもろの悪い [こと] よりもいっそう長いはずである。]
- <44> Caeci sunt oculi, cum animus res alias agit. (130) [心が他の事柄を考えているときには、眼は見えてはいない。]
- <45> Calamitatum habere socios miseris est solatio. (1023) [禍 [におそわれた人] の仲間たちをもつことは、不幸な [人々] にとっては慰めである。]
- 〈46〉 Casta ad virum matrona parendo imperat. (133) [夫に貞節な家母(妻)は、[夫に] したがうことによって、[夫に] 命令する。]
- 〈47〉 Cogit rogando, quum rogat potentior. (146) [いっそう権勢の強い [人] は、[自身] が求めるときには、求めることによって強要する。]
- <48> Commune naufragium omnibus est consolatio. (148) [共同の難船状態はすべての [人々] にとって慰めである。]
- <49> Conscientiae potius quam famae attenderis. (150) [君は、[世間の] 評判によりも、むしろ [君自身の] 良心に心をむけよ。]
- 〈50〉 Considera quid dicas, non quid cogites. (151) [君は、[自身]がなにを考えているかではなくて、なにを言うかを考慮せよ。]
- 〈51〉 Consilio melius vincas quam iracundia. (152) [ 君は、怒りによってよりは、思慮によって、いっそうよく勝て。]
- 〈52〉 Consilium inveniunt multi, sed docti explicant. (153) [多くの [人々] が思慮 [のある事柄] を見出すが、しかし、学識のある [人々] [だけ] がそれを展開する。]
- 〈53〉 Consueta vitia ferimus, nova reprendimus. (154) [私たちは、慣れ親しんだ悪事をたえしのぶ [が、しかし、]新しい [悪事] は非難する。]
- 〈54〉 Contemni levius est stultitiae, quam percuti. (157) [愚かな[人] には、打たれることよりも、軽蔑されることの方が、いっそう軽い。]
- 〈55〉 Contemni sapientiae est gravius quam percuti.(156)[賢い[人]には、打たれることよりも、軽蔑されることの方が、いっそう重大である。]
  - 〈56〉 Contumeliam nec fortis fert, neque ingenuus facit. (1025) [勇

- 敢な [人] は軽蔑をたえしのばない。また、礼儀正しい [人] はそれをなさない。]
- 〈57〉 Crudelis lacrymis pascitur, non frangitur. (167) [残酷な [人] は、涙によって養われる [が、しかし、] [それによって] くだかれることはない。]
- 〈58〉 Cui nolis saepe irasci, irascaris semel. (168) [君は、[自身] がひんぱんに怒ることを望まない [その相手方に対しては]、一度に [まとめて] 怒れ。]
- 〈59〉 Cui plus licet quam par est, plus vult quam licet. (171) [適度である[こと]以上の[こと]を許されている[人は]、許されている[こと]以上の[こと]を望む。]
- 〈60〉 Cui semper dederis, ubi negas, rapere imperas. (172) [君は、[自身] がつねに与えていたような [相手方に] [与えることを] 拒むときには、[その人が] 奪うことを命ずる。]
- 〈61〉 Cuivis potest accidere, quod cuiquam potest. (175) [ある人に [生ずることが] できる [ことは]、誰にでも生ずることができる。]
- 〈62〉 Cujus mortem amici expectant, vitam cives oderint. (1028) [市民たちは、友人たちが死を求めている [その相手方の] 生命を憎むはずである。]
- 〈63〉 Cujus mortem expetunt cives, vitam oderunt. (176) [市民たちは、自身が死を求めている [その相手方の] 生命を憎む。]
- 〈64〉 Cum vitia prosunt, peccat qui recte facit. (?) [悪事が役にたつときには、正しく行動する [人] [さえも] 悪業にはしる。]
- 〈65〉 Damnare est objurgare, quum auxilio est opus. (180) [[ある人が]援助を必要としているときに、[その人を] 非難することは、[その人を] 断罪することである。]
- <66> Damnati lingua vocem habet, vim non habet. (181) [有罪判決をうけた [人] の舌は、声をもつ [が、しかし、] 力はもたない。]
- 〈67〉 Damnum appellandum est cum mala fama lucrum. (182) [悪い評判をともなう利得は、損害とよばれるべきである。]
- 〈68〉 Dari bonum quod potuit, auferri potest. (184) [与えられることができた物は、奪われること [も] できる。]
- <69> De inimico non loquaris male, sed cogites. (185) [君は敵対者にかんして悪く言うな。しかし、君は [その人物のことを] 考えよ。]
- 〈70〉 Deliberandum est diu, quod statuendum est semel. (190) [一挙に決定されるべき [ことは]、長く熟考されるべきである。]
  - <71> Dies quandoque noverca, quandoque est parens. (197) [目は、

ときには継母であり、ときには[眞の]親である。]

- <72> Dies quod donat, timeas; cito raptum venit. (198) [君は [ある] 日が与える [ものを] おそれよ。それは [そのものを] 奪うために、 すみやかにやってくる。]
- <73> Discute quod audis omne, quod credas, proba. (203) [君は、自身が聞く [ことを] すべて議論せよ。君は、自身が信じようとする [ことを] 検証せよ。]
- 〈74〉 Diu apparandum est bellum, ut vincas celeriter. (204) [君が短時間で勝利をおさめるためには、戦争は長期間準備されるべきである。]
- 〈75〉 Dolor animi gravior est quam corporis. (206) [心の苦痛は、肉体の苦痛よりも、いっそう重い。]
- 〈76〉 Dum vita grata est, mortis conditio optima est. (214) [生が喜ばしいものであるかぎり、死の条件はもっともよい。]
- 〈77〉 Durum est negare superior cum supplicat. (?) [いっそう上位の[人]が懇願するときには、[いっそう下位の人が] [その懇願を] 拒むことはむずかしい。]
- 〈78〉 Eget minus mortalis, quo minus cupit. (217) [人が望むところが少なければ少ないほど、その者に欠けることが少ない。]
- 〈79〉Eo animo beneficium debetur, quo datur. (219) [恩恵は、それが与えられるさいのその心情をもって、負われる。]
- 〈80〉 Eripere telum, non dare irato, decet. (221) [[怒っている [人] から] 投槍を奪いとることは、適切であるが、しかし、怒っている [人] にそれを与えることは、適切ではない。]
- 〈81〉 Esse necesse est vitia minima maximorum maxima. (1032) [大 [人物たち] のきわめて小さい悪事でさえもきわめて大きいものであるのは、必然的である。]
- 〈82〉Est socia mortis homini vita ingloria. (225) [人にとっては、 不名誉な生は死の仲間である。]
- 〈83〉Et deest et superat miseris cogitatio. (229) [不幸な [人々]には、思慮は、不足したりも、あまったりもする。]
- 〈84〉 Et qui fecerunt, oderunt injuriam. (240) [不法を行なった [人]でも、[やはり] 不法を憎む。]
- 〈85〉 Etiam celeritas in desiderio mora est. (233) [願望においては、迅速ささえも遅滞である。]
- <86> Etiam oblivisci quod scis interdum expedit. (238) [君が、自身が知っている [ことを] 忘れることさえも、ときには役にたつ。]
  - 〈87〉 Etiam qui faciunt, oderint injuriam. (239) [[自ら][不法侵害を]

## なすような[人]でさえも、不法侵害を憎むはずである。]

- <88> Etiam sanato vulnere cicatrix manet. (240) [傷がいえたあとでさえも、傷痕はのこる。]
- 〈89〉 Etiam sine lege poena est conscientia. (241) [良心は、法律 (法)なしにさえも、罰[を下すもの]である。]
- 〈90〉Etiam tyrannus vix precario imperat. (242) [専制君主さえも、懇願によってかろうじて支配する [だけである]。]
- 〈91〉Ex vitio alterius sapiens emendat suum. (246) [賢い [人] は、他の [人] の欠点によって、自身の [欠点を] 正す。]
- <92> Exeritur opere nequitia, non incipit. (248) [悪行は、仕事によってとりのぞかれはする [が、しかし]、[それによって] はじまりはしない。]
- <93> Exire magnus ex tugurio vir potest. (251) [偉大な人 [でさえ] も、小屋から生まれ出てくることは、可能である。]
- 〈94〉 Expetit poenas iratus ab alio; a se ipso exigit. (1036) [怒っている [人] は、他の [人] から罰を追及し、自身からそれを求める。]
- 〈95〉 Facilius crescat quam inchoatur dignitas. (254) [威厳がはじまるよりも、それが増加することの方が、いっそう容易である。]
- 〈96〉 Famam curant multi, pauci conscientiam. (258) [多くの [人々] が風評を気にかける [が、しかし、] 少数の [人々] [だけ] が良心のことを気にかける。]
- 〈97〉 Felix est non aliis esse qui videtur, sed sibi.(1038)[他の[人々]に幸福であると見られる[人]ではなくて、自身に幸福であると思える[人]が、幸福である。]
- 〈98〉 Fer difficilia, facilia levius feres. (263) [君は困難な [こと] をたえしのべ。[そうすれば、] 君は容易な [こと] はいっそうたやすくたえしのぶだろう。]
- 〈99〉 Feras quod laedit, ut id quod prodest perferas. (265) [君は、[自身に] 利益となるものを成就させるために、[自身を] 害する [ものを] たえしのぶべきである。]
- 〈100〉 Fidem nemo unquam perdit nisi qui non habet. (267) [誰も、信頼をもたない [人] でな [い] かぎりは、信頼を決して失なわない。]
- <101> Fides unde abiit, eo nunquam redit. (cf: 270) [信頼は、それが[いったん] 去ったところへは、決してもどってこない。]
- 〈102〉 Fortior est, qui cupiditates suas, quam qui hostes subjicit. (1041) [敵を征服する [人] よりも、自身の欲望を克服する [人] の方が、いっそう勇敢である。]

- 〈103〉 Fortuna multis parcere in poenam solet. (274) [運命が加罰のために多くの [人々] を許すのが、つねである。]
- 〈104〉 Fortuna nos vincit, nisi tota vincitur. (276) [運命は、それが全面的に征服されないかぎり、私たちを征服する。]
- <105> Fortuna nulli plus quam consilium valet. (277) [運命は、誰にも、思慮以上には力をもたない。]
- <106> Fortuna usu dat multa, mancipio nihil. (283) [運命は、利用のために多くの[もの]を与える[が、しかし、]所有のためにはなにも[与え]ない。]
- <107> Fraus est accipere quod non possis reddere. (288) [君が返還することができない [ものを] うけとるのは、詐欺である。]
- 〈108〉 Gradus futuri est finis praesentis mali. (299) [現在の禍の終わりは、将来の禍の階段である。]
- <109> Gravat, quod fronte laeta das, tristi accipi. (300) [君がうれしい顔つきで与える[ものが]悲しい顔つきでうけとられることは、[人を]不快な気持にさせる。]
- 〈110〉 Grave crimen, etiam quum leviter dictum est, nocet. (301) [重大な誹謗は、たとえそれが軽く言われたとしても、[人を] 害する。]
- 〈111〉 Grave judicium est, quod praejudicium non habet. (302) [予審をもたない審判は、重大である。]
- 〈112〉 Grave praejudicium est, quod judicium non habet. (303) [審判をもたない予審は、重大である。]
- 〈113〉 Gravius est malum comi quod aspectu latet. (310) [柔和な外見のなかにかくれている悪い [こと] は、いっそう重大である。]
- 〈114〉 Habet in adversis auxilia, qui in secundis commodat. (1044) [順[境]において[他の人に]助力を与える[人は]、逆[境]において [他の[人]から]助力をえる。]
- 〈115〉 Haeredem ferre utilius est quam quaerere. (316) [相続人を探しもとめるよりも、相続人を甘受する方が、いっそう有用である。]
- 〈116〉 Heu! Quam miserum est discere servire, ubi sis doctus dominari. (1047) [ああ、君が、支配することを教えられたところで、仕えることを学ぶことは、いかに不幸であることか!]
- $\langle 117 \rangle$  Homines nihil agendo agere consuescunt male. (322) [人間は、なにもなさないことによって、悪い行動をとることに慣れる。]
- <118> Homo semper aliud fert in se; in alterum aliud cogitat.(1050)
  [人は、つねに自身に対してある [こと] を心に思いうかべるが、しかし、他の [人] に対しては他の [こと] を考える。]

- <119> Homo semper in os fert aliud, aliud cogitat. (326) [人は、つねに、口である[こと]を言う[が、しかし、]他の[こと]を考える。]
- 〈120〉 Homo vitae commodatus, non datus est. (328) [人間は、生命に貸し与えられ [た] のであって、[それに] 与えられたのではない。]
- 〈121〉 Honesta quaedam scelera successus facit. (331) [成功はある種の悪を立派な [もの] とする。]
- 〈122〉 Honestam mortem vitae turpi praefero. (332) [私は、恥ずべき生よりもむしろ名誉ある死をえらぶ。]
- 〈123〉 Honeste natos non decet male vivere. (334) [正しく生まれた [人々] が悪く生活することは、[その人々に] ふさわしくない。]
- <124> Honeste parcas improbo, ut parcas probo. (335) [君がよい [人]を許すためによくない [人] を許すのは、立派である。]
- 〈125〉 Honos honestum decorat, inhonestum notat. (338) [名誉は、立派な[人]を飾り、立派でない[人]に烙印をおす。]
- 〈126〉 Hora saepe reddidit una, quod decennium abstulit. (1051)  $[-\bigcirc$ 年 [という時] がとりさった[ものを]、しばしばただの一時間が返す。]
- <127> Ignoscito(ignosce) saepe alteri, nunquam tibi. (350) [君は他の[人]をしばしば許せ。[しかし、] 君は自身を決して許すな。]
- <128> Inferior rescit quicquid peccat superior. (374) [いっそう下の [人] には、いっそう上の [人] がなす悪事は、すべて、知らされている。]
- 〈129〉Ingratus unus miseris omnibus nocet. (381) [ただ一人の忘恩の[人]が、すべての不幸な[人々]を害する。]
- <130> Injuriae plus in maledicto quam in manu. (387) [手のなかにより、悪口のなかの方に、不法がいっそう多くある。]
- <131> Injuriam aures facilius quam oculi ferunt. (388) [耳は、眼よりも不法侵害をいっそう容易にたえしのぶ。]
- <132> Injuriam facilius facias quam feras. (389) [君が不法をこうむるよりも、君が不法をなす方がいっそうたやすい。]
- 〈133〉Insanus omnis furere credit ceteros. (394) [精神錯乱状態の [人] は、すべて、そのほかの [人々] が精神錯乱状態にある、と考える。]
- <134> Intellige ecquae sint, ut et bene agas bona. (397) [君は、自身がよい [こと] をよくなすためには、[よいことが] いったいなんであるか、を理解せよ。]
- 〈135〉Inter amicos quam inimicos judices molestius. (1054) [敵対者たちのあいだで判定者 [となること] よりも、友人たちのあいだで判定

者となることの方が、いっそうやっかい[である]。]

<136> Invitum quum retineas, exire incites. (403) [君は、自身が [ある人を] その人の意思に反してひきとめるときには、[その人が] たちさることをうながす。]

〈137〉 Ipsae amicos res opimae pariunt, adversae probant. (1055) [順境はそれ自体が友人たちをつくりだし、[一方で、] 逆 [境] は友人たちを試す。]

〈138〉 Iratum breviter vites, inimicum diu. (404) [君は怒っている [人]をしばらくのあいださけよ。[他方で、] 君は、敵意をいだいている[人] を長く [さけよ]。]

〈139〉 Iratus cum ad se redit, sibi tum irascitur. (407) [怒っている[人] は、自身がわれにかえるときには、今度は自身に対して怒る。]

<140> Is minimo eget mortalis, qui minimum cupit. (408) [きわめてわずかの[もの] しか求めないその人物は、欠けるところがきわめて少ない人物である。]

<141> Judex damnatur, cum nocens absolvitur. (415) [有実の [人] が無罪放免されるとき、審判人(裁判者)は有罪判決をうける。]

<142> Justa atque injusta audire magistratum decet. (417) [正しい [こと]と不正な [こと]を聴き [わける]ことは、政務官 (公職者) にふさわしい。]

<143> Juxta bonum homini dat deus duplex malum. (418) [神は、人間に、[一つの] よい [こと] のかたわらに、[その] 二倍の悪い [こと] を与える。]

<144> Laus nova nisi oritur, etiam vetus amittitur. (426) [新しい賞讃が生じないかぎり、古い賞讃さえも失なわれる。]

<145> Legem nocens veretur, fortunam innocens. (427) [有実の[人] は法律(法)をおそれる[が、しかし]、無実の[人]は運命をおそれる。] <146> Lex videt iratum, iratus legem non videt. (434) [法律(法) は怒った[人]を見る[が、しかし、] 怒った[人] は法律(法)を見ない。]

〈147〉Licentiam des linguae, quum verum petas. (438) [君は、真実の[こと]を探し求めるときには、舌に自由を与えよ。]

<148> Lucrum sine damno alterius fieri non potest. (454) [利益は、他の[人]の損失なしには、生ずることができない。]

<149> Luxuriae desunt multa, avaritiae omnia. (455) [奢侈には多くの[こと]が不足している[だけであるが、しかし、] 貧欲にはすべての[こと]が不足している。]

<150> Mage fidus heres nascitur, quam scribitur. (456) [信頼できる相

続人は、指定される [場合] よりも、むしろ、生まれによって相続人となる場合に生ずる。]

- 〈151〉 Malam rem cum velis honestare, improbes. (470) [君は、自身が悪い事柄をよいものとしてほめようとするとき、[実は] それをよくないものと [自ら] 認める。]
- <152> Male vivet quisquis nesciet bene mori. (476) [よく死ぬことを知ることのない人は、誰でも、悪く生きるだろう。]
- 〈153〉 Male vivunt qui se semper victuros putant. (477) [自身がいつまでも生きるであろ [う] と考える [人々は]、悪く生きる。]
- <154> Malitia unius cito fit maledictum ominium. (483) [ただ一人の [人] の悪意は、すみやかにすべての [人々] の悪口となる。]
- 〈155〉 Malitia, ut pejor veniat, se simulat bonam. (484) [悪意は、いっそう悪くなっていくために、自身がよい[もの][である] ふりをする。]
- <156> Malo etiam parcas, si una est periturus bonus. (485) [君は、もしよい [人][と悪い人と]が一体となって滅びることになってしまう場合には、悪い [人] さえも許すべきである。]
- 〈157〉 Malum alienum ne feceris tuum gaudium! (487) [君は他の人の不幸を君自身の喜びとするな!]
- <158> Malus bonum ubi se simulat, tunc est pessimus. (493) [悪い [人] は、自身がよい [人] [である] ふりをするときには、そのとき極悪 [人] である。]
- <159> Malus est vocandus, qui sui causa est bonus. (494) [自身のためによい [人] は、悪い [人] と呼ばれるべきである。]
- <160> Malus etsi obesse non pote, tamen cogitat. (495) [悪い [人] は、たとえ [人を] 害することができなくても、やはり害することを考える。]
- <161> Malus quicunque in poena est, praesidium est bonis. (497) [誰であれ、悪い[人]が罰の対象となることは、よい[人々]のための防護である。]
- 〈162〉 Maritimus quum sis, fieri terrestris cave. (500) [君は、海の[人] であるようなときには、陸の[人] となるな。]
- <163> Melius est quidquam possidere quam nihil. (504) [なんらのものも占有しないよりも、なんらかのものを占有する方が、いっそうよい。]
- 〈164〉 Metus improbos compescit, non clementia. (509) [恐怖は非道な[人々]を制御する[が、しかし、] 慈愛はそうではない。]
- 〈165〉 Minimum eripit fortuna cui mininum dedit. (511) [運命は、 それがまったく少ない [もの] しか与えなかった [相手方からは]、まった

く少ない [もの] しか奪いとらない。]

- <166> Miserum te judico, quod nunquam fueris miser. (523) [私は、君が決して不幸ではなかったので、君を不幸[である]と判断する。]
- <167> Mores amici noveris, non oderis. (526) [ 君は友人の行状を知れ。[しかし、] 君はそれを憎むな。]
- 〈168〉 Mores dicentis suadent plus quam oratio. (527) [言う [人] の性行は、[その人の] 言辞より以上に説得力がある。]
- 〈169〉 Mortem timere crudelius est quam mori. (531) [死をおそれることは、死ぬことよりもいっそう残酷である。]
- <170> Mortuo qui mittit munus, nil det illi, adimit sibi. (1064) [死んだ[人] に贈物をする[人は]、あの[者] になんら与えることにならず、自身からそれをとりさる。]
- <171> Multis minatur, qui uni facit injuriam. (539) [ただー人の [人] に [でも] 不法侵害をなす [人は]、多くの [人々] に脅威を与える。]
- <172> Multorum calamitate vir moritur bonus. (541) [よい人は、 多くの[人々]の禍をともなうかたちで、死ぬ。]
- 〈173〉 Multos timere debet, quem multi timent. (542) [多くの[人々]がおそれる[人は]、多くの[人々]をおそれなければならない。]
- <174> Ne quidquam incipias, quod poeniteat, cave. (549) [ 君は、[自身が] 後悔するようなことはなにもはじめたりするな。]
- <175> Ne sit inter amicos dicta qui foras eliminet. (1068) [友人たちのあいだで [だけ] 言われた [内々のこと] を外部に [やたらに] 口外するような [人] が、いないよう。]
- <176> Necesse est ut multos timeat, quem multi timent. (552) [多<の [人<] がおそれる [その人が] 多<の [人<] をおそれるのは、必然的である。]
- 〈177〉 Necessitas dat legem, non ipsa accipit. (554) [緊要は法律(法)をあたえる [が、しかし、] それ自身は [それを] うけとらない。]
- <178> Negat sibi ipse, qui, quod difficile est, petit. (564) [困難である[ことを] 求める[人は]、自ら[それを] 自身に拒絶する。]
- 〈179〉Nemo, qui coepit ex se, risum praebuit. (569) [自身の方から [笑い] はじめる人は、誰も、[他の人に] 笑いを提供しなかった。]
- <180> Nil bene prodest didicisse, facere si cesses bene. (1073) [もし君がよく行動することをやめる場合には、[君が] よく学んだということは、なんら役だたない。]
- 〈181〉Nil eripit fortuna, nisi quod et dedit. (575) [運命は、自身が [人に] 与えもした [もの] 以外には、なんら [人から] 奪わない。]

- <182> Nil peccent oculi, si oculis animus imperet. (583) [もし精神が眼を支配するならば、眼はなんらの悪事も犯さないはずである。]
- <183> Nocens precatur, innocens irascitur. (596) [有実の [人] が懇願し、無実の [人] は怒る。]
- $\langle 184 \rangle$  Nocere posse et nolle laus amplissima est. (599) [[他の人を] 害することができ、しかもそれを望まないことは、きわめてすばらしい賞 讃 [の的] である。]
- <185> Noli reverti, ad finem ubi perveneris. (601) [君は、目標に達したときには、ひきかえすな。]
- <186> Non corrigit, sed laedit, qui invitum regit. (604) [[ある人をその] 意思に反して支配する [人は]、[そのある人を] 矯正するのではなくて、害する。]
- <187> Non est bonitas esse meliorem pessimo. (606) [[人が] もっとも悪い [人] よりもいっそうよい [人] であることは、よいことではない。]
- 〈188〉Non est movendum bene consopitum malum. (609) [よく鎮まっている悪い [こと] は、動かされるべきではない。]
- <189> Non est pusillum, si quid maximo est minus. (610) [もしある [もの] がもっとも大きな [もの] よりもいっそう小さい場合で [も]、そのある [もの] は [かならずしも] 小さいものではない。]
- <190> Non est tuum, fortuna quod fecit tuum. (611) [運命が君の[もの] とした [ものは]、君の [もの] ではない。]
- <191> Non facile solus serves quod multis placet. (613) [多くの [人々] に気にいられている [ものを] 君だけが保持していくのは、容易で はない。]
- 〈192〉 Non in solitudine aliter vives, aliter in foro. (1076) [君は、単独 [生活] (私的生活) においてと公共広場 (公的生活) においてとで、[それぞれ] 異なった生きかたはしないだろう。]
- <193> Nulla hominum major poena est, quam infelicitas.(626)[人々のいかなる罰も、[人々の] 不幸よりも大きくはない。]
- 〈194〉 Nulli impones, quod ipse ferre non queas. (628) [君は、自身がたえしのぶことができないような [ことを]、誰にも課さないだろう。]
- <195> Nullum sine auctoramento est magnum malum. (630) [いかなる巨悪も、報いなしにはすまない。]
- <196> Occasio aegre offertur, facile amittitur. (644) [機会は、めったに提供されることがなく、[しかも] 容易に失なわれる。]
  - <197> Oculis habenda quam auribus est major fides. (648) [耳に

よりはむしろ眼に、いっそう大きな信頼がおかれるべきである。〕

〈198〉 Odio oportet ut peccandi facias, non metu, bonum. (1082)
[君は、悪事をなすことへの憎悪によってよい[こと]をなすべきであって、
[それへの] 恐怖によってそうするべきなのではない。]

 $\langle 199 \rangle$  Omnes aequo animo parent, digni ubi imperant. (655) [命ずるのにふさわしい [人々] が命ずるときには、すべての [人々] が平静な心でしたがう。]

〈200〉 Pacem cum hominibus, bellum cum vitiis habe. (659)「君は、人々とは平和を、悪事とは戦いを[それぞれ]もて。]

<201> Pars beneficii est, quod petitur, si cito (belle) neges. (665·666) [もし君が求められる [ものを] すみやかに (たくみに) 拒絶するならば、それは恩恵の一部である。]

<202> Patiendo multa, veniunt quae nequeas pati. (668) [君が多くの[こと] をたえしのぶことによって、君自身がたえしのぶことができないような[ことが] やってくる。]

〈203〉 Paucorum improbitas, universis calamitas. (674) [少数の [人々] の悪業は、全体の [人々] の禍 [である]。]

<204> Peccare pauci nolunt, nulli nesciunt. (676) [少数の[人々] [だけ] が悪事を犯すことを望まず、[また、] 悪事を犯すすべを知らない人 は、誰もいない。]

〈205〉 Peccatum amici velut tuum recte putes. (679) [君が友人の悪事を君自身の[悪事] のように考えてしまうのは、正しい。]

〈206〉Pecuniae oportet imperes, non servias. (681) [君は、金銭に命令を下すべきであって、それにつかえるべきではない。]

〈207〉Pejora querulo cogitat mutus dolor. (682) [沈黙の悲嘆は、不平を訴えるよりもいっそう悪い [こと] を考える。]

<208> Perdes majora, minora nisi servaveris. (685) [君が比較的小さい [もの] を保持することになるのではない場合には、君は比較的大きい [もの] を失なうだろう。]

〈209〉Perdis, non donas, nisi sit, cui donas, memor. (686) [君が [あるものを] 与える [相手方が] 記憶しているのでない場合には、君は、 [ただ] 失なう [だけで] あって、与えるのではない。]

〈210〉Perenne animus conjugium non corpus facit. (687) [永遠の婚姻をつくりだすのは、心であって、肉体ではない。]

〈211〉Pereundi scire tempus, assidue est mori. (688) [死ぬことの時を知ることは、たえず死ぬことである。]

<212> Plerique, ubi aliis maledicunt, faciunt sibi convicium. (1088)

[たいていの [人々] は、他の [人々] の悪口を言うときには、自身に非難をつくりだす。]

- 〈213〉Plus conscientiae quam famae attenderis. (703) [君は、風評以上に、良心に心をむけよ。]
- 〈214〉Plus in maledicto quam in manu est injuriae. (706) [手 (実力行使) のなかによりも、悪口のなかに、いっそう多くの不法侵害がある。]
- 〈215〉 Poenam moratur improbus, non praeterit. (709) [悪い [人] は、 [加] 罰をおくらせる [が、しかし、] それをまぬがれることはない。]
- 〈216〉 Principium est discordiae ex communi facere proprium. (1089)
  [共通の[もの]から固有の[もの]をつくるのは、不和のはじまりである。]
- 〈217〉 Probo qui dat beneficium, ex parte accipit. (728) [立派な[人]に恩恵を与える[人は]、その恩恵を部分的にうける。]
- 〈218〉 Prodesse qui vult nec potest aeque, est miser. (730) [[人の]役にたつことを望み [、しかも、] 適切に役にたつことができない [人は]、不幸である。]
- $\langle 219 \rangle$  Prodest, quicunque obesse non vult, quum potest. (731) [害を与えることができるときに、害を与えることを望まない人は、すべて、[人に] 役立つ。]
- <220> Pudor doceri non potest, nasci potest. (738) [慎しみぶかさは、教えられることはできない [が、しかし、] [自然に] 生まれることはできる。]
- 〈221〉 Pudorem alienum qui eripit, perdit suum. (740) [他の人の慎しみぶかさをうばう [人は]、自身の慎しみぶかさを失なう。]
- 〈222〉 Quae desiit amicitia, ne coepit quidem. (745) [終わってしまった友諠関係は、決してはじまらない。]
- 〈223〉 Quam magnum est non laudari, esse et laudabilem! (752) [賞讃されないが、[しかし] 賞讃に値するものであることは、なんと偉大なことか!]
- 〈224〉 Quam malus est, culpam qui suam alterius facit! (753) [自身の罪過を他の[人]の[罪過]とする[人は]、なんと悪いことか!]
- 〈225〉 Quam miserum auxilium est, ubi nocet, quod sustinet! (756) [援助がその対象としている [ものを] 害するとき、その援助はなんと嘆かわしいことか!]
- 〈226〉 Quam miserum est, ubi te captant, qui defenderint! (763) [[君を] 守ってくれた [人々が] 君を攻撃するとき、それはなんと嘆かわしいことか!]
  - 〈227〉 Quam saepe veniam, qui negaverat, petit! (766) [寛容さを

拒んだ [人が]、なんとしばしば寛容さを求めることか!]

<228> Quamvis non rectum, quod juvat, rectum putes. (769) [君は、たとえ役にたつ [ことが] 正しいものでな [く] ても、[それが] 正しいもの [である] と考えるべきである。]

 $\langle 229 \rangle$  Quem bono tenere potueris, contineas malo. (1092) [君は、自身がよい [こと] によっては保つことができなかったような [人を]、悪い [こと] によって保持せよ。]

<230> Qui caveas, quum aliud animus, verba aliud petunt? (775) [心情がある [こと] を求める [が、しかし]、言葉が他の [こと] を求めるときは、君はどのように注意するべきであるか?]

〈231〉 Qui culpae ignoscit uni, suadet pluribus. (776) [ただーつの過失を許す [人は]、多数の過失をすすめる。]

<232> Qui impegit in uno, in omnibus explodi solet. (781) [ただーつの [こと] において [人になんらかのことを] 強要した [人が]、あらゆる [こと] において排斥されるのが、ならわしである。]

〈233〉 Qui pote nocere, timetur, quum non nocet. (790) [害をくわえることのできる [人] は、[実際に] 害をくわえないとき [でも]、おそれられる。]

 $\langle 234 \rangle$  Qui pote nocere, timetur, quum etiam non adest. (789) [害をくわえることのできる [人は]、在席しているのでないときでさえも、おそれられる。]

〈235〉 Qui pote transferre amorem, pote deponere. (791) [愛をうつすことのできる [人は]、[それを] すてることができる。]

<236> Qui properat nimium, res absolvit serius. (793) [あまりにも 急ぐ [人は]、物事を比較的おそくしあげる。]

〈237〉 Qui sibi modo vivit, merito aliis est mortuus. (797) [自身のためにだけ生きている [人が]他の [人々] のためには死んでいるのは、当然である。]

〈238〉 Qui timet amicum, amicus ut timeat, docet. (798) [[自身の] 友人をおそれる [人は]、友人に、[自身を] おそれるように、教える。]

<239> Quicqiud futurum est summum, ab imo nascitur. (807) [将来最高の[もの]となるものは、すべて、最低の[もの]から生まれる。]

<240> Quid ipse sis, non quid habearis, interest. (811) [君が [人に] どのように思われているかではなくて、君自身がなんであるか、が重要である。]

〈241〉 Quidam inimici graves, amici sunt leves. (814) [ある [人々]は、重大な敵対者たちであり、軽い友人たちである。]

- 〈242〉 Quis pauper est? Videtur qui dives sibi. (817) [誰が貧しいか? [自身が] 富んで [いる] と自身に思える [人が] [、それである]。]
- 〈243〉Quis plurimum habet? Is qui omnium minimum cupit. (818) [誰がもっとも多くの[もの]をもっているか? すべての[人々]のうちで、もっとも少ない[もの]を望む人が、[それである]。]
- 〈244〉 Quod aliis vitio vertis, ne ipse admiseris. (820) [君は、自身が他の[人々]の悪業と見る[ことを]、自ら行なうな。]
- <245> Quod timeas citius quam quod speres evenit. (831) [君が期待している [こと] よりも、君がおそれている [こと] の方が、いっそう早くやってくる。]
- 〈246〉 Quum ames, non sapis; aut quum sapias, non ames. (842) [君が愛するときには、君は賢くない。あるいは、[逆に、] 君が賢いときには、君は愛しない。]
- 〈247〉 Quum inimico ignoscis amicos complures paris. (848) [ 君 が [ 一人の] 敵対者をゆるすとき、君は多数の友人たちをつくりだす。]
- 〈248〉Rapere est accipere quod non possis reddere. (848) [君が、返却することができないような [ものを] うけとることは、奪うことである。]
- 〈249〉 Rapere est, non petere, quicquid invito auferas. (849) [ 君が他の人の意思に反してとりさるようなものすべてについては、君は、それを求めるのでなくて、奪うのである。]
- <250> Raro est ejusdem hominis multa et opportune dicere. (1095)
  [多くの[こと]を言うこととそれを適切に言うことが同一の人に属することは、まれである。]
- <251> Ratione non vi vincenda adolescentia est. (851) [青年は、力によらず、理によって、征服されるべきである。]
- 〈252〉 Reddit, non perdit, qui suum quoique tribuit. (854) [各 [人] に彼自身の [もの] を付与する [人は]、それを返すのであって、それを失なうのではない。]
- 〈253〉 Refert, quam quis bene vivat; quam diu, non refert. (855) [ある [人] がいかによく生きているかが重要であって、いかに長く生きているかは、重要ではない。]
- <254> Regnat non regitur, qui nihil nisi quod vult facit. (857) [自身が望む[こと] 以外にはなんら行なわない [人は]、支配するのであって、支配されるのではない。]
- $\langle 255 \rangle$  Repelli se homo facilius fert quam decipi. (862) [人は、自身が欺かれることよりもしりぞけられることの方を、いっそう容易にたえしのぶ。]

- <256> Res bona est, non extirpare sceleratos, sed scelera. (1097) [悪事を犯した [人々] を根絶するのではなくて、悪事 [それ自体] を根絶するのは、よいことである。]
- 〈257〉Reus innocens fortunam non testem timet. (869) [無実の被告人は、運命をおそれる [が、しかし、] 証人をおそれることはない。]
- 〈258〉Reverti eo, unde venerit, nulli grave est. (870) [誰かある者が出てきたその場所へもどることは、誰にも困難ではない。]
- <259> Ridiculum est nocentis odio perdere innocentiam. (1098) [有実の[人] への憎悪のために無実 [の人] を滅ぼすことは、おかしなことである。]
- <260> Roganti melius quam imperanti pareas. (873) [君は、[自身に]命ずる[人]によりも、[自身に]懇願する[人]に、いっそうよくしたがうはずである。]
- <261> Saepius locutum, nunquam me tacuisse poenitet. (1100) [私には、自身が語った [こと] を後悔することはかなりしばしばあるが、[しかし、] 自身が沈黙していたことを後悔することは、決してない。]
- 〈262〉 Sapiens, quod petitur, ubi tacet, breviter negat. (883) [賢い [人] は、[自身が] 沈黙しているときには、[他の人から] 求められる [ものを] 簡潔に拒絶する。]
- 〈263〉 Sapientiae plerumque stultitia est comes. (884) [愚かさはたいていは賢さの仲間である。]
- <264> Sapiet qui res utiles, non multas sciet. (885) [有用な事柄を知ることになる [人が] 賢いことになるのであって、多くの [こと] を知ることになる [人が] 賢いことになるのではない。]
- <265> Satis est hostem superare; nimium est perdere. (889) [敵に対して勝利をおさめることで十分であって、敵を滅ぼすことは過度である。]
- <266> Satius est bono placere te uni quam multis malis. (1101) [君が多くの悪い [人々] に気にいられるよりも、ただ一人のよい [人] に君が気にいられる方が、いっそうよい。]
- 〈267〉 Satius est sero quam nunquam discere. (890) [決して学ばないことよりも、おそくても学ぶことの方が、いっそうよい。]
- 〈268〉 Satius ignorare est rem quam male discere. (891) [物事を悪く学ぶことよりも、物事を知らないことの方が、いっそうよい。]
- <269> Satius mederi est initiis quam finibus. (892) [終わりに修復することよりも、当初に修復しておくことの方が、いっそうよい。]
  - <270> Se damnat judex innocentem qui opprimit. (894) [無実の [人]

# を罰する審判人(裁判者)は、自身に有罪判決を下す。]

- 〈271〉 Secrete(secreto) amicos admone, lauda palam. (896) [君は、友人たちにひそかに忠告し、[一方で、]彼らを公然とほめよ。]
- 〈272〉 Secundae amicos res parant, tristes probant. (898) [順境は友人たちをつくりだし、逆境は彼らを試す。]
- 〈273〉 Secundus est a matre nutricis dolor. (899) [乳母の悲嘆は、母からすれば、第二のものである。]
- 〈274〉 Semel qui fuerit, semper perhibetur malus. (901) [一度でも悪い [人] であった [人は]、つねに悪い [人] [である] と言われる。]
- 〈275〉 Semper consilium tunc deest, cum opus maxime. (903) [助言は、それがとくに必要[である]ときに、そのとき、つねに欠ける。]
- 〈276〉 Sensus, non aetas, invenit sapientiam. (908) [年令ではなくて、知性が、叡智をもたらす。]
- 〈277〉 Si invitus pares, servus es; si volens, minister. (1104) [もし君が望まないのに [他人に] したがうならば、君は [その人の] 奴隷であるが、[しかし、] もし望んでそうするならば、君は [その人の] 使用人[である]。]
- <278> Si multis tua vita placuerit, tibi placere non potest. (1105) [もし君の人生が多くの[人々]に気にいられたような場合には、それは君には気にいることはできない。]
- 〈279〉 Si novos parabis amicos, veterum ne oblivisceris. (1106) [もし君が新しい友人たちをつくることになる場合には、君は古い友人を忘れないように。]
- 〈280〉 Si sis marinus, abstine a terrestribus. (912) [もし君が海の[人] であるならば、君は陸の[もの] から遠ざかれ。]
- 〈281〉Si tutemet te amaris, erunt qui te oderint. (913) [もし君が君自身を愛するようであれば、君を憎むような [人][も] あるだろう。]
- 〈282〉 Sibi ipse dat supplicium, quem admissi pudet. (916) [自身が悪事を犯したことを恥じる[人は]、彼自身が自身に罰を与える。]
- 〈283〉 Stulti timent fortunam, sapientes ferunt.(929)[愚かな[人々]は運命をおそれ[るが、しかし]、賢い[人々]はそれを耐えしのぶ。]
- <284> Stultum, imperare reliquis, qui nescit sibi. (939) [自身を支配することを知らない [人が] それ以外の [人々を] 支配することは、愚か [である]。]
- 〈285〉 Suis qui nescit parcere, inimicis favet. (949) [ 味 [方 ]を大切に扱うことを知らない [人は]、敵対者に利益を与える。]
  - 〈286〉 Summum jus summa plerumque est injuria. (950) [最高の正はた

#### いてい最高の不正である。〕

- 〈287〉 Tacere nescit idem, qui nescit loqui. (957) [語ることを知らないその者は、沈黙することを知らない。]
- <288> Tam deest avaro quod habet, quam quod non habet. (959)
  [貪欲な[人]には、彼がもっていない[ものが]欠けているのと同じように、彼が[現に]もっている[もの][も]、欠けている。]
- 〈289〉 Tam omnibus crudelitas est atque nulli ignoscere. (1110) [すべての [人々] を許すことは、誰も許さないのと同じほどの残酷さである。]
- <290> Timidus vocat se cautum, parcum sordidus.(962)[臆病な[人]は自身が用心ぶかい[人][である]と称し、貧欲な[人]は自身が節約[家][である]と称する。]
- 〈291〉 Tolerabilior poena haud posse, quam nescire vivere. (1112) [生きることを知らないことよりも、生きることがまったくできないことの方が、いっそう耐えやすい罰 [である]。]
- <292> Tolerabilior, qui mori jubet, quam qui male vivere. (1113)
  [悪く生きることを命ずる [人] よりも、死ぬことを命ずる [人] の方が、いっそう耐えやすい。]
- 〈293〉 Tormentum o dulce, aequo ubi reprimitur gaudium! (963) [おお、衡平な[こと] によって悦楽が制圧されるところでは、苦痛はなんと甘美で[ある] ことよ!]
- 〈294〉 Tuti sunt omnes, ubi unus defenditur. (967) [ただ一人の[人] [でも] 守られるときには、すべての[人々]が安全である。]
- 〈295〉 Ubi emas aliena, disperdes semper tua. (970) [君が他人の[もの]を買うとき、君はつねに君の[もの]を台なしにする。]
- 〈296〉Ubi judicat, qui accusat, vis, non lex, valet. (973) [ 告発する [ 人] [ 自身が ] 裁くところでは、法律(法)ではなくて、暴力が、力をもつ。]
- <297> Ubi maxime gaudebis, metues maxime. (975) [君は、自身が極度に喜ぶことになるところでは、極度におそれるだろう。]
- <298> Unus dies poenam affert, multi cogitant. [ただの一日が罰を もたらし、多くの [日々] が [それを] 考える。]
- 〈299〉Unus dies poenam affert, quam multi irrogant. (cf.982)[多くの[日々]が求める罰を、ただの一日がもたらす。]
- 〈300〉 Unus quam multi facilius consentiet. (983) [ただ一人の[人]は、多数の[人々]よりも、いっそう容易に同意するだろう。]
- 〈301〉 Vel taceas, vel meliora dic silentio. (988) [あるいは、君は沈黙せよ。あるいは、君は沈黙するよりもいっそうよい [こと] を言え。]
  - <302> Verum cur non audimus? Quia non dicimus. (991) [なぜ私

たちは真実の [こと] を聞かないのか? それは、私たちが真実の [こと] を言わないからである。]

〈303〉 Veterem ferendo injuriam, invites novam. (993) [君は、古い不法侵害をたえしのぶことによって、新しい不法侵害をまねくはずである。]

〈304〉 Vicina saepe vitia sunt virtutibus. (994) [悪徳はしばしば徳に近いところにある。]

〈305〉 Virtute quod non possis, blanditia auferas. (999) [君は、自身が徳によっては手にいれることができない [ものを]、追従によって手にいれるはずである。]

<306> Virtuti melius quam fortunae creditur. (1002) [運命によりも、徳に、いっそう信頼がおかれる。]

〈307〉 Vita hominis brevis; ideo honesta mors est immortalitas. (1117) [人の命は短い。しかし、そのために、気高い死は不滅のものである。]

<308> Vitium fuit, nunc mos est assentatio. (1013) [追従は [かつては] 不徳であった [が、しかし、] 今は風習である。]

〈309〉 Vix quisquam transit in bonum, nisi ex malo. (1016) [誰でも、悪い[こと]から[出発し]ないかぎりは、よい[こと]へとは、ほとんど移らない。]

 $\langle 310 \rangle$  Voluntas impudicum, non corpus, facit. (1017) [心情が [人を] みだらな [もの] とするのであって、肉体が [人を] みだらなものとするのではない。]

〈311〉 Vultu an natura sapiens sis, multum interest. (1020) [君が、顔つきのうえで賢いのか、それとも、本性上賢いのかには、大きなちがいがある。]

### (5) 個別テーマにそくして読む格言命題

## (a) 賢人論

「賢人」という部類の人物は、とくに古い時代にあっては、どのような社会にも存在したものと考えられている。賢人が国や社会をリードしてくれることへの願望が背景に存在するからであろう。古代ローマにも、古代ギリシアの場合ほどは目立たないが、そのような人物が存在した。現代にまで伝わるさまざまな伝承から、私たちは彼らの姿をかなりくわしく知っている(もちろん、伝承は、実像・虚像をとりまぜて賢人のイメージを私たちにふりまくので、彼らの正体を正しくとらえるのは容易なことではないが)。シュルスの構想した世界では、賢人が理想化ないしは理念化されている、という側面がある。その意味では、賢人というのは、言ってみれば、

タテマエ論的な思考の産物でもある。そもそも、前二世紀後半にはじまっ た内政不安の時代から、前一世紀のシュルスの生きていた時代までの時期 は、全体として、古いイメージをもつ、いわば共和政的な、共和政を体現 するような賢人など、とても生きていけない、きびしい世界であった。貴 族と平民間の身分闘争や、支配層内部での覇権争いや、軍事的実力者間の 内乱がつぎつぎに生じて、これらが古きよき共和政時代の姿を一変させて しまっていたからである。ところで、「賢人=賢い人」とは、〈sapio〉[賢 明である〕という動詞の現在分詞(形容詞)が名詞化した形の〈sapiens〉 の訳であるが(よく知られている「ホモー・サピエーンス (homo sapiens)」 という術語では、サピエーンスは、ホモー (ヒト) という名詞を修飾する 言葉(形容詞)となっている)、ひょっとすると、これはギリシアで「哲人」 といううけとりかたをされている部類の、上質の人士の像であるかもしれ ない。ちなみに、問題の〈sapiens〉は、〈bonus〉[よい・良い・善い・善良 な〕という形容詞が名詞化したものとしての「よい人」と同じ系列に属す る概念であるが、この〈bonus〉は、あるいは単独で、あるいは〈malus〉[悪 い」との対比のかたちで、シュルスの格言のなかに多数登場してくる。本 編では、「善良な・善良な人・善人」と「悪い・悪人」との対比がはっきり と見える例は対比パターンの命題として(4)のところで紹介しているが、 <bonus>だけの形をはらんで登場してくる命題の方は、とりたてて紹介す ることまではしなかった。つまり、\sapiens>と\bonus>とでは「格」がち がうもの、とひとまず扱うことになったわけである。あえて言うなら、 <sapiens>の概念にはタテマエ性が付着しているのに対して、<bonus>の概 念にはホンネよりのニュアンスもかなり濃厚であるように筆者には思われ るので、扱いの差が生じてきても、しかたがないのかもしれない。ところ で、シュルスの賢人論には、以下の三例において示されているような、「超 人」としての賢人のイメージはあまり見えておらず、リアリストとしての 特徴をとりわけ強く示すシュルスのうけとめかたがそこによくうつしださ れている。その三例というのは以下のものである。〈Sapiens uno minor est Jove.> [賢い [人] は、ただ一人ユーッピテル (ギリシアのゼウス神に対 応する、ローマ最高の神)に劣るだけ[の至高の存在]である。](出典不 明)、〈Sapiens dominiabitur astris.〉[賢い[人] は星(運命)を[も] 支配するであろう。] (出典不明)、(Insaniunt omnes praeter sapientem.) [賢い[人]以外のすべての[人々]は精神錯乱の状態にある。](ストア派 の哲学者の言とされる)

<1> Animo imperabit sapiens, stultus serviet. (49) [賢い [人] は心情において支配するであろう [が、しかし、] 愚かな [人] はそれにつかえるであろう。]

- 〈2〉 Avarus damno potius quam sapiens dolet. (73) [貧欲な [人] は、賢い [人] が損害を悲しむ以上に、損害を悲しむ。]
- 〈3〉 Contemni sapientiae est gravius quam percuti. (156) [賢い[人]には、打たれることよりも、軽蔑されることの方が、いっそう重大である。]
- 〈4〉 Necessitati sapiens nihil unquam negat. (561) [賢い [人] は 緊要に対してはなにも決して拒絶しない。]
- 〈5〉 Nisi per te sapias frustra sapientem audias. (593) [君は、君自身を通じて賢くならなければ、賢い [人] [の言うこと] を聞いても、無益である。]
- 〈6〉 Non pote non sapere, qui se stultum intelligit. (619) [自身が 愚か [である] と理解する [人は]、賢くないままでいることはできない。]
- 〈7〉 Nullus sapientium proditori credidit. (632) [賢い [人々] のうちの誰も裏切者を信じなかった。]
- 〈8〉Odi sapientem, qui sibi ipsi non sapit. (650) [私は、まさに自身のためには賢くないような賢い [人] を憎む。]
- 〈9〉 Qui pote consilio furere, sapere idem potest. (788) [思慮をもって精神錯乱状態になることができるその同じ人は、賢明であること [も]できる。]
- <10> Qui, quum dolet, blanditur, post tempus sapit. (794) [ある人が悲しんでるときにへつらう[人は]、時間におくれるかたちで、賢くなる。]
- <11> Quod est venturum, sapiens ut praesens cavet.(822)[賢い[人]は、生じようとする[こと]について[も]、現在の[こと]についてと同じように、用心する。]
- <12> Quum ames, non sapis; aut quum sapias, non ames. (842) [君が愛するときには、君は賢くない。あるいは、[逆に、] 君が賢いときには、君は愛しない。]
- 〈13〉 Quum semet vincit sapiens, minime vincitur. (845) [賢い[人]が自身に勝つとき、彼は負ける点においてきわめて少ない。]
- <14> Recte sapit, periculo qui alieno sapit. (852) [他人の危険によって賢くなっている [人が] 賢いのは、正しい。]
- <15> Recte valere et sapere duo vitae bona. (853) [正しく健康であることおよび賢いことは、人生の二つのよい [もの] [である]。]
- <16> Sapiens contra omnes arma fert, quum cogitat.(882)[賢い[人]は、自身が考えるとき、すべての[人々の考え]に反して武器をとる。]
- <17> Sapiens, quod petitur, ubi tacet, breviter negat. (883) [賢い [人] は、[自身] が沈黙しているときには、[他の人から] 求められる [も のを] 簡潔に拒絶する。]

- <18> Sapiet qui res utiles, non multas sciet. (885) [有用な事柄を知ることになる [人が] 賢いことになるのであって、多くの [こと] を知ることになる人が賢いことになるのではない。]
- <19> Sapit nequicquam, qui sibi ipsi non sapit. (886) [まさに自身のために賢くない [人が] 賢くても、無益である。]
- 〈20〉 Semper metuendo sapiens evitat malum. (904) [賢い [人] は、つねに恐れることによって、悪い [こと] をまぬかれる。]
- 〈21〉 Stulti timent fortunam, sapientes ferunt. (929) [愚かな [人々] は運命をおそれる [が、しかし]、賢い [人々] はそれをたえしのぶ。]
- 〈22〉 Stultus tacebit? Pro sapiente habebitur. (941) [愚かな[人] [も] 沈黙してみるか? [そのとき、] 彼は賢い[人] と考えられることだろう。]

## (b) 婦女論

婦女(女性)にまつわるもろもろのテーマがこういった格言的命題に登場してくるのは、程度の差はあれ、どの時代にも見られる現象であるが、シュルスの場合にかぎって言えば、見かけは女性に皮肉をあびせかけているようであるが、女性の存在をかなり意識している部分――いわば、ホンネ――が見えてくる。ローマの婦女は、ローマ法のタテマエ(構成)上ではかよわい存在であるが、ホンネ(現実)のうえではなかなかしたたかな存在であった([H] 部門第二章第五項:p.126ff.を参照)。同じ西洋古典古代の婦女といっても、古代ギリシアの婦女と、ローマの婦女とではちがうところがある。それは、タテマエの上の扱いでは同格の低レヴェルにおしこめられているが、しかし、ホンネの面では、社会の表舞台に出てくるローマの婦女の方がはるかに強力な存在だからである。実際のところ、ギリシアの女性は社会的にはずっと控え目な行動をした、と言われている。

- 〈1〉 Animo virum pudicae, non oculo, eligunt. (51) [貞淑な [婦女たち] は、眼によってではなく、心によって、夫を選ぶ。]
- <2> Anus, quum ludit, morti delicias facit. (56) [老婦人は、戯れる ときには、死 (死神) のために喜びをつくりだす。]
- 〈3〉 Aperte mala cum est mulier, tum demum est bona. (57) [婦女が公然と悪いとき、そのとき彼女はまさによい [人] である。]
- <4> Aut amat aut odit mulier, nihil est tertium. (67) [婦女は、あるいは愛するか、あるいは憎むかであって、第三の[もの] はなんらない。]
- 〈5〉 Casta ad virum matrona parendo imperat. (133) [夫に貞節な家母(妻) は、夫にしたがうことによって、夫に命令する。]
- 〈6〉 Deformis simiarum erit pulcherrima. (187) [醜い [婦女] [で] も、猿たちのなかでは、もっとも美しいものとなるであろう。]

- 〈7〉 Didicere flere feminae in mendacium. (196) [婦女たちは、[人を] 欺くために、泣くことを学んだ。]
- 〈8〉 Feminarum curam gerere, desperare est otium. (1039) [婦女たちへの配慮をすることは、安息に希望を失なうことである。]
- 〈9〉 Malo in consilio feminae vincunt viros. (486) [婦女たちは、悪い企みをする点では、男たちをしのぐ。]
- <10> Muliebris lacryma condimentum malitiae est. (534) [婦女の涙は悪意の薬味である。]
- <11> Mulier cum sola cogitat, male cogitat. (536) [婦女がただ一人で考えるときには、彼女は悪く考える。]
- 〈12〉 Mulier quae multis nubit, multis non placet. (535) [多くの [人々] と婚姻する [経験をもつ] 婦女は、多くの [人々] に気にいられない。]
- <13> Multis placere quae cupit, culpam cupit. (540) [多くの [人々]に気にいられることを望む [婦女は]、非難を望む。]
- 〈14〉Obsequium nuptae cito fit odium pellicis. (643) [妻の謙譲はただちに愛人の憎悪となる。]

# (c) 奴隷·被解放奴隷論

奴隷はもちろんのこと、被解放奴隷(半自由人市民)も、ローマでは下層の民であったが、この人々が、このように、シュルスによって真正面から、しかもまじめにとりあげられているのは注目すべき現象ではなかろうか。それには、おそらくは奴隷出身、という彼の出自が深く影を落としているのかもしれない。彼の言葉のなかには、とびきりの身分制社会であったローマで昔から語られていたことをはっきりと形にした側面も見られるが、それにしても、鋭い、覚めた分析がここにある。

- <1> Famulatur dominus ubi timet quibus imperat. (259) [主人 (所有者) は、自身が命令する [相手方 (奴隷たち)を] おそれるときには、使用人となってしまう。]
- 〈2〉 Malum est habere servum, qui dominum docet. (490) [主人 (所有者) に教える奴隷をもつことは、悪い。]
- <3> Minor est quam servus dominus qui servos timet. (513) [奴隷たちをおそれる主人(所有者)は、奴隷に[も]劣る[者]である。]
- 〈4〉Potest non esse honestum, quod non liberum est. (714) [自由でない「ことは」、立派であることはできない。]
- 〈5〉 Probus libertus sine natura est filius. (729) [立派な被解放奴隷は、本性によらない息子である。]

〈6〉 Quot servos, totidem habemus quisque hostes domi. (839) [私たちは、誰でも、[私たちがもつ] 奴隷たちの数と同じだけの数の敵たちを、家内にもつ。]

# (d) 友人論

ローマの上流ないし中流の人々の社会においてなりたっている友人関係 (友諠関係)(amicitia)というのは、たんなる友人の間柄というものをこえ た、一種の社会的存在である(友誼関係の対極にある、敵対関係(inimicitia) も、同じような位置にある)。その意味では、現代の友人関係がホンネに流 れる傾向が強いのに対して、ローマでは、これはタテマエ的側面を強く示 している。それは、友人関係が、家と家との横の面での結びつきを生みだ す社会的な絆――つまり、ある意味における形式――となっているからであ る。ローマ共和政下のファミリー (家=家族) は、婚姻関係、養子関係、 保護(庇護)関係と、この友誼関係によってたがいに緊密につながってい た。筆者の二元論からすると、友人というのは、タテマエ上は他人である が、ホンネでは身内である、というあたりに位置する微妙な存在である。 ところで、出典はかならずしも明らかではないが、よく知られた言いまわ しに < Alter ego est amicus. > [友人は第二の私である。] がある。この < alter ego> (第二の私 = もう一人の私 = 親友) という表現はギリシアに由来する ものである。なお、〈15〉・〈17〉・〈18〉・〈28〉・〈29〉・〈34〉に見えるよう な、〈amicus〉(友人)と〈inimicus〉(敵対者)の対比を語る命題がいくつ もあることにも、注目して頂きたい。

- <1> Amici vitia nisi feras, facis tua. (28) [君は、もし君 [自身] が 友人の過ちをたえしのぶのでなければ、それを君 [自身] の [もの] とす る。]
- 〈2〉Amici vitia noveris, non oderis. (29) [君は友人の過ちを知れ。[しかし、] 君はそれを憎むな。]
- 〈3〉Amici vitia si feras, facis tua. (30) [君は、もし君 [自身] が友人の過ちをたえしのぶのであれば、それを君 [自身] のものとする。]
- 〈4〉Amici vitium ni feras, prodis tuum. (?) [君は、君 [自身] が友人の過ちをたえしのぶのでなければ、君 [自身] の過ちをあばくことになる。]
- <5> Amicis eo magis dees, quo nihil habes. (31) [君は、君 [自身] がなんらもたなければ、それだけいっそう友人たちを助けないことになる。]
- 〈6〉Amicitia pares aut accipit, aut facit. (32) [友誼関係は、あるいは同等な [人々] をうけいれ、あるいは、[人々を] 同等なものとする。]

- 〈7〉 Amicitiae coagulum unicum est fides. (34) [信義は友誼関係とただーつ連結するものである。]
- 〈8〉 Amicos res opimae pariunt, adversae probant. (?) [順境は友人たちを生みだし、逆境は彼らを試す。]
- 〈9〉 Amicum, an nomen habeas, aperit calamitas. (35) [君が [真の] 友人をもつのか、あるいは名目 [上の友人] をもつ [だけ] なのかは、禍 [の発生] がはっきりさせる。]
- <10> Amicum laedere ne joco quidem licet. (36) [冗談のかたちにおいてでさえも、友人を傷けることは、許されない。]
- <11> Amicum perdere est damnorum maximum. (37) [友人を失なうことは、損害のうちで最大の [もの] である。]
- <12> Cave amicum credas, nisi quem probaveris. (135) [君が試してみた[人]以外には、[ある人を]友人[である]と信ずるな。]
- <13> Cujus mortem amici expectant, vitam cives oderint. (1028)
  [市民たちは、友人たちが、死 [が生ずること]を期待している [その相手方の] 生命を憎むはずである。]
- 〈14〉 Decima hora amicos plures quam prima invenis. (186) [ 君は、第一時においてよりは、第一〇時において、いっそう多くの友人たちを見出す。]
- 〈15〉Inter amicos quam inimicos judices molestius. (1054) [敵対者たちのあいだで判定者 [となること] よりも、友人たちのあいだで判定者となることの方が、いっそうやっかい [である]。]
- <16> Ipsae amicos res opimae pariunt, adversae probant. (1055) [順境はそれ自体が友人たちをつくりだし、[一方で、] 逆 [境] は友人たちを試す。]
- <17> Ita amicum habeas, posse inimicum fieri ut putes. (409) [君は、[君の友人となる人さえも] 敵対者となる可能性がある、と自身が考えるように、そのように友人をもて。]
- <18> Ita crede amico, ut ne sit inimico locus. (410) [君は、敵対者に [乗ずる] 余地が生じないように、そのように友人を信ぜよ。]
- <19> Minime amicus sum, fortunae particeps nisi tuae. (1062) [もし私が君の運命をともにわかつ人間 [で] な [い] かぎりは、私は [君の] 友人ではまったくない。]
- 〈20〉 Mores amici noveris, non oderis. (526) [君は友人の行状を知れ。 [しかし、] 君はそれを憎むな。]
- 〈21〉 Ne sit inter amicos dicta qui foras eliminet. (1068) [友人たちのあいだで [だけ] 言われた [内々のこと] を外部に [やたらに] 口外

するような [人が]、いないよう。]

- 〈22〉 Nulla, quae multos amicos recipit, angusta est domus. (1078) [多くの友人たちをうけいれる家は、どれも、狭くはない。]
- <23> Peccatum amici recte velandum putas. (676) [友人の悪事がかくされるべき [である]、と君が考えるのは、正しい。]
- <24> Peccatum amici velut tuum recte putes. (679) [ 君が友人の悪事を君自身の悪事のように考えてしまうのは、正しい。]
- 〈25〉 Quae desiit amicitia, ne coepit quidem. (745) [終わってしまった友誼関係は、決してはじまらない。]
- 〈26〉 Qui timet amicum, amicus ut timeat, docet. (798) [[自身の]友人をおそれる [人は]、友人に、[自身を] おそれるように、教える。]
- 〈27〉 Qui timet amicum, vim non novit nominis. (799) [友人をおそれる [人は]、[友人という] 名の価値を知らない。]
- 〈28〉 Quidam inimici graves, amici sunt leves. (814) [ある [人々]は、重大な敵対者たちであり、軽い友人たちである。]
- 〈29〉 Quum inimico ignoscis, amicos complures paris. (844) [ 君が [ 一人の] 敵対者をゆるすとき、君は多数の友人たちをつくりだす。]
- <30> Ruborem amico excutere amicum est perdere. (875) [友人に恥しさを感じさせることは、友人を失なうことである。]
- 〈31〉 Secrete(Secreto) amicos admone, lauda palam. (896) [君は、友人たちにひそかに忠告し、[一方で、]彼らを公然とほめよ。]
- <32> Secundae amicos res parant, tristes probant. (898) [順境は友人たちをつくりだし、逆境は彼らを試す。]
- 〈33〉 Si novos parabis amicos, veterum ne olivisceris. (1106) [もし君が新しい友人たちをつくることになる場合には、君は古い [友人] を忘れないように。]
- <34> Simulans amicum inimicus inimicissimus. (918) [友人をよそおう[人]が、もっともおそろしい敵対者[である]。]

## (e) 人生論

人生というものにかんするさまざまな戒めや、その本質を鋭くさししめすタイプの命題は、格言のなかでも、とりわけインパクトの強い部類に属する。日本においても、もちろんそうである。以下に、典型的な人生論(人生訓)とあわせて、人間の生きかた・処世術にかんしてシュルスが展開した直接・間接の教えをいくつか紹介してみよう。なお、(f)の比喩の部門にまとめあげられている各命題の多くは、この人生論(人生訓)の部門にも含められる。彼が提示してみせた各種のホンネ論系列の言いまわしのな

かから、時代をこえるかたちで人生訓を読みとっていくのも私たちのつと めであるように、筆者には思われる。

- <1> Ad duo festinans, neutrum bene peregeris. (7) [君は、二つの[こと] にむかって急ぐならば、そのどちらの[こと] もうまくなしとげることはないだろう。]
- 〈2〉Alius in aliis rebus est praestantior. (17) [一方の [人] は、[それぞれ、] 他の事柄において、[他の人より] いっそう優れている。]
- 〈3〉Arbore dejecta, ligna quivis colligit. (58) [樹木がたおされたときには、誰でも材木を集める。]
- 〈4〉 Caret periculo, qui etiam tutus cavet. (132) [[自身が] 安全であるときでさえも用心する [人は]、危険をまぬかれる。]
- 〈5〉 Cave illum semper, qui tibi imposuit semel. (136) [君は、一度 [でも] 君を欺いたあの [人のこと] は、つねに用心せよ。]
- 〈6〉 Cavendi nulla est dimittenda occasio. (137) [用心することのいかなる機会も失なわれるべきではない。]
- 〈7〉 Deliberando saepe perit occasio. (189) [熟考することによって、 しばしば [絶好の] 機会が失なわれる。]
- <8> Dies quod donat, timeas; cito raptum venit. (198) [君は [ある] 日が与える [ものを] おそれよ。それは、[そのものを] 奪うために、すみ やかにやってくる。]
- 〈9〉 Domum qui aedificat, impolitam ne sinat. (209) [家を建築する [人は]、それを未完成のままにするな。]
- <10> Eget minus mortalis, quo minus cupit. (217) [人が望むことが少なければ少ないほど、その者に欠けることは少ない。]
- <11> Est honesta turpitudo pro bona causa mori. (1034) [よい事情のために死ぬことは、立派な恥辱である。]
- <12> Et miseriarum portus est patientia. (230) [忍耐はもろもろの不幸な[こと]の避難所でもある。]
- <13> Ex praemi spe laboris fit solatium. (245) [報賞の希望から労苦の慰めが生まれる。]
- <14> Exigua vitae pars est, quam nos vivimus. (249) [この私たちが生きているのは、生命の小さな部分である。]
- <15> Felix est non aliis esse qui videtur, sed sibi.(1038)[他の[人々]に [幸福である] と見られる [人] が幸福なのではなくて、幸福であると自身に思える [人] が、幸福である。]
- <16> Ferrum, dum igne candet, cudendum est [tibi]. (266) [鉄は、 火によって熱せられているあいだに、[君によって] 打たれるべきである。]

- <17> Haud errat tota, qui redit media via. (315) [道のなかばでもどってくる [人は]、決して全面的には迷わない。]
- <18> Id agas, tuo te merito ne quis oderit. (343) [君は、ある人が君[の行動]によって君を憎むようなことが正当とならないよう、配慮せよ。]
- 〈19〉 In malis sperare bonum, nisi innocens, nemo potest. (1053)
  [悪い [こと] においては、潔白な [人] [で] な [い] かぎりは、誰も、よい [こと] を期待することはできない。]
- <20> Ne quidquam incipias, quod poeniteat, cave. (549) [君は、[自身が]後悔するようなことはなにもはじめたりするな。]
- 〈21〉 Necessitatem ferre, non flere addecet. (559) [緊要をたえしのぶのが適切であり、[これを] 歎くのは適切ではない。]
- 〈22〉 Neminem nec accusaveris, nec laudaveris cito. (1069) [君は、誰も、性急には非難するな、また、性急には賞讃するな。]
- 〈23〉 Nisi qui scit facere, insidias nescit metuere. (594) [わなをつくっていることを知っている [人] 以外には、誰も、わなをおそれることを知らない。]
- <24> Noli contemnere ea, quae summos sublevant. (600) [君は最高の[もの]を支えているものを軽蔑するな。]
- <25> Non omnia evenire, quae statuas, solent. (618) [君が [心のなかに] 定めているような [こと] がすべて生ずるのではないのが、ならわしである。]
- <26> Nulli impones, quod ipse ferre non queas. (628) [君は、自身がたえしのぶことができないような [ことを]、誰にも課さないだろう。]
- <27> Parium cum paribus facilis congregatio est. (664) [もろもろのひとしい [もの] と、もろもろのひとしい [もの] との集合は、容易である。]
- <28> Pecuniae oportet imperes, non servias. (681) [君は、金銭に命令を下すべきであって、それにつかえるべきではない。]
- 〈29〉Pejora juvenes facile praecepta audiunt. (681) [若者たちは、かなり悪い教えに [も]、容易に耳をかたむける。]
- <30> Perfugere ad inferiorem, seipsum est tradere. (690) [いっそう劣った [人] へと逃げこむことは、自身をひきわたすことである。]
- 〈31〉Plerumque similem ducit ad similem deus. (701) [神は、一般に、[たがいに] 類似した [人] を [たがいに] 類似した [人] へと導く。]
- 〈32〉 Puras deus non plenas adspicit manus. (743) [神は、清らかな手は見るが、[しかし]、[富で] みたされた手は見ない。]

- <33> Quae fieri fas est, tempore haec fiunt suo. (746) [なされるべきであるこの [こと] は、その [適切な] 時期になされる。]
- 〈34〉Quae pigeat invenisse, cave quaesiveris. (747) [君は、自身が 見出した[ことを]後悔するような[ことを]求めたりするな。]
- 〈35〉 Repente dives nemo factus est bonus. (863) [どのようなよい [人] でも、突然に富裕となったことはない。]
- 〈36〉 Saepe minus pecces, si scias quod nescias. (877) [君は、自身が知らない[ことを]知ることになる場合には、自身が悪事を犯すことがしばしばいっそう少なくなるはずである。]
- <37> Salis absumendus modius, priusquam habeas fidem. (879)[君が[人の]信頼をえる以前には、多量の塩が使われるべき[である]。]
- 〈38〉 Stultum est, caveri quod potest, admittere. (932) [用心 [してさける] ことができる [ことを] 行なうのは、愚かである。]
- 〈39〉 Stultum est, queri de adversis, ubi culpa est tua. (934) [責任が君のもとにあるときに、不幸な [こと] を歎くことは、愚かである。]
- <40> Tamdiu discendum est homini, quamdiu nesciat. (960) [人は、 知らないあいだは、そのあいだは学ぶべきである。]
- <41> Virum ne habueris improbum comitem in via. (1006) [君は、不正直な人を道中の連れとしてもつようなことはするな。]
- 〈42〉 Vitandae causa invidiae vela opulentiam. (1011) [君は [人の]嫉妬をさけるために [自身の] 富裕さをかくせ。]

## (f) 比喻論

格言(それらのうち、とりわけ「ことわざ」とよばれるもの)のなかには、動・植物や無機物を素材にした比喩・たとえや、人の特別な動きなどに注目するかたちで、人生一般にかかわる考えかたを遠まわしに表現するようなタイプの手法がある。日本にもこの手のものは多い。これは、タテマエ・ホンネ論とはかならずしも結びつかないジャンルの作品であるが、強いて言うなら、ある種のタテマエ(戒め)をかたちをかえて表現するものである。そのようなわけで、この部門の命題の多くは、同時に人生訓ともなっている。

- <1> Auloedus fiat, qui esse citharoedus nequit. (65) [琵琶楽人であることができない [人は]、笛吹きとなれ。]
- 〈2〉Bona est, bonos quae jungit, navigatio. (106) [よい [人々] をむすぶ航海は、よい。]
- <3> Bonum est duabus anchoris niti ratem. (122) [二つの碇に船をつなぐことは、よい。]

- <4> Camelus desiderans cornua etiam aures perdidit. (131) [ 駱駝は、[あつかましくも] 角を望んで、耳さえも失なってしまった。]
- 〈5〉 Comes jucundus(facundus) in via pro vehiculo est. (147) [愉快な (口の達者な) 道づれは、道中においては馬車のかわりになる。]
- 〈6〉 Crebro si jacias, aliud alias jeceris. (162) [もし君が何度も [矢を] 射るならば、君はちがった [もの] をちがったところに射てしまうだろう。]
- <7> Deformis simiarum erit pulcherrima. (187) [醜い [婦女] [で] も、猿たちのなかでは、もっとも美しいものとなるであろう。]
- 〈8〉 Divisus ignis extinguetur celerius. (205) [分けられた火はいっそう早く消えるだろう。]
- 〈9〉 Equo currenti non opus calcaribus. (220) [走っている馬には、 拍車は必要ではない。]
- <10> Etiam capillus unus habet umbram suam. (232) [たった一本の髪の毛さえも、自身の影をもつ。]
- <11> Ferrum, dum igne candet, cudendum est [tibi]. (266) [鉄は、火によって熱せられているあいだに、[君によって] 打たれるべきである。]
- <12> Fortuna vitrea est; tum, cum splendet, frangitur. (284) [運命はガラスのようなものである。それは、輝くとき、そのときくだかれてしまうのである。]
- <13> Generosus equus haud curat latratum canum. (297) [おうような馬は、犬たちのほえ [声] [など] をまったく気にかけない。]
- <14> Humilis nec alte cadere, nec graviter potest. (340) [[もともと] 低いところにいる [人] は、深くおちることも、はげしくおちることもできない。]
- <15> Ignis late lucere, ut nihil urat, potest. (346) [火は、なにも焼かないようにして、広くてらすことができる。]
- <16> Ignis probat aurum, miseriae fortem probant. (347) [火は黄金を試し、不幸は勇敢な[人]を試す。]
- <17> Ignis suum calorem etiam in ferro tenet. (348) [火は、その熱を、鉄のなかにおいてさえも、たもつ。]
- <18> In sterculino(sterquilino) plurimum gallus potest. (364) [ごみだめでは、雄鶏がもっとも勢力をもっている。]
- 〈19〉In tranquillo esse quisque gubernator potest. (365) [静かな[海] においては、誰でも舵手であることができる。]
- 〈20〉 Intensus arcus nimium facile rumpitur. (396) [張りすぎた弓は容易に切れる。]

- <21> Leo a leporibus insultatur mortuus. (429) [死んでいるライオンは兎に [さえ] 嘲笑される。]
- <22> Leonem mortuum etiam catuli morsicant. (430) [死んでいるライオンなら、小犬でさえもそれをかむ。]
- 〈23〉 Lepores duo qui insequitur, is neutrum capit. (431) [二匹の 兎を追うその人は、どちらの [もの] もつかまえない。]
- <24> Maritimus quum sis, fieri terrestris cave. (500) [君は、[自身]が海の[人]であるようなときには、陸の[人]となるな。]
- <25> Musco lapis volutus haud obducitur. (544) [ころがる石は決して苔でおおわれない。]
- 〈26〉 Ni gradus servetur, nulli tutus est summus locus. (1072) [踏み台がのこされているのではないような場合には、とても高い場所は、誰にとっても安全ではない。]
- <27> Nihil non acerbum prius quam maturum fuit. (581) [すでに熟した状態になっている以前に苦くないものは、なにもな [い]。]
- <28> Nimium tendendo rumpi funiculus solet. (591) [綱が張りすぎることによって切れるのが、ならわしである。]
- <29> Non falx mittenda in messam est alienam tibi. (614) [君は、他人の収穫物のなかへ鎌を入れるべきではない。]
- <30> Non omni eundem calceum induces pedi. (617) [君は、同じ靴をすべての足にはかせることは、しないであろう。]
- 〈31〉 Nunquam, ubi diu fuit ignis, deficit vapor. (639) [火が長い時間あったところに、煙がなくなってしまうようなことは、決してない。]
- 〈32〉 Pipere qui abundat, oleribus miscet piper. (696) [胡椒を豊富にもっている [人は]、野菜に [さえ] 胡椒をまぜる。]
- 〈33〉Pirum, non ulmum, accedas, si cupias pira. (697) [もし君が 梨を [とる] つもりであれば、楡の木にではなく、梨の木に近づけ。]
- <34> Probae materiae probus est adhibendus faber. (725) [よい素材にはよい職人が用いられるべきである。]
- 〈35〉 Quae defloruerit, ne iterum quaeratur rosa. (744) [花のおちたバラがふたたび求められることがないよう。]
- 〈36〉 Quaerendus cuneus est malus trunco malo. (749) [悪い幹のためには悪い楔が探し求められるべきである。]
- 〈37〉 Queis thura desunt, hi mola salsa litant. (770) [香料のないこれらの[人々] は、塩せんべいを神への捧げ物とする。]
- 〈38〉 Qui maria sulcant, ventum in manibus non habent. (785) [海上を進む [人々は] 手のなかに風をもたない。]

- <39> Rana in paludem ex throno resilit aureo. (847) [蛙は黄金製の 王座から沼へとびこむ。]
- <40> Remedio amaro amaram bilem diluunt. (860) [彼らは苦い薬によって苦い胆汁を洗いだす。]
- 〈41〉 Scintillae non fabrorum terrent filios. (893) [火花は鍛冶屋の息子たちをおそれさせない。]
- 〈42〉 Spina etiam grata est, ex qua spectatur rosa. (928) [刺さえも、バラを見せるものとして、喜ばれる。]
- <43> Subinde bos alienus prospectat foras. (946) [他人の牛はときどき外の方を見る。]
- <44> Tui quum sitiant, ne agros alienos riga. (964) [君の畑が乾いた状態にあるときには、君は他人の畑をしめらせるな。]
- 〈45〉 Vel strangulari pulchro de ligno juvat. (987) [あるいは首をつられるにしても、美しい木からの方がよい。]
- <46> Veterior canis catenis adsuefieri non potest. (1116) [かなり老いた犬は鎖にならされることはできない。]
- 〈47〉 Vino vendibili suspensa hedera nihil(non) opus. (996) [気にいった酒には、常春藤(キヅタ)の花環 [をかける] 必要はな [い]。]
- 〈48〉 Vir fugiens haud moratur concentum lyrae. (997) [逃げていく男は琴の調子をまったく気にかけない。]

#### (g) 恋愛論

人が他者とかかわりをもつかたちのなかで、もっとも根元的なものの一心は、愛・恋愛である。古くから、愛・恋愛の問題は人々の関心事の中国にあったが、ローマ人も愛の分野においては第一級の文化(?)をもつ国民と言ってもよい。以下に、おそらく舞台でも観客にアッピールしたといれる、皮肉たっぷりのシュルス作の命題をいくつか紹介してみよう。い枠組のなかだけではなく、もっと根本的に、人生論の重要な部分としてもあったりになったとはであるう。このことはもあることであり、愛することであり、であるうに生きることは愛することであり、愛することは生きることであるうにまる。「生きることは愛することであり、愛することは生きることであるうに表る。「生きることはであるう。これくらいのことはきっと誰かがこれまでに言ってくれているであるうに実を言えば、これは、筆者が、シュルスのひそみにならって、対比の手法を用いて勝手にこしらえてみた私的な命題であるが、の第一で表を用いて、愛のかたちはまったくさまであるが、筆者の見て感じたとおいて、愛のかたちはまったくさまであるが、筆者の見て感じたといせつにした、愛の伝統をもっともよくうけついでいるようである。

- <1> Ab amante lacrymis redimas iracundiam. (3) [君は、[自身を] 愛してくれる [人] から、涙をもって [その人の] 怒りをとりのぞけ。]
- 〈2〉Adulter est uxoris amator acrior. (10) [[自身の] 妻を過度に愛する人は、[妻を] 姦淫する者である。]
- 〈3〉Amans iratus multa mentitur sibi. (19) [怒っている恋 [人] は、 自身に対して多くの [こと] を偽る。]
- 〈4〉Amans, ita ut fax, agitando ardescit magis. (20) [愛する [人]は、松明のように、[相手方を] 刺激することによって、いっそう燃えあがる。]
- 〈5〉 Amans quid cupiat, scit; quid sapiat, non videt. (31) [愛する [人] は、自身がなにを熱望しているかを知っているが、しかし、自身がな にを知っているかは、見ない。]
- 〈6〉 Amans quod suspicatur, vigilans somniat. (22) [愛する [人] が予感する [ことを]、目覚めている [人] は夢見る。]
- 〈7〉 Amantis jusjurandum poenam non habet. (23) [愛する [人] の宣誓は罰をもたない。]
- 〈8〉 Amare juveni fructus est, crimen seni. (26) [愛することは、若者には[当然の]所産である[が、しかし]、老人には罪[である]。]
- 〈9〉 Amor extorqueri non pote, elabi pote. (39) [愛は、もぎとられることはできない [が、しかし、] 消えうせることはできる。]
- $\langle 10 \rangle$  Amor misceri cum timore non potest. (40) [愛は恐怖とまぜあわされることはできない。]
- 〈11〉 Amor otiosae causa sollicitudinis. (41) [愛は暇な心配の原因[である]。]
- 〈12〉 Amor, ut lacryma, oculo oritur, in pectus cadit. (42) [愛は、 涙と同じように、眼から発して、胸へおちる。]
- <13> Amori finem tempus, non animus facit. (43) [愛に終わりをつくるのは、時間であって、心情ではない。]
- <14> Amoris vulnus sanat idem, qui facit. (44) [愛の傷は、それを 生じさせる [人] と同じ [人] がいやす。]
- <15> Animi arbitrio amor sumitur, non ponitur. (47) [愛は、心情の判断によってはじめられる [が、しかし、] [それによっては] とりさられない。]
- 〈16〉 Cogas amantem irasci, amari si velis. (145) [もし君が愛されることを望むならば、君は[自身が]愛する[人]が怒るよう強いよ。]
- <17> In amore forma plus valet quam auctoritas. (355) [愛においては、勢望よりも容姿が、いっそう力をもつ。]

- <18> In amore semper causa damni quaeritur. (356) [愛においては、損害の原因がつねに探し求められる。]
- <19> In amore semper mendax iracundia est. (357) [愛においては、 怒りはつねに偽りのものである。]
- <20> In Venere semper certat dolor et gaudium. (367) [ウェヌス (恋愛) においては、苦痛と悦びがつねにあい争う。]
- 〈21〉 In Venere semper dulcis est dementia. (368) [ウェヌス (恋愛) においては、狂気はつねに甘い。]
- <22> Nec mortem effugere quisquam, nec amorem potest. (550) [誰も、死も愛ものがれることはできない。]
- 〈23〉Nil magis amat cupiditas, quam quod non licet. (580) [恋情は、許されない [もの] 以上には、なにも愛しない。]
- 〈24〉 Quem diligas, etiam queri de ipso malum est. (771) [君が愛するその[人]自身にかんしては、[君が] 不満をのべることさえも、悪い。]
- <25> Quum ames, non sapis; aut quum sapias, non ames. (842) [君が愛するときには、君は賢くない。あるいは、[逆に、] 君が賢いときには、君は愛しない。]
- <26> Si tutemet te amaris, erunt qui te oderint. (913) [もし君が君自身を愛するようであれば、君を憎むような [人] [も]、あるだろう。]
- 〈27〉 Virtuti amorem nemo honeste denegat. (1000) [誰も、徳に対しては愛を立派なかたちでは拒まない。]

## (h) 二倍論

なぜかよくわからないが、ローマ人は「二倍」とか「二度・再度」とかという発想にとても親しみをもっているようである。もちろん、このような現象はほかの国々にもある。日本の法学界にとてもよく知られたラテン語格言の一つに、後代産のものとして、〈Ne bis in idem.〉[同一[事案]について[訴訟が]二度な[い]よう。]や、〈Bis de eadem re ne sit actio.〉[同一事案にかんして訴訟が二度ないよう。]というものがあるが、ここでは、〈bis〉の系統に属する格言的命題をシュルス本からいくつか集めてみた。ついでに「二」系統のものもそえてある。なにかの御参考になれば幸いである。ちなみに、日本にも、「理の嵩じたるは非の一(二)倍」という言いまわしがある。

- <1> Bene vulgo audire est alterum patrimonium. (83) [世間でよい評判があることは、第二の家産である。]
- 〈2〉 Beneficium egenti bis dat, qui dat celeriter. (93) [すみやかに 恩恵を与える [人は]、恩恵を求める [人] に恩恵を二度 (二倍) 与える。]

- 〈3〉Bis dat qui dat celeriter. (?) [すみやかに [あるものを] 与える [人は]、二度 (二倍) 与える。]
- 〈4〉 Bis emori est alterius arbitrio mori. (98) [他 [の人] の意向に よって死ぬことは、二度死ぬことである。]
- <5> Bis est gratum quod opus est, si ultro offeras. (99) [必要とされている [ものは]、もし君がそれを自発的に提供するならば、二倍感謝される。]
- 〈6〉Bis ille miser est, ante qui felix fuit. (100) [以前に幸福であったあの [人] は、[今は] 二倍不幸である。]
- 〈7〉Bis interimitur, qui suis armis perit. (101) [自身の武器によって死ぬ [人は]、二度滅びる。]
- (8) Bis peccas, quum peccanti obsequium accomodas. (102) [君が悪事を犯す [人] に従順な態度を示すときには、君は二度悪事を犯す。]
- 〈9〉Bis vincit, qui se vincit in victoria. (103) [勝利のさいに自身に勝つ [人は]、二度勝つ。]
- <10> Duplex fit bonitas, si simul accesserit celeritas. (1031) [もし迅速さが [親切に] 同時に加わったならば、親切は二倍となる。]
- <11> Duplicatur bonitas, simul accessit celeritas. (215) [迅速さが [親切に] 同時に加わったりする [と]、親切は倍加される。]
- <12> Geminat peccatum, quem delicti non pudet. (295) [[自身の] 不 法行為を恥じない [人は]、悪事を倍加させる。]
- 〈13〉 Honesta fama est alterum patrimonium. (329) [立派な評判は第二の家産である。]
- 〈14〉 Honestus rumor alterum patrimonium est. (337) [立派な世評は第二の家産である。]
- 〈15〉 In turpi re peccare, bis delinquere est. (366) [ 恥ずべき事柄において悪事を犯すことは、不法な行為を二度犯すことである。]
- <16> Inimicum ulcisci vitam accipere est alteram. (385) [敵対者に報復することは、もう一つの生命をうけることである。]
- <17> Inopi beneficium bis dat, qui celeriter dat.(392)[困窮した[人]にすみやかに恩恵を与える[人は]、困窮した[人]に恩恵を二度(二倍)与える。]
- <18> Juxta bonum homini dat deus duplex malum. (418) [神は、人間に、[一つの] よい [こと] のかたわらに、[その] 二倍の悪い [こと] を与える。]
- 〈19〉 Simulata vultu probitas nequitia est duplex. (919) [顔つきで仮装された正直さは、二倍の害悪である。]